

次世代育成支援対策

佐久市行動計画



平成16年3月

長野県佐久市

はじめに



佐久市長 三浦大助

近年の急速な少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような中で、国はこの少子化の流れを変えるために、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制を整備し、具体的な施策を進めようと「次世代育成支援対策推進法」を制定し、市町村・都道府県・一般事業主等に、国の示した策定指針に基づく「行動計画」を、平成16年度末までに策定することを義務づけました。

国では、この行動計画が円滑に策定できるように、平成15年度中に行動計画を先行して策定する、全国53の市区町村を選定しましたが、長野県下では本市が選定されました。

本市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を、市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために様々なメニュー（平成15年度では88種類）で事業を展開して参りまして、平成15年3月25日には「子育て支援都市」を宣言いたしました。

本市では、都市宣言やこの行動計画の先行策定を契機として、これまでの様々な子育て支援施策の取り組みに加えて、さらに子育て支援の充実に努めることにより、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み育てることができる優しい都市づくりを目指すものであります。

終わりに、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導をいただきました、次世代育成支援対策佐久市行動計画策定協議会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成16年3月

子育て支援都市宣言

少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や、日本の将来の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される中で、子どもたちを安心して生み育てることができるようにすることは、都市づくりの基本であり市民の願いである。

そのために佐久市は、子育て支援を佐久市の重要施策の一つとして位置づけ、児童福祉・保健医療を始め、社会教育などの各分野がそれぞれ連携を図りながら様々な事業を展開してきた。

佐久市では、子どもたちの健全育成を図りながら、子育て支援施策をさらに充実させ、市民が未来に希望を持って、安心して子どもを産み育てることができる優しい都市づくりを目指し「子育て支援都市」を宣言する。

平成15年3月25日



目 次

第1章 行動計画の概要

1 . 計画策定の背景.....	1
2 . 計画策定の趣旨.....	3
3 . 計画の期間及び位置づけ.....	3
4 . 本市における施策の基本的視点と考え方.....	3
5 . 計画策定体制.....	4

第2章 現状把握

1 . 本市の出生の動向.....	5
(1) 出生数.....	5
(2) 合計特殊出生率.....	5
2 . 人口・世帯の状況.....	6
(1) 人口の状況.....	6
(2) 世帯の状況.....	9
(3) その他の状況.....	10
3 . 就学前児童の居場所.....	12
4 . 保育サービスの現状.....	13
(1) 保育園.....	13
(2) 家庭保育員の状況.....	15
(3) ファミリーサポート事業.....	15
(4) 幼稚園.....	15
5 . 各種事業の実施状況.....	16
(1) 児童館.....	16
(2) 家庭児童相談.....	17
(3) 乳幼児健康診査.....	17
(4) 図書館.....	18
(5) 佐久市の公園.....	18
6 . 佐久市子育て支援施策（平成16年度）.....	19

第3章 佐久市の施策展開

1 . 佐久市子育て支援施策の推進計画（行動計画）.....	24
2 . 佐久市子育て支援施策の推進体制.....	26
3 . 佐久市子育て支援施策事業の展開.....	27
（1） 地域における子育ての支援	
（1） - 1 . 子育てサロン事業.....	27
（1） - 2 . 育児講座事業.....	29
（1） - 3 . 子育て専門相談員の設置.....	29
（1） - 4 . 佐久市子ども特別対策推進員の設置.....	29
（1） - 5 . 子ども未来館運営事業.....	30
（1） - 6 . 児童館運営事業.....	31
（1） - 7 . 児童館の日曜開館事業.....	33
（1） - 8 . 児童館の養護学校児童・生徒受入.....	33
（1） - 9 . 児童館午前中開放事業.....	34
（1） - 10 . 公立保育所運営事業.....	34
（1） - 11 . 私立保育所委託事業.....	35
（1） - 12 . 障害児保育事業.....	36
（1） - 13 . 長時間保育事業.....	37
（1） - 14 . 乳児保育事業.....	40
（1） - 15 . 一時保育事業.....	41
（1） - 16 . 広域入所保育事業.....	43
（1） - 17 . 地域活動事業.....	44
（1） - 18 . 地域子育て支援センター事業.....	45
（1） - 19 . 家庭保育事業.....	46
（1） - 20 . 休日保育事業.....	46
（1） - 21 . 保育キーパー設置事業.....	48
（1） - 22 . 特定保育事業.....	48
（1） - 23 . 育児支援家庭訪問事業.....	49
（1） - 24 . 公立保育所苦情相談窓口の設置 （平成16年度から実施予定）.....	49
（1） - 25 . 助産施設入所制度.....	50
（1） - 26 . 出生届出時相談・指導事業.....	50
（1） - 27 . ハローベビー（乳児育児支援教室）.....	51
（1） - 28 . ハローキッズ（2歳児教室）.....	52
（1） - 29 . 多胎児をもつ親の会への支援.....	53
（1） - 30 . 赤ちゃん手帳交付.....	53
（1） - 31 . 子育てビデオの活用.....	54
（1） - 32 . 広報・保健だより・FM等による啓発.....	54
（1） - 33 . 児童手当支給事業.....	54
（1） - 34 . ジュニアリーダー研修事業.....	55
（1） - 35 . 子どもまつりの開催.....	55

(1) - 3 6 . 佐久市中学生海外研修事業.....	56
(1) - 3 7 . 佐久市少年洋上セミナー事業.....	57
(1) - 3 8 . 子どもセンター事業.....	58
(1) - 3 9 . 青少年健全育成事業.....	59
(1) - 4 0 . 青少年美化清掃活動清掃用具配布事業.....	59
(1) - 4 1 . 少年センター街頭補導活動事業.....	60
(1) - 4 2 . 母子生活支援施設整備事業.....	60
(1) - 4 3 . 子育て支援総合コーディネート事業.....	61
(1) - 4 4 . ファミリーサポート事業.....	61
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
(2) - 1 . 妊婦一般健康診査 (委託券)	62
(2) - 2 . 4 か月児健康診査.....	62
(2) - 3 . 7 か月児健康診査.....	63
(2) - 4 . 乳児一般健康診査 (委託券)	64
(2) - 5 . 1 歳 6 か月児健康診査.....	64
(2) - 6 . 3 歳児健康診査.....	65
(2) - 7 . 妊婦保健指導事業.....	66
(2) - 8 . 母と子のすこやか相談室事業.....	66
(2) - 9 . 地区健康相談.....	67
(2) - 1 0 . 1 歳児はがき相談事業.....	67
(2) - 1 1 . 2 歳児はがき相談事業.....	67
(2) - 1 2 . いきいき相談 (心理相談)	68
(2) - 1 3 . 妊産婦あんしん育児支援事業.....	69
(2) - 1 4 . 乳児 (新生児) 訪問指導事業.....	70
(2) - 1 5 . 乳幼児訪問指導事業.....	70
(2) - 1 6 . 産婦訪問指導事業.....	70
(2) - 1 7 . 産前学級.....	71
(2) - 1 8 . 離乳食教室.....	72
(2) - 1 9 . いきいき親子教室.....	73
(2) - 2 0 . 口腔歯科保健センター事業.....	74
(2) - 2 1 . 乳幼児歯科保健指導事業.....	74
(2) - 2 2 . 乳児う歯予防事業.....	75
(2) - 2 3 . 1 歳児育児教室.....	75
(2) - 2 4 . 1 歳 6 か月児歯科健康診査.....	76
(2) - 2 5 . 3 歳児歯科健康診査.....	76
(2) - 2 6 . 歯の教室.....	77
(2) - 2 7 . 母子健康手帳交付.....	77
(2) - 2 8 . 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習.....	78
(2) - 2 9 . 思春期相談.....	79
(2) - 3 0 . 予防接種法による定期予防接種の実施.....	79
(2) - 3 1 . 結核予防法による定期予防接種.....	80

(2) - 3 2 . 母子健康管理システム事業.....	80
(2) - 3 3 . 保育園児歯科指導事業.....	80
(2) - 3 4 . 育児講座事業 (1) - 2 参照.....	81
(2) - 3 5 . 助産施設入所制度 (1) - 2 5 参照.....	81
(2) - 3 6 . 児童福祉医療費給付事業.....	81
(2) - 3 7 . フッ素洗口法によるう歯予防事業.....	81
(2) - 3 8 . フッ素洗口う歯予防効果判定事業.....	82
(2) - 3 9 . 食育の推進.....	83
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
(3) - 1 . 子どもまつりの開催 (1) - 3 5 参照.....	85
(3) - 2 . 子どもセンター事業 (1) - 3 8 参照.....	85
(3) - 3 . 少年センター街頭補導活動事業 (1) - 4 1 参照.....	85
(3) - 4 . 子育て講演会.....	85
(3) - 5 . 乳幼児学級.....	85
(3) - 6 . 「子ども自習室」の設置.....	87
(3) - 7 . スポーツ教室開催事業.....	87
(3) - 8 . スポーツ大会開催事業.....	88
(3) - 9 . スポーツ少年団の育成事業.....	88
(3) - 1 0 . チャレンジ(ふれあい)教室(子ども支援事業).....	88
(3) - 1 1 . スクールメンタルアドバイザー事業 (子ども支援事業).....	89
(3) - 1 2 . 学校改築事業.....	89
(3) - 1 3 . ふれあい農業推進事業.....	90
(3) - 1 4 . みどりの教室.....	90
(3) - 1 5 . 学校給食等での地元食材の利用.....	91
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	
(4) - 1 . 防犯灯設置事業.....	92
(4) - 2 . 都市公園のバリアフリー化.....	92
(4) - 3 . 交通安全施設の整備事業.....	93
(4) - 4 . 通学路等の歩道整備.....	93
(4) - 5 . 公営住宅の整備.....	94
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	
(5) - 1 . 児童館運営事業 (1) - 6 参照.....	95
(5) - 2 . 児童館の日曜開館事業 (1) - 7 参照.....	95
(5) - 3 . 長時間保育事業 (1) - 1 3 参照.....	95
(5) - 4 . 乳児保育事業 (1) - 1 4 参照.....	95
(5) - 5 . 一時保育事業 (1) - 1 5 参照.....	95

(5) - 6 . 休日保育事業 (1) - 2 0 参照.....	95
(5) - 7 . 職業生活と家庭生活との両立の推進について.....	95
(6) 子ども等の安全の確保	
(6) - 1 . 児童遊園補助事業.....	96
(6) - 2 . 市民総ぐるみの防犯活動の推進.....	96
(6) - 3 . 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	97
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
(7) - 1 . 子育て専門相談員の設置 (1) - 3 参照.....	99
(7) - 2 . 家庭児童相談室運営事業.....	99
(7) - 3 . 母子通園訓練事業.....	100
(7) - 4 . お兄さんと遊ぼう事業.....	100
(7) - 5 . 児童館の養護学校児童・生徒受入 (1) - 8 参照.....	101
(7) - 6 . 障害児保育事業 (1) - 1 2 参照.....	101
(7) - 7 . 児童扶養手当.....	102
(7) - 8 . 母子寡婦福祉資金貸付事業.....	103
(7) - 9 . 母子小口貸付事業.....	103
(7) - 1 0 . 母子家庭等日常生活支援事業.....	104
(7) - 1 1 . 母子家庭自立支援給付事業.....	104
(7) - 1 2 . 交通・災害遺児等給付金支給事業.....	105
(7) - 1 3 . 小学校入学激励金.....	105
(7) - 1 4 . 中学校卒業激励金.....	106
(7) - 1 5 . 母子生活支援施設入所制度.....	106
(7) - 1 6 . 特別児童扶養手当.....	107
(7) - 1 7 . 障害児福祉手当.....	107
(7) - 1 8 . 児童補装具給付事業.....	108
(7) - 1 9 . 佐久市心身障害児（者）タイムケア事業.....	108
(7) - 2 0 . 児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）.....	109
(7) - 2 1 . 児童デイサービス事業.....	109
(7) - 2 2 . 児童短期入所事業（ショートステイ）.....	110
(7) - 2 3 . かしの実園（心身障害児母子通園訓練施設） 健康相談.....	110
(7) - 2 4 . ダウン症児をもつ親の会への支援.....	111
(7) - 2 5 . 母子生活支援施設整備事業 (1) - 4 2 参照.....	111
(7) - 2 6 . 病後児保育.....	111
(7) - 2 7 . 児童虐待の防止.....	112

第4章 定量的目標事業量

1 . 定量的目標事業量の対象事業.....	113
2 . 定量的目標事業量の設定方法.....	114
3 . 推計児童人口.....	115
4 . 定量的目標事業量.....	116
5 . 各種事業量目標.....	117
(1) 平日保育事業.....	117
(2) 休日保育事業.....	125
(3) 児童館.....	126
(4) 一時預かり型事業.....	127
(5) ファミリーサポートセンター事業.....	131
(6) 地域子育て支援センター事業.....	131
(7) 子育てサロン事業(つどいの広場事業).....	132
次世代育成支援対策佐久市行動計画策定協議会内規.....	133
次世代育成支援対策佐久市行動計画策定協議会委員名簿.....	134

第1章 行動計画の概要

1. 計画策定の背景

国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

平成14年1月 新しい日本の将来推計人口の公表

合計特殊出生率の大幅な低下 平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通し1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）

- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められます。
- ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。

平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示

- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示

平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告

- ・少子化の流れを変えるため、従来 of 取組に加え、もう一段の少子化対策を推進

平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）

平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

少子化が将来の日本社会経済に与える影響

少子化の経済面での影響

（1）労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることによる労働力供給の減少
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下により、投資や労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念されます。

（2）国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少します。

少子化の社会面での影響

(1) 家族の変容

- ・単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断続により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性があります。

(2) 子どもへの影響

- ・子ども数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

(3) 地域社会の変容

- ・人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる事が懸念されます。
- ・道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になる事が懸念されます。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中で、政府は改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制を整備し、具体的な施策を進めようと、「次世代育成支援対策推進法」を制定したものです。

この次世代育成支援対策推進法は、全国の自治体に、国の示した策定指針に基づく「行動計画」を、平成16年度末までに策定することを義務づけました。

国ではこの計画が円滑に策定できるように、平成15年度中に行動計画を先行して策定する全国53の市区町村を選定しましたが、長野県下では唯一本市が選定されましたことから、この次世代育成支援佐久市行動計画を先行策定します。

2 計画策定の趣旨

本市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニューで子育て支援事業を展開しています。

このような中で、平成15年3月25日に「子育て支援都市」を宣言しましたが、これは、本市の様々な子育て支援施策の取り組みに加え、この都市宣言を契機として、さらに子育て支援の充実に努めようとして宣言したものです。

この子育て支援都市宣言の趣旨と次世代育成支援対策の基本理念である「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取組を行う。」を基本として、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しい都市づくりを目指し、「次世代育成支援 佐久市行動計画」を策定するものです。

3 計画の期間及び位置づけ

「次世代育成支援 佐久市行動計画」の計画期間は、前期計画として平成16年度から平成21年度の6年間とし、後期計画（平成22年度から平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4 本市における施策の基本的視点と考え方

本市では、子どもの健全育成、保護者への生活支援、社会全体による支援を基本として具体的な子育て支援を推進してきましたが、今後の次世代育成支援対策の施策にあたっては、この3点を基本として推進します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、これに配慮した支援施策を推進します。

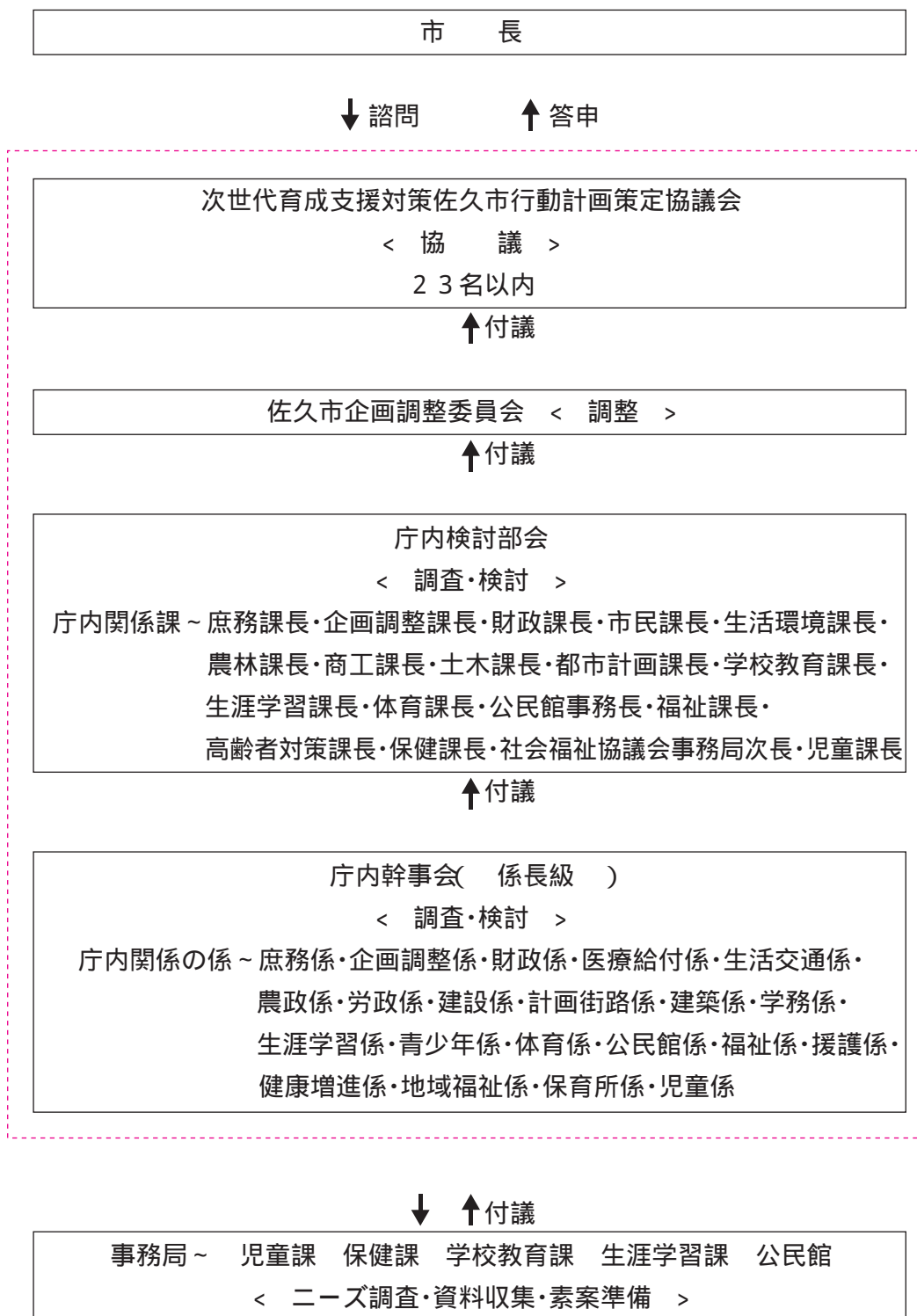
(2) 保護者への生活支援の視点

子育ての意義や喜びが実感できる施策を推進するとともに、保護者の生活に配慮した支援施策を推進します。

(3) 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本認識の下に、保護者・行政・地域が連携した支援施策を推進します。

5 計画策定体制



第2章 現状把握

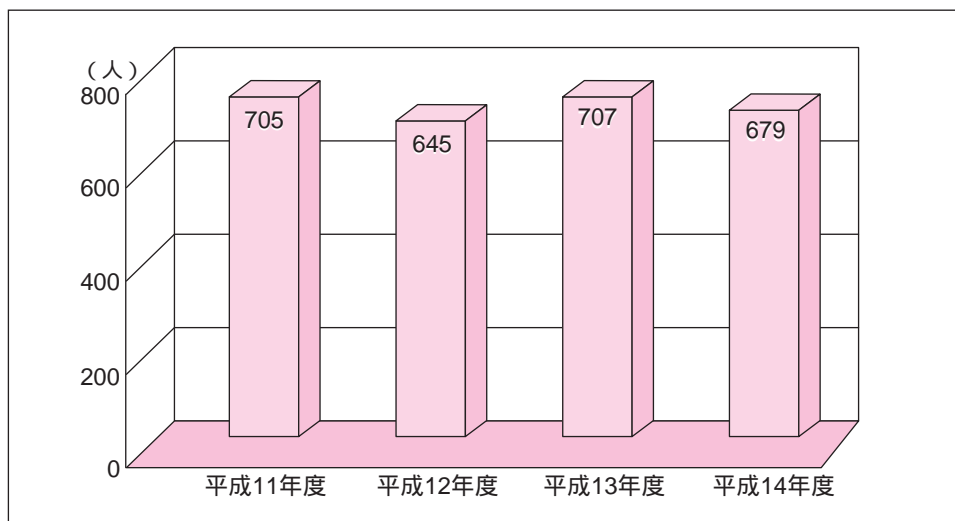
1 本市の出生の動向

(1) 出生数

本市における出生数は平成11年度以降はほぼ横ばいの傾向となっています。

しかし今後は全国統計の傾向と同じく年々出生数の減少が予測され、今後少子化対策はますます重要な課題として推進することが急務です。

図．出生数の推移



出生数は各年度3月31日現在

資料：住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率

本市における平成13年の合計特殊出生率は、市保健課推計で1.68人となっています。

長野県は全国平均よりも合計特殊出生率が高くなっている中で、本市は県下17市中でも比較的高く、全国平均、長野県と比較しても高くなっています。

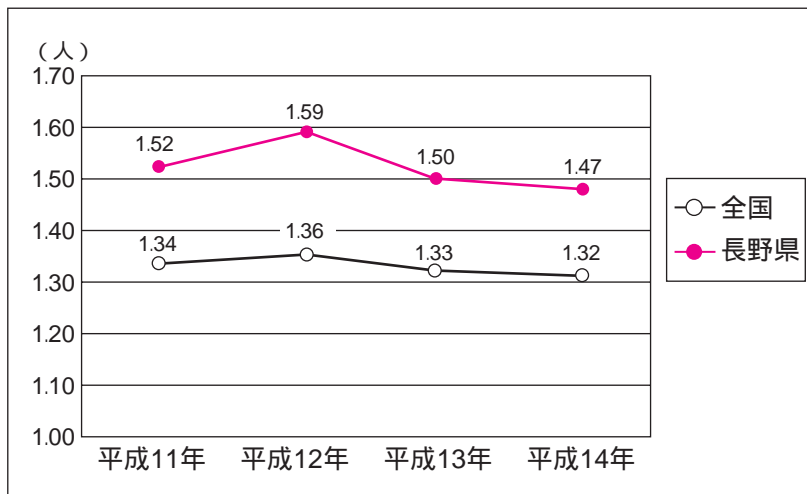
図．合計特殊出生率の推移

表．合計特殊出生率の推移

単位：人

	全国	長野県	佐久市
平成11年	1.34	1.52	1.73
平成12年	1.36	1.59	1.55
平成13年	1.33	1.50	1.68
平成14年	1.32	1.47	—

資料：厚生労働省「人口動態統計」
佐久市の数値は市保健課推計による



2. 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

人口

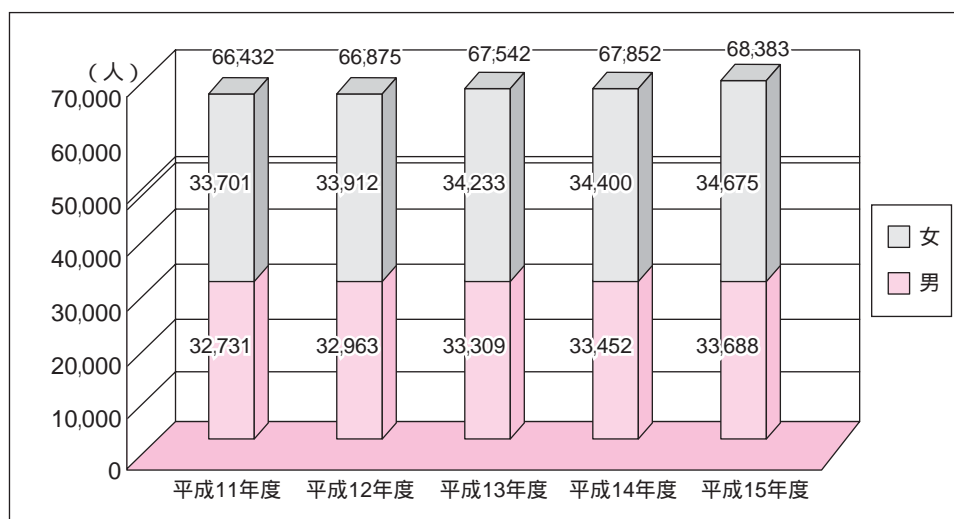
平成15年度の本市の人口総数は68,363人で、本市の人口は年々増加しており、平成11年度の人口と比較すると1,931人(2.9%)の増加となっています。

表. 人口・世帯数の推移(各年10月1日現在) 単位:人

	人口			世帯数	世帯人員
	男	女	計		
平成11年	32,731	33,701	66,432	23,377	2.84
平成12年	32,963	33,912	66,875	23,197	2.88
平成13年	33,309	34,233	67,542	23,760	2.84
平成14年	33,452	34,400	67,852	24,140	2.81
平成15年	33,688	34,675	68,363	24,600	2.78

国勢調査結果(平成11年13年14年15年は推計値)

図. 人口の推移



乳幼児人口(0~5歳)

本市の平成15年現在における乳幼児人口(0~5歳)は4,288人となっています。平成13年以降は微減の傾向にあります。

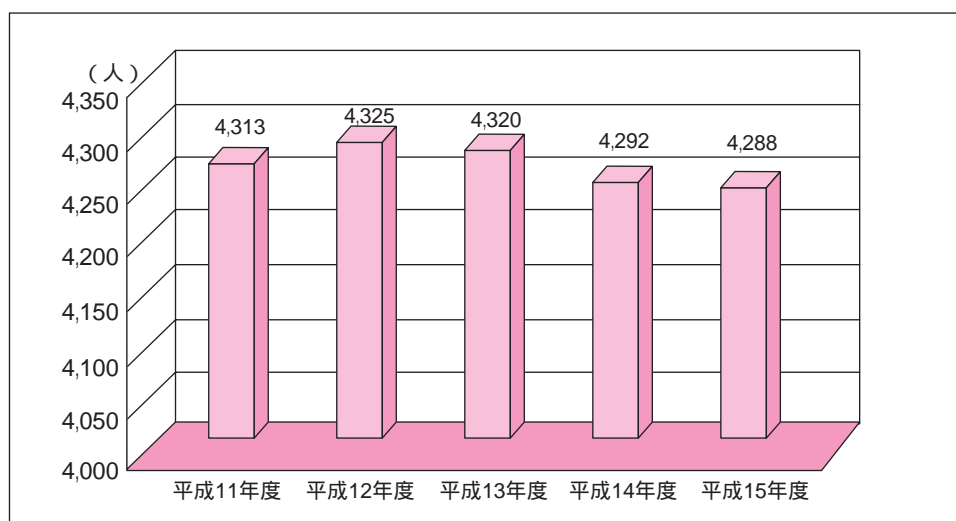
表 乳幼児人口(0~5歳)の推移

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4,313	4,325	4,320	4,292	4,288

各年10月1日現在

資料:毎月人口異動調査

図．乳幼児人口（0～5歳）の推移



年齢別・性別人口構成

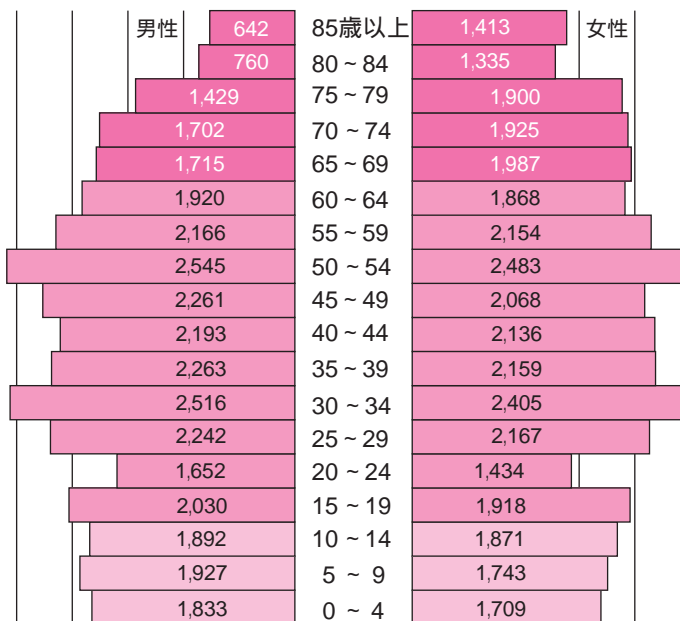
本市の平成15年における年齢別人口構成をみると、50～54歳が5,028人で最も多く、全体の7.4%を占めています。次いで30～34歳、35～39歳の順となっています。

表．年齢別人口

単位：人

	男	女	合計
0～4歳	1,833	1,709	3,542
5～9	1,927	1,743	3,670
10～14	1,892	1,871	3,763
15～19	2,030	1,918	3,948
20～24	1,652	1,434	3,086
25～29	2,242	2,167	4,409
30～34	2,516	2,405	4,921
35～39	2,263	2,159	4,422
40～44	2,193	2,136	4,329
45～49	2,261	2,068	4,329
50～54	2,545	2,483	5,028
55～59	2,166	2,154	4,320
60～64	1,920	1,868	3,788
65～69	1,715	1,987	3,702
70～74	1,702	1,925	3,627
75～79	1,429	1,900	3,329
80～84	760	1,335	2,095
85～89	409	868	1,277
90以上	233	545	778

図．人口ピラミッド



平成15年10月1日現在 資料：毎月人口異動調査

動態別人口

本市の平成14年度の自然動態は82人の増加、社会動態は374人の増加となっていて、全体では456人の増加となっています。また平成11年度以降においても自然動態、社会動態ともに増加しており、特に社会動態の増加が顕著であります。

表．人口動態の推移

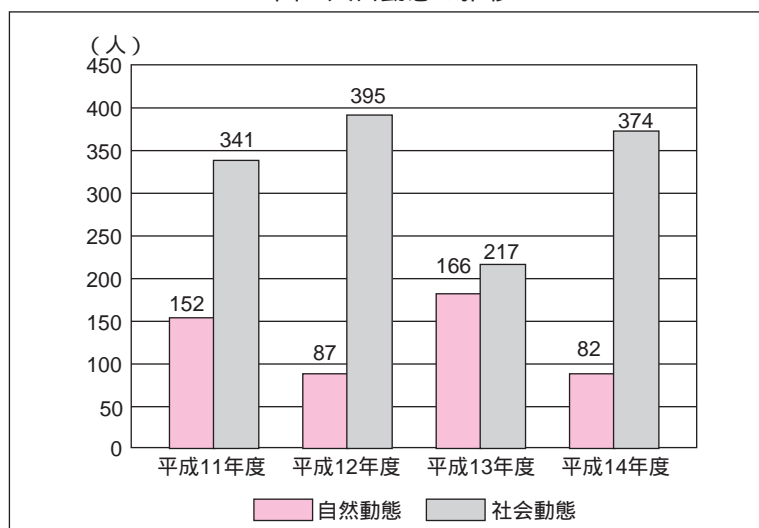
単位：人

	自然動態（人）			社会動態（人）		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成11年度	705	553	152	3,386	3,045	341
平成12年度	645	558	87	3,216	2,821	395
平成13年度	707	541	166	3,227	3,010	217
平成14年度	679	597	82	3,553	3,179	374

各年度3月31日現在

資料：住民基本台帳

図．人口動態の推移



外国人登録人口

平成14年度における外国人の総登録人口は854人で、国別ではタイが281人で最も多く、次いでブラジルの171人、中国の146人となっています。ここ数年、総登録人口は横ばい状況にあります。

図．外国人登録人口

単位：人

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
タイ	171	203	250	272	281
ブラジル	177	178	210	182	171
中国	107	113	126	143	146
フィリピン	67	76	85	89	97
韓国または朝鮮	61	67	69	63	66
インドネシア	48	38	44	37	34
その他	77	85	75	66	59
合計	708	760	859	852	854

各年度3月31日現在

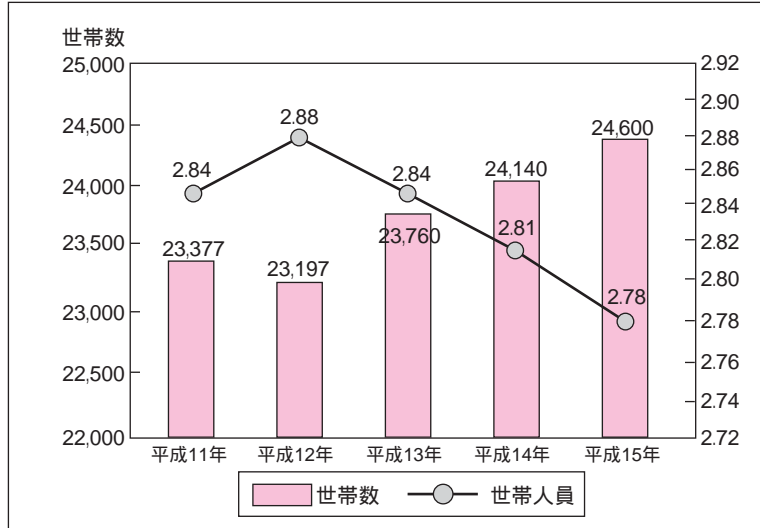
資料：佐久市外国人登録国籍別一覧表

(2) 世帯の状況

世帯数及び平均世帯人員

平成15年の本市の世帯総数は24,600世帯で、平成11年の世帯数に比べ1,223世帯(約5.2%)の増加となっています。また世帯人員については平成15年で2.8人と平成11年より0.06人減少しています。

図.世帯数及び世帯人員



国勢調査結果(平成11年 13年 14年 15年は推計値)
各年10月1日現在

世帯構成の推移

国勢調査における平成12年の世帯構成は核家族世帯が13,405世帯で最も多く、次いで単独世帯の5,270世帯となっています。昭和55年からの推移をみると、三世帯世帯の減少し、それ以外の世帯については増加しています。特に単独世帯の増加が顕著です。

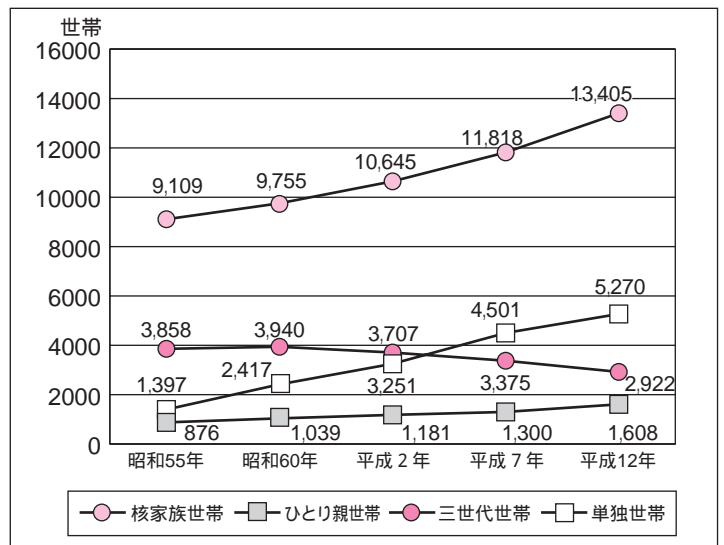
表.世帯構成の推移

	核家族世帯	ひとり親世帯	三世帯世帯	単独世帯
昭和55年	9,109	876	3,858	1,397
昭和60年	9,755	1,039	3,940	2,417
平成2年	10,645	1,181	3,707	3,251
平成7年	11,818	1,300	3,375	4,501
平成12年	13,405	1,608	2,922	5,270

各年10月1日現在

資料：国勢調査

図.世帯構成の推移



(3) その他の状況

障害児に対する手当の受給者数

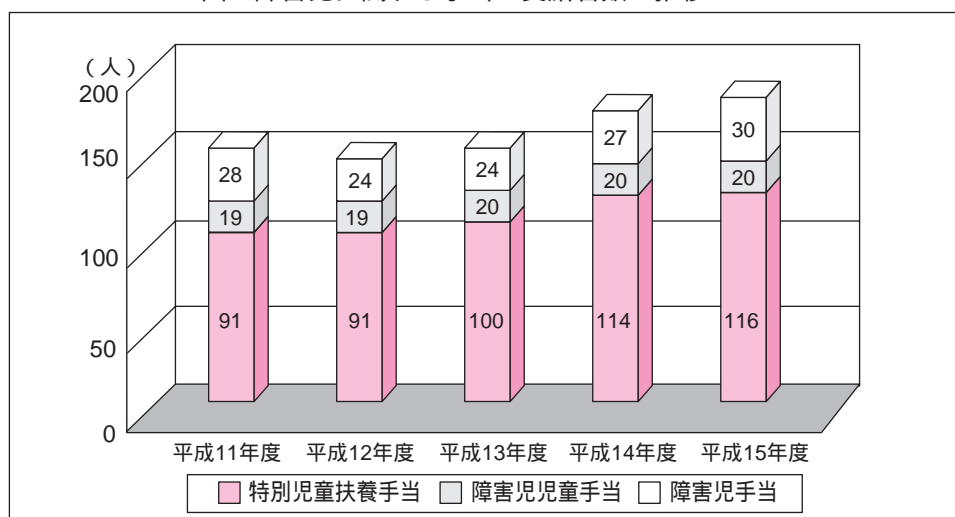
平成15年度における障害児に関する手当の受給者数は「特別児童扶養手当」が116人、「障害児福祉手当」が20人、「障害児手当」が30人となっています。平成11年度以降ではすべてにおいて増加傾向にあります。

図・障害児に対する手当の受給者数 単位：人

	特別児童扶養手当	障害児児童手当	障害児手当
平成11年度	91	19	28
平成12年度	91	19	24
平成13年度	100	20	24
平成14年度	114	20	27
平成15年度	116	20	30

資料：佐久市児童課

図・障害児に関する手当の受給者数の推移



女性の就業状況

本市の平成12年における女性の就業者数は14,219人で、年齢別にみると50～54歳が1,843人で最も多くなっています。就業者数の推移をみると微増傾向にあります。

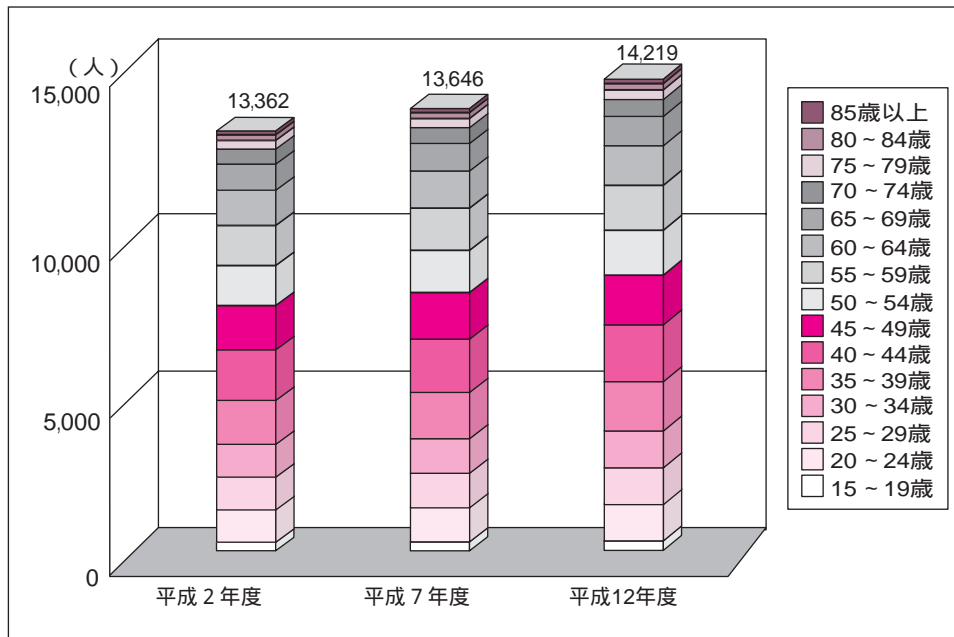
図・女性の就業状況 単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年
15～19歳	203	210	173
20～24歳	1,190	1,214	1,145
25～29歳	1,066	1,173	1,433
30～34歳	1,125	1,010	1,210
35～39歳	1,544	1,390	1,314
40～44歳	1,841	1,720	1,628
45～49歳	1,582	1,839	1,784
50～54歳	1,381	1,515	1,843
55～59歳	1,344	1,199	1,356
60～64歳	964	962	858
65～69歳	647	751	671
70～74歳	317	430	468
75～79歳	122	167	225
80～84歳	29	59	90
85歳以上	7	7	21
合計	13,362	13,646	14,219

各年10月1日現在

資料：国勢調査

図．女性の就業状況



児童虐待相談件数の状況

本市における平成14年度の児童虐待に関する相談件数は4件となっています。全国や長野県では児童虐待相談件数が平成11年度以降増加傾向にあります。

表．児童虐待相談件数

単位：件

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
佐久市	8	6	12	4
長野県	164	242	355	378
全国	11,631	17,725	23,274	24,195

資料：佐久市児童相談所

3. 就学前児童の居場所

平成15年7月1日現在における就学前児童数は4,233人です。就学前児童の居場所は、「保育園」が42.4%、「保育園以外」が57.6%となっています。年齢が高くなるに従って保育園にいる割合が大きくなっています。

またニーズ調査結果によると、「平日の保育状況」は保育園46.0%、家庭で保護者がみている38.1%となっています。

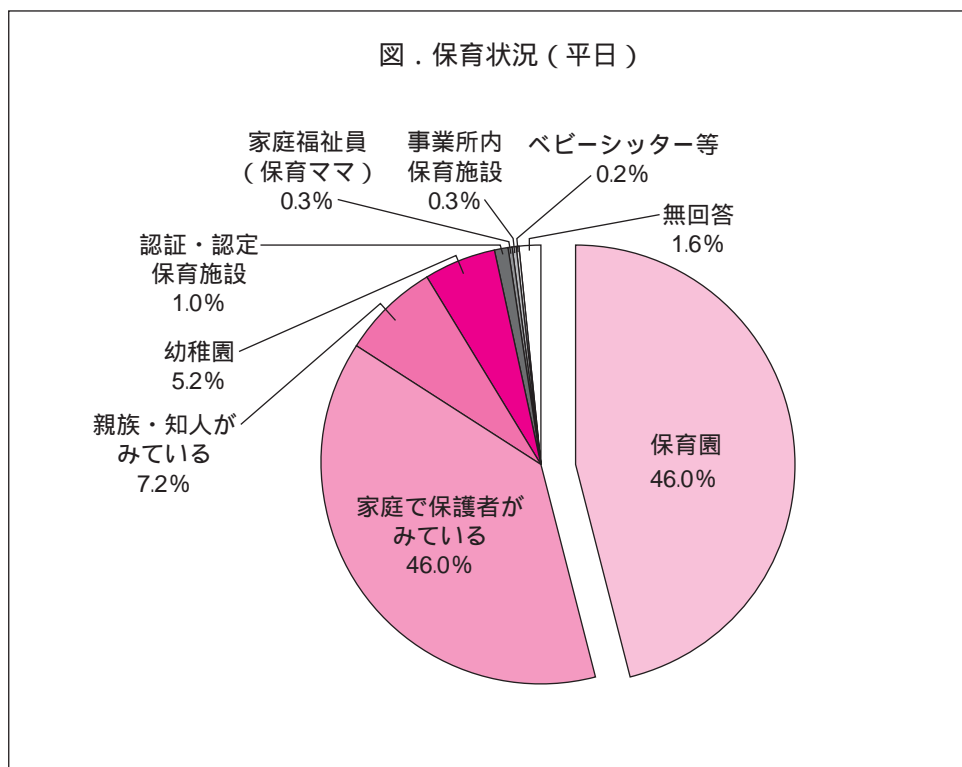
表. 就学前児童の居場所

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳～5歳		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
保育園	37	5.4%	111	16.0%	169	24.2%	464	67.1%	1,015	69.2%	1,796	42.4%
保育園以外	646	94.6%	581	84.0%	530	75.8%	228	32.9%	452	30.8%	2,437	57.6%
合計	683	100.0%	692	100.0%	699	100.0%	692	100.0%	1,467	100.0%	4,233	100.0%

平成15年7月1日現在

資料：佐久市児童課
地区別年齢別人口集計

ニーズ調査結果（就学前児童調査）による居場所



4. 保育サービスの現状

(1) 保育園

保育園の概要

保育園は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

平成15年12月1日現在、本市内の入所児童数は公立11園で1,049人、私立5園で798人という状況で、稼働率は合計で103.5%となっています。平成11年度～14年度までは児童数、稼働率ともに増加傾向にあります。

表. 保育園の概要

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立	園数	11	11	11	11	11
	定員数	1,050	1,050	1,050	1,070	1,070
	児童数	994	1,022	1,027	1,075	1,049
	稼働率(%)	94.7	97.3	97.8	100.5	98.0
私立	園数	5	5	5	5	5
	定員数	585	615	665	665	715
	児童数	631	675	758	790	798
	稼働率(%)	107.9	109.8	114.0	118.8	111.6
合計	園数	16	16	16	16	16
	定員数	1,635	1,665	1,715	1,735	1,785
	児童数	1,625	1,697	1,785	1,865	1,847
	稼働率(%)	99.4	101.9	104.1	107.5	103.5

各年度3月1日現在(平成15年度は12月1日現在)資料:佐久市児童課

保育園における外国人児童数

平成15年度の保育園における外国人児童数は8人で、ブラジルが4人で最も多く、次いで中国の2人、タイ及び米国の各1人となっています。平成13年度以降、保育園における外国人児童の総数は減少傾向にあります。

表. 保育園における外国人児童 単位:人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ブラジル	10	6	4
中国	2	3	2
タイ	2	3	1
フィリピン	2	2	
米国			1
韓国または朝鮮		1	
パラグアイ	1		
合計	17	15	8

資料:佐久市児童課

乳児保育

乳児の受け入れを促進し、途中入所にも対応できるように、年度の始めから保育士を確保して、公私立全園(16園)で実施しています。

表. 乳児保育の利用状況 単位:人

年度	乳児
平成10年	54
平成11年	66
平成12年	88
平成13年	73
平成14年	81

資料:佐久市児童課

障害児保育

心身に障害を持つ集団保育が可能な児童を受け入れ、社会性と心身の発達を身につけさせるため、公私立全園（16園）で、健常児とともに集団保育を行っています。

表．障害児保育の利用状況 単位：人

年度	国庫補助人員	県費補助人員	合計
平成10年度	13	5	18
平成11年度	13	1	14
平成12年度	15	6	21
平成13年度	25	11	36
平成14年度	30	9	39

- ・国庫補助 特別児童扶養手当の支給対象であること
- ・県費補助 身障5級以上、療育手帳B1以上、児童相談所の判定が得られること

延長保育（長時間保育）

保育時間（基本保育時間）は午前8時から午後4時までですが、さらに2時間から3時間30分の延長保育を実施しています。利用時間は1時間ごとの契約です。

- ・開所時間の後の2時間延長（公立5園）
- ・開所時間の後3時間の延長（公立6園、私立4園）
- ・開所時間の後3時間30分の延長（私立1園）

保育園の開設時間

保育時間のパターン別をみると、「7：30～19：00」が最も多く8園で実施しています。次いで「7：30～18：00」の5園となっています。

表．保育時間のパターン別

開設時間	実施園数
7：00～19：00	2
7：30～19：30	1
7：30～18：00	5
7：30～19：00	8
合計	16

資料：佐久市児童課

一時保育

保育園で、未就園児を一時的に保育する制度で、公立1園、私立3園で実施しています。本市の平成14年度における一時保育の利用状況をみると非定型的保育が2,131人で最も多く利用されています。また利用述べ日数は253日となっています。平成12年度以降の利用状況はほぼ横ばい状況となっています。

表．一時保育の利用状況

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数
緊急保育	1,537	248	1,605	232	1,411	253
非定型的保育	1,879		2,331		2,131	
合計	3,416	248	3,936	232	3,542	253

資料：佐久市児童課

- は保護者の勤務等の都合によるもの
- は保護者の病気、冠婚葬祭などの都合によるもの

(2) 家庭保育員の状況

平成15年度における家庭保育員は5人、利用児童数は年間延べ324人となっています。2歳児の利用者が最も多く139人です。平成11年以降は年300人前後の児童が利用しています。

表・家庭保育員制度利用児童数 単位：人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
家庭保育員	5	5	5	5	5
利用児童数	321	313	277	326	324
0歳	118	68	50	50	69
1歳	88	107	111	102	116
2歳	115	138	116	174	139

平成15年度は実績見込

資料：佐久市児童課

(3) ファミリーサポート事業

子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員とする市民の相互援助活動をお手伝いする事業で、佐久市社会福祉協議会が有償で実施しています。援助の内容は次のとおりです。

- ・ 保育施設等（保育園・幼稚園・小学校・児童館など）の開始時間まで及び終了後の子どもを預かる。
- ・ 保育施設等まで子どもの送迎を行う。
- ・ 子どもが軽度の病気のため保育施設等に預けることができないとき、あるいは保育施設等の休業日に子どもを預かる。
- ・ その他、一時的に子育て援助が必要なときに子どもを預かる。

登録会員数

平成15年1月から開始されたファミリーサポート登録会員数は20人で、提供会員が14人となっています。

表・ファミリーサポート登録会員数

	平成14年度
利用会員	5
提供会員	14
両方会員	1
合計	20

単位：人 資料：佐久市社会福祉協議会

利用状況

ファミリーサポートの利用状況は利用件数17件、利用児童数4人、時間数31.5時間となっています。

表・ファミリーサポート利用状況

	平成14年度
利用件数	17
利用実児童数	4
延時間数	31.5

単位：人、時間 資料：社会福祉協議会

(4) 幼稚園

平成15年度における幼稚園数は3園、学級数は30学級、園児数は681人、教職員数は60人となっています。なお本市に公立幼稚園は設置されていません。

表・幼稚園数及び園児・教職員

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
園数	3	3	3	3	3
定員数	730	730	730	730	730
学級数	29	29	29	30	30
園児数	748	727	747	730	681
教職員数	59	60	57	61	60

各年度5月1日現在

資料：佐久市学校教育課

5. 各種事業の実施状況

(1) 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、市内の小学校通学区毎に10か所設置され、子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導、各種教室、催し物などを行っています。また、地域の子育て支援の一環として、子育てサロン、家庭児童相談などを実施するとともに、児童館を午前中開放し、親子の集いの場を提供しています。

平成14年度における児童館の利用状況をみると、利用総数は196,938人で、小学生が187,733人で最も多く利用しています。また全館1日平均利用者は655.9人です。平成12年以降では利用者数は増加しています。

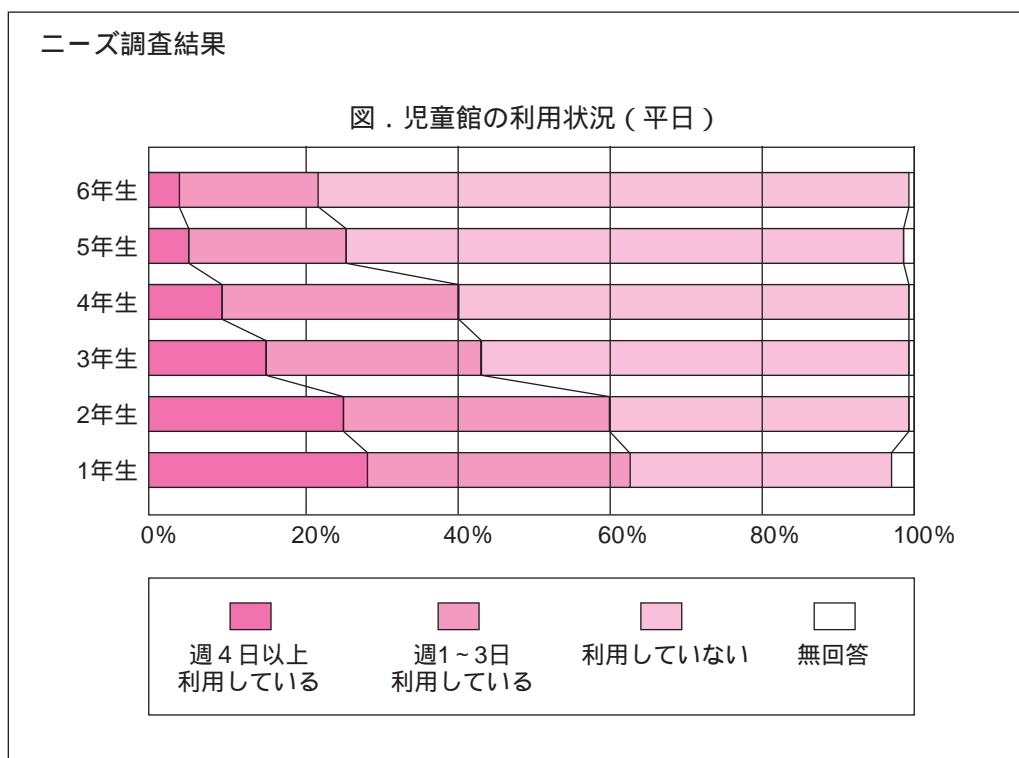
またニーズ調査結果によると、児童館の利用状況（平日）は加齢に伴い利用頻度が減少傾向にあります。

表：児童館の利用状況

単位：人

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
小学校	117,011	155,969	187,733
就学前児童	1,829	5,165	5,040
保護者	1,470	3,944	4,165
合計	120,310	165,078	196,938
全館1日平均利用者数	414.9	687.6	655.9

資料：佐久市児童課



(2) 家庭児童相談

児童の育成相談や保護者の子育て不安などに対応するため、平成11年度から、子ども特別対策推進員と児童館長による面接指導、電話相談、情報提供などを行う家庭児童相談を実施しています。

平成14年度における延相談件数は753件となっており、相談内容の内訳では「教育・しつけ」が385件で最も多く、次いで「発育・発達」の102件となっています（「その他」の111件を除く）。また平成12年度以降、延相談件数の増加が顕著となっています。

表・家庭児童相談内容 単位：件

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
保護者等からの相談	273	333	753
健康	14	20	17
家庭・生活環境	13	23	55
発育・発達	17	8	102
養育不安	34	32	56
虐待	6	12	4
教育・しつけ	175	201	385
非行等	2	15	23
その他	12	22	111

資料：佐久市児童課

(3) 乳幼児健康診査

平成14年度における乳幼児健康診査の受診状況は、7か月児健診の受診率が96.7%で最も高くなっていますが、それ以外でも90%を超える受診率となっています。

表・乳幼児健康診査の受診状況

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
4か月児健診	受診対象者数	733	639	720	678
	受診者数	713	617	646	648
	受診率	97.3	96.6	89.7	95.6
7か月児健診	受診対象者数	746	674	710	672
	受診者数	716	661	637	650
	受診率	96.0	98.1	89.7	96.7
1歳6か月児健診	受診対象者数	703	759	680	708
	受診者数	665	709	595	646
	受診率	94.6	93.7	87.5	91.2
3歳児健診	受診対象者数	807	711	720	714
	受診者数	713	674	664	647
	受診率	88.4	94.8	92.2	90.6

資料：佐久市保健課

(4) 図書館

平成14年度における市立図書館児童図書蔵書数は142,999冊で、平成11年度以降増冊傾向にあり、平成16年2月末の延登録者数は延19,589人（内12歳未満3,567人）で、貸出冊数は244,310冊と、貸出冊数は増加傾向にあります。

また、児童館への貸出しとして、各館50冊、計500冊の図書を貸出しています。

表．図書館蔵書数 単位：冊

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
125,914	111,532	125,820	142,999

各年度3月31日現在 資料：佐久市図書館

表．図書館個人登録者と貸出冊数 単位：冊

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
新規登録者数	5,388	6,286	3,607	3,080
(内12歳未満)	2,733	3,516	1,654	1,161
貸出冊数	151,654	150,788	215,589	244,310

各年度3月31日現在

資料：佐久市図書館

(5) 佐久市の公園

本市の公園面積は65.02haです。公園数は34か所（住区基幹公園31か所、都市基幹公園2か所、特殊公園1か所）となっています。

また、市内の各区で管理運営している児童公園は67か所となっています。

表．都市公園の整備状況

種別	箇所	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	25	5.55
	近隣公園	3	3.94
	地区公園	3	17.29
都市基幹公園	総合	2	36.63
	運動	—	—
特殊公園	風致公園	—	—
	動植物公園	1	1.61
	歴史公園	—	—
	墓園	—	—
その他	—	—	
合計	34	65.02	

資料：佐久市都市計画課

6 .佐久市子育て支援施策(平成16年度)

表 佐久市子育て支援施策(平成16年度)

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
1	妊婦一般健康診査 (委託券)	妊婦一般健康診査受診票により妊婦前期に1回、 後期に1回県内医療機関にて受診	妊婦	保健課
2	4か月児健康診査	母子保健法に基づき、乳児(4か月児)の健康診査 を実施する	4か月児	保健課
3	7か月児健康診査	母子保健法に基づき、乳児(7か月児)の健康診査 を実施する	7か月児	保健課
4	乳児一般健康診査 (委託券)	乳児一般健康診査受診票(委託券)により県内医療 機関にて受診(10か月児健康診査)	10か月児	保健課
5	1歳6か月児健康診査	母子保健法に基づき、幼児(1歳6か月児)の健康 診査を実施する	1歳6～8 か月児	保健課
6	3歳児健康診査	母子保健法に基づき、幼児(3歳月児)の健康診査 を実施する	3歳児	保健課
7	妊婦保健指導事業	母子健康手帳交付時等に保健相談・指導をする	妊婦	保健課
8	出生届出時相談・指導事業	出生届時に届出者に対し育児等に関する相談指導を行う	出生届出 (主に父親)	保健課
9	母と子のすこやか 相談室事業	発育、発達、病気予防等母子保健全般にわたる相 談指導を年間通して実施	市民	保健課
10	地区健康相談	行政区で行う保健師による健康相談で母子育児相 談を実施	市民	保健課
11	1歳児はがき相談事業	1歳に達した時母親からのはがきにより発達のチ ェックと相談指導を行う	1歳児の 保護者	保健課
12	2歳児はがき相談事業	2歳に達した時母親からのはがきにより発達のチ ェックと相談指導を行う	2歳児の 保護者	保健課
13	かしのみ園(心身障害児母 子通園訓練施設)健康相談	担当保健師による健康相談と衛生教育を実施する	通所児の 保護者	保健課
14	いきいき相談(心理相談)	心理相談員による個別相談・指導 幼児健診時又は予約にて実施	乳幼児の 保護者	保健課
15	妊産婦あんしん育児 支援事業	育児不安のある妊産婦に対し産科医の紹介により 小児科医の育児指導を受けることにより育児不安 の解消を図るとともに、かかりつけ医の確保を図 る	妊婦と産後1年 未満の乳児を育 てている母親 及びその配偶者	保健課
16	乳児訪問指導事業	乳児(主に第1子)の健やかな発育発達を図るため 助産師等の訪問指導を実施	生後3か月 以内の児	保健課
17	産婦訪問指導事業	産後2か月以内の産婦に対し健康確認と育児保健 指導を乳児訪問に併せて実施	産婦	保健課
18	乳幼児訪問指導事業	医療機関からの連絡、健診・相談後のフォロー、 又は訪問指導が必要な乳幼児に対して訪問による 相談・指導を実施する	乳幼児と親	保健課
19	産前学級	赤ちゃんの抱っこ体験、先輩ママとの交流を通して 生まれてくる我が子への愛情を育み親となる意識を 高めると共に栄養・保健指導等実施	主に初産の 夫婦	保健課
20	離乳食教室	離乳食の作り方の実習指導、試食を実施することで、 食事の第1歩である離乳食の基本を学ぶ場とする	主に第1子 をもつ夫婦	保健課
21	ハローベビー	同月令の児と親が集い健康・育児について学び、遊 びを通して親子の関わり、親同士の交流により育児 不安の解消を図る	生後5・ 8・10か月 児と保護者	保健課

第2章 現状把握

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
22	いきいき親子教室	1歳6か月児健診の結果、発達支援や相談が必要な親子に対し母子育児指導、個別相談を実施する	1歳6か月児から3歳児と保護者	保健課
23	ハローキッズ (2歳児教室)	生活習慣の確立に大切な2歳の時期に生活リズム・食生活指導、絵本の読み聞かせ、親子体操の体験指導を実施する	2歳児と保護者	保健課
24	多胎児をもつ親の会への支援	佐久市多胎児をもつ親の会への助言と支援	0か月児から3歳児と保護者	保健課
25	ダウン症児をもつ親の会への支援	ダウン症児をもつ親の会への助言と支援	ダウン症児の保護者	保健課
26	口腔歯科保健センター事業	乳幼児から高齢者までの総合的な口腔歯科保健事業を推進する	市民	保健課
27	乳幼児歯科保健指導事業	歯科衛生士により乳幼児健診等において親に対する歯科指導実施	乳幼児の親	保健課
28	乳児う歯予防事業 (RDテスト)	7か月健診においてRDテストを使用して、乳児の口腔内の虫歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施	生後7か月児と保護者	保健課
29	プチキッズ (1歳児育児教室)	1歳児で指導を希望する親子に対して、RDテストと歯科指導及び、生活食事指導を行う	1歳児の保護者	保健課
30	1歳6か月児歯科健康診査	母子保健法に基づき、幼児(1歳6か月児)の歯科健康診査を実施する	1歳6～8か月児	保健課
31	3歳児歯科健康診査	母子保健法に基づき、幼児(3歳児)の歯科健康診査を実施する	3歳児	保健課
32	歯の教室	口腔衛生状況不良、継続指導が必要な児と親、また教室受講を希望する児と親に対し、歯科医師、歯科衛生士による指導を実施する	2歳半～3歳児	保健課
33	保育園児歯科指導事業	市歯科衛生士によるブラッシング指導を中心としたう歯予防事業	保育園児	保健課
34	フッ素洗口法によるう歯予防事業	小中学校児童生徒に対しフッ素洗口(0.2%濃度)によるう歯予防及び啓発	小中児童・生徒	学校教育課・保健課
35	フッ素洗口う歯予防効果判定事業	フッ素洗口法によるう歯予防の効果を判定のため概ね10年に1回歯科検診を実施	小6年生対象	学校教育課・保健課
36	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理と健康増進を図る	妊婦	保健課
37	赤ちゃん手帳交付	乳幼児の健康の保持増進と育児不安の解消、市事業の周知等を図るため出生届出時に交付する	出世児の保護者	保健課
38	思春期・赤ちゃんふれあい体験学習	中学生が乳児健診の場において乳児の抱っこ体験と母の交流を行い乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育むための体験学習を実施する	中学生	保健課
39	思春期相談	母と子のすこやか相談室において思春期に関する相談に対応する	本人・親族家族	保健課
40	予防接種法による定期予防接種の実施	三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)ポリオ麻しん 風しん 日本脳炎を実施	乳幼児・児童生徒	保健課
41	結核予防法による定期予防接種	B C G(ツベルクリン反応検査後)の実施	乳幼児	保健課
42	子育てビデオの活用	乳児編(2編) 幼児編により乳幼児訪問時、教室、健診等で普及を図っている	市民、関係機関等	保健課
43	広報・保健だより・FM等による啓発	健診、教室、予防接種等のお知らせ、新規事業啓発記事等の掲載、「FMさくだいら」・健康カレンダー等による啓発		保健課

第2章 現状把握

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
44	母子健康管理システム事業	出生届（赤ちゃん手帳交付）から市が実施している乳幼児健康診査の結果を入力することにより、個人のデータが経年管理でき発達状況の確認ができる。また要経過観察児の追跡管理・指導体制の充実を図るため実施	乳幼児健康診査を受診した全乳幼児	保健課
45	乳幼児学級	市内2地区館及び本館において乳幼児と母親同士がつどい、育児について学び、交流し地域におけるつながりを育む。終了後、親子の自主活動グループを結成	乳幼児親子等	公民館
46	ジュニアリーダー研修事業	小学校5・6年生を対象に、体験活動を通してリーダーとしての資質を身につけ、地域活動や子供会等の活性化につなげる	小学校5・6年生	生涯学習課
47	子どもまつりの開催	ジュニアリーダー研修生による研修成果の発表や伝統文化伝承活動、工作活動などにより子ども、親子、お年寄りなど世代間交流も図れる祭りを開催する	保育園児・小学生	生涯学習課
48	ふるさと創生人材育成事業 佐久市中学生海外派遣事業	中学3年生10名を対象にしてアメリカ、サンフランシスコ近郊のモデスト市の一般家庭にホームステイを実施し、国際感覚を身につける	中学3年生	生涯学習課
49	ふるさと創生人材育成事業 佐久市少年洋上セミナー事業	中学1・2年生を対象に、船上でのグループ活動や東京都神津島での自然体験などの研修を実施すると共に、少年洋上セミナーを経験した高校1・2年生も高校生リーダーとして参加します	中学1・2年生	生涯学習課
50	子どもセンター事業	完全学校週5日制対応事業として体験活動ボランティア活動支援センターを設置し、子ども向け情報を提供する「佐久っ子だより」の発行を行う。また、青少年の体験活動やボランティア活動支援、人材登録と紹介のコーディネーターを行う。この他、体験活動やボランティア活動支援プラン及び完全学校週5日制活動プラン等子どもの週末活動を支援するためのパンフレットの作成と配布を行う	保育園児・小学生・中学生・高校生	生涯学習課
51	青少年健全育成事業	地区育成会が独自で又は、他育成関係団体等と連携して行う、青少年健全育成事業に要する研修会・講演会の講師謝金や地域での奉仕活動・体験活動、伝統文化の継承事業に対し、補助金を交付する。この他、諸関係団体と連携して、青少年健全育成市民集会を開催する	保育園児・小学生・中学生・高校生	生涯学習課
52	青少年美化清掃活動 清掃用具配布事業	地区育成会が地域の公園・広場など公共施設等で行う清掃活動へ清掃用具を無料配布する	保育園児・小学生・中学生・高校生	生涯学習課
53	少年センター 街頭補導活動事業	毎週4回（月、火、木、金）街頭補導を実施し、非行化防止のため下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」運動を実施する。また、市内の中・高等学校を訪問し、情報交換等懇談会を実施するほか、毎月1回「みちびき」を発行し、街頭補導の状況等を全世帯へ報告しています	小学生・中学生・高校生	生涯学習課
54	子育てサロン事業	子育て真っ最中の親の育児不安の軽減を図るため、親子が気軽に集まって遊びながら情報交換をしたり、悩みを相談できるよう、全児童館で月2回開催（年170回程度）	就学前児童と保護者	児童課
55	子育て講演会	子育てをテーマに講演会を開催する	子育て中の親・関係者	児童課
56	育児講座事業	子育て不安の軽減と育児知識の普及を図るため児童館で子育て講話・料理講習を開催する	乳児親子等	児童課

第2章 現状把握

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
57	子育て専門相談員の設置	育児経験豊富な地域住民から相談員を委嘱し、育児相談・指導にあたる	乳幼児の保護者	児童課
58	佐久市子ども特別対策推進員の設置	市が子ども特別対策推進員を設置し常時子育て相談指導に対応	市民	児童課
59	家庭児童相談室運営事業	児童課及び全児童館(館長が相談員を兼務)で子どもに関する様々な相談に応じる	児童及び関係者	児童課
60	母子通園訓練事業	心身障害児母子通園訓練施設「かしの実園」において保育、訓練、及び健全な母子関係の形成援助・助言する	心身障害児と親	児童課
61	お兄さんと遊ぼう事業	ボランティアのお兄さんやお姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的に、月1度開催	母子・父子家庭等の児童	児童課
62	子ども未来館運営事業	子どもたちの科学的探究心や自発的、創造的実践活動を通して、次代を担う子どもたちの未来への夢を育み健全な成長を図るための事業 H15.12月現在 入館者累計 217,464人	幼児から大人	児童課
63	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする目的で、市内10小学校区全てに児童館を設置。地域の子育て支援センターとして、また、学校完全週5日制の受け皿として各種の事業・行事を実施する	小学生	児童課
64	児童館の日曜開館事業	日曜日における留守家庭児童等への対応として、岩村田児童館・中込児童館で実施	小学生	児童課
65	養護学校児童・生徒受入	児童館の機能を活用し、重度の障害のある児童・生徒に遊びや活動の場を提供する。実施児童館～中佐都児童館・泉児童館	養護学校児童・生徒	児童課
66	児童館午前中開放事業	全児童館を、小学生が利用しない午前中保護者同伴の就学前児童に安全な遊び場として開放	保護者同伴の就学前児童	児童課
67	公立保育所運営事業	公立保育所11園の運営事業	公立保育園	児童課
68	私立保育所委託事業	私立保育所への運営費の補助事業	私立保育園	児童課
69	障害児保育事業	集団保育が可能な保育に欠ける障害児を保育所で受け入れる事業	就学前児童	児童課
70	保育所巡回相談事業	児童相談所巡回相談の協力 保護者及び保育士の依頼により児童の発達の確認及び指導助言を行う	児童保護者	児童課
71	長時間保育事業	保護者の就労等により通常の保育時間を超えて保育を実施する事業	就学前児童	児童課
72	乳児保育事業	働く保護者の就労と保育を支援するための生後4か月目程度からの乳児を受け入れる事業	乳児	児童課
73	一時保育事業	保護者のやむを得ない事情に対応するため臨時又は緊急に児童を保育所に受け入れる事業	就学前児童	児童課
74	広域入所保育事業	保護者の勤務等の都合により居住地以外の市町村の保育所に児童を受け入れる事業	就学前児童	児童課
75	地域活動事業	保育事業を通して未就園児、小学校低学年児童、高齢者との世代間交流等を図る事業	市民	児童課
76	地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対し、育児相談・料理教室・講演会等を開催し、育児支援を行う事業	市民	児童課
77	家庭保育事業	家庭保育員を設置し、保育に欠ける児童に対し適切な保護を加える事業	3歳未満児	児童課
78	休日保育事業	休日に、保育に欠ける児童の保育を行うことにより、子育てと就労の両立を支援	保育園通所児童	児童課

第2章 現状把握

No.	事業名	事業内容	対象者	担当課
79	保育キーパー設置事業	児童と高齢者の交流を図ることにより児童の情操教育と高齢者の生甲斐づくりを推進する	公立保育園	児童課
80	公立保育園苦情相談窓口の設置	公立保育園の児童・保護者の苦情・要望等に、迅速かつ適切に対応するため、第3者を加えた苦情相談窓口を設置し、保育サービスの向上を図る	公立保育園	児童課
81	児童遊園補助事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進、情操を豊かにすると共に区が児童遊園を設置・補修する事業に要する経費の補助を行う	区	児童課
82	児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る	母子家庭等	児童課
83	母子寡婦福祉資金貸付事業	県の貸付制度の相談及び申請窓口	母子家庭等	児童課
84	母子小口貸付事業	佐久市母子寡婦福祉会の貸付事業	母子家庭等	児童課
85	母子家庭等日常生活支援事業	一時的に介護保育等のサービスが必要な家庭に派遣する	母子家庭等	児童課
86	母子家庭自立支援給付事業	自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金の支給（15年度新規事業）	母子家庭の母・事業主	児童課
87	交通・災害遺児等給付金支給事業	遺児等を対象に支給	交通・災害遺児等	児童課
88	小学校入学激励金	市1,000円 社協1,000円分の図書券を配布する	母子家庭等の入学児	児童課
89	中学校卒業激励金	市2,500円 社協1,000円分の図書券を配布する	母子家庭等の卒業児	児童課
90	助産施設入所制度	保健上必要があり経済的理由により入院助産ができない場合に実施	母、妊婦等	児童課
91	母子生活支援施設入所制度	配偶者のいない女子等の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合施設で保護	該当する母、及び児童	児童課
92	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的に支給する	20歳未満の対象児を監護する父母または養育者	児童課
93	障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の障害児に対して支給	20歳未満の対象児	児童課
94	児童補装具給付事業	身体障害者手帳所持者に車椅子、装具等を給付する	18歳未満	福祉課
95	佐久市中心身障害児（者）タイムケア事業	心身障害児（者）の介護者が一時的に家庭において介護できない時当該障害児（者）を民間団体又は近隣等に介護を委託する事業（年間200時間以内）	在宅の心身障害児（者）	福祉課
96	児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う	18歳未満の対象児	福祉課
97	児童デイサービス事業	通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う	18歳未満の対象児	福祉課
98	児童短期入所事業（ショートステイ）	保護者の病気その他の理由により児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行う	18歳未満の対象児	福祉課
99	児童手当支給事業	18歳未満の児童を養育する者の内、一定所得範囲内で一定年齢の児童を養育する者に児童手当を支給する	児童の保護者	市民課
100	福祉医療費給付事業	支給要件を満たす乳幼児、障害者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子に医療費の助成を行う	乳幼児・障害者・母子等・父子	市民課

第3章 佐久市の施策展開

1. 佐久市子育て支援施策の推進計画（行動計画）

本市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また、子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー（平成15年度88種類）で子育て支援を推進してきています。

本市では、今まで取り組んできた子育て支援施策をベースとして、行動計画策定指針により施策の点検を行い、これを基にさらに子育て支援の充実に努めることにより次世代育成支援対策を推進していきます。

表．次世代育成支援対策の推進計画（行動計画）

次世代育成支援施策の推進方向 （行動計画策定指針）
(1)地域における子育ての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子育て支援サービスの充実 ・ 保育サービスの充実 ・ 地域における子育て支援ネットワークづくり ・ 児童の健全育成の推進 ・ 地域の資源を活用した子育て支援
(2)母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや母親の健康の確保 ・ 食育の推進 ・ 思春期保健対策の充実
(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代の親づくり ・ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 ・ 家庭や地域の教育力の向上 ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4)子育てを支援する生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住環境の確保 ・ 安全、安心なまちづくりの推進
(5)職業生活と家庭生活との両立の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現を図るための広報・啓発等の推進 ・ 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備等の広報・啓発等の推進
(6)子ども等の安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教育の推進 ・ 子どもを犯罪から守るための活動の推進
(7)要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策の充実 ・ 母子家庭等の自立支援の推進 ・ 障害児施策の充実

表．次世代育成支援対策の行動計画

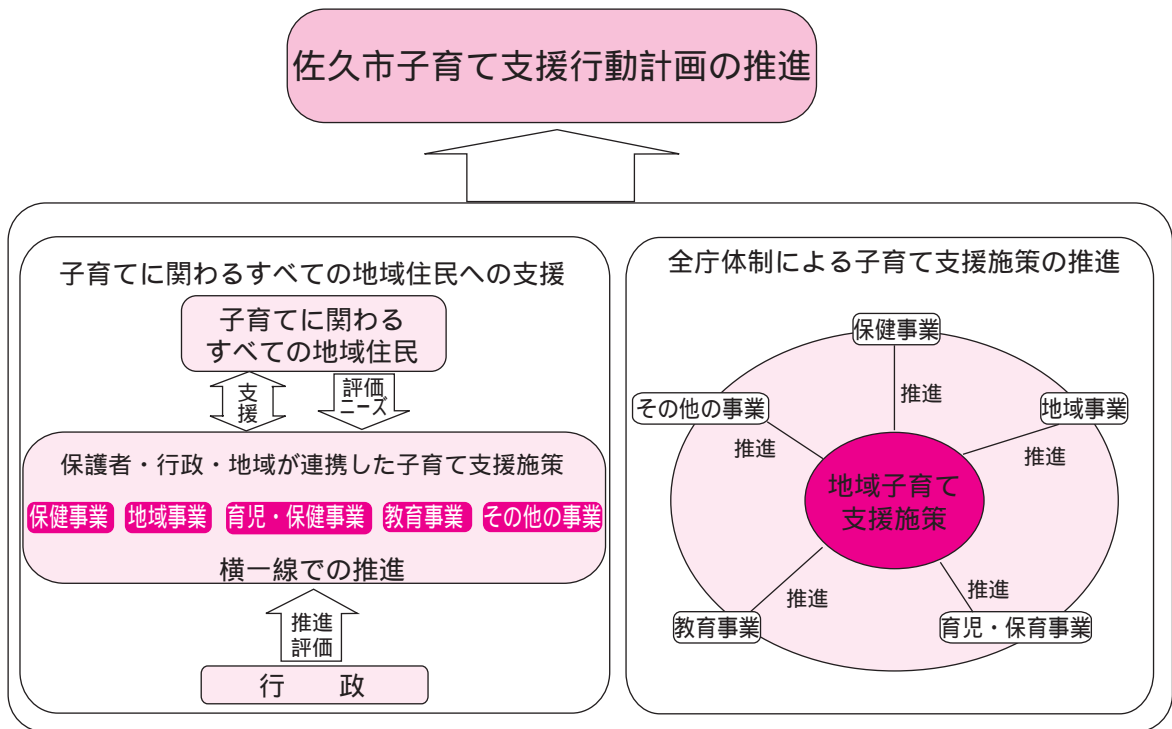
分野	次世代育成支援対策の推進計画（行動計画）	
	平成16年度に新たに取り組む子育て支援事業	平成17年度以降の子育て支援計画
保健分野	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔歯科保健センター事業 ・1歳児育児教室 ・口腔歯科保健嘱託医の委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じた子どもの健全育成を支援するため、食育の推進を図る。 ・口腔歯科保健の総合的な事業の展開を図る。 ・佐久市健康づくり21計画・佐久市母子保健計画に基づいた健康づくり事業の推進を図る。
児童福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館建設の推進 ・児童館の日曜開館事業 ・児童館での養護学校児童 ・生徒の受け入れの拡大（1館 2館） ・休日保育事業 ・保育キーパー設置事業 ・公立保育園苦情相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育需要に応じた、保育サービスの提供をさらに推進する。 ・子育て支援の拠点である児童館の機能の充実をさらに推進する。 ・母子家庭等の自立支援、児童の健全育成をさらに推進する。 ・障害児の居場所づくりをさらに推進し、障害児の健全育成を支援する。 ・児童虐待防止対策の充実を図るため、虐待防止ネットワークで積極的な取り組みを行う。 ・遠距離通学地域における児童館の整備について調査検討する。 ・母子家庭の自立支援を推進するため、母子生活支援施設の整備について調査検討する。 ・子ども未来館の施設や事業内容の充実をさらに推進する。
教育分野	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の街頭補導活動に加え、市PTA役員との合同補導の実施 ・現在の市上田市・小諸市・佐久市による青少年補導センター東信三市連絡会に東御市を加え、四市の連絡会とする ・市内公立4中学の生徒指導主事・メンタルアドバイザー・専門補導委員・行政及び警察等との連絡会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区育成会活動の充実を図るため、地域の特色を生かした保護者等親子の体験活動を支援する。 ・学校や地域等での体験活動ボランティア活動の支援と充実を図るため、市民ボランティアによる協力体制を整備する。 ・子どもの生きる力の育成に向けて、学校の教育環境等の整備をさらに図る。 ・子どもたちの健やかな体の育成を図るため、スポーツ環境等の整備をさらに図る。 ・森林など地域の豊かな自然を活用して、子どもの多様な体験活動の機会を増やす。
生活環境分野 都市計画分野 労働分野		<ul style="list-style-type: none"> ・安全な道路交通環境の整備をさらに進める。 ・子どもの交通安全を確保するため、関係機関の連携を図るとともに、さらに安全教育を推進する。 ・公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、公営住宅の建て替え等により良質な住宅の供給を図る。 ・子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようまちづくりを進める。 ・仕事と子育てを両立するため「働き方の見直し」を進めるための広報・情報提供等を推進する。

2. 佐久市子育て支援施策の推進体制

子育て支援施策は、保健、児童福祉、教育等多岐にわたる分野の取り組みであるので、行動計画策定の事務局である児童課、保健課、学校教育課、生涯学習課、公民館が中心となり、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、全庁体制で事業を推進します。

各分野で市民ニーズの把握に努め、子育て支援施策の見直しを行うとともに、子育て支援施策をとりまとめた「佐久市子育て支援施策メニュー」を作成し、市民への周知等に活用します。

図．佐久市子育て支援施策の推進イメージ



3. 佐久市子育て支援施策事業の展開

(1) 地域における子育ての支援

(1) - 1. 子育てサロン事業

【現 状】

子育て真っ最中の親の子育てに関する相談の場、情報交換、交流の場です。遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供しています。

全児童館で概ね月2回開催しています。平成14年度は、10児童館において、170回開催し、延べ参加人数は7,011人で、1回あたり親子で平均42人と大勢の参加を得ています。

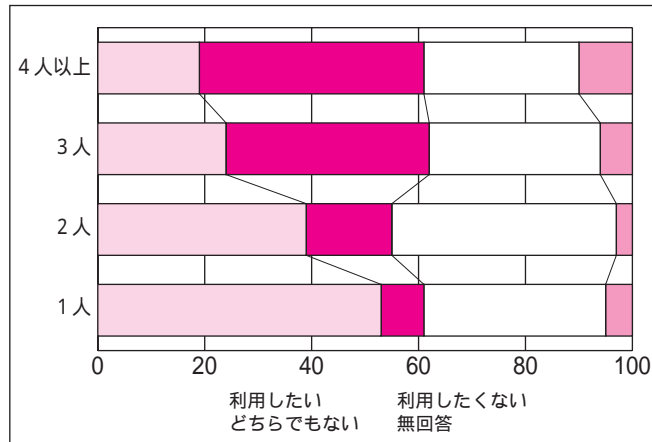


子育てサロン事業	
対 象	就学前児童と保護者
内 容	子育て相談、親子遊び、育児講座、調理実習、子育て講話
スタッフ	保健師1名、保育士7名、子育て専門相談員(嘱託職員)15名、栄養士1名
日 程	9:30 受付 10:00 おはようの会(体操・散歩・工作・砂場遊び・プール遊び等) 11:00 手遊び・パネルシアターなど 11:15 さよならの会・子育て相談 11:30 解散・カンファレンス
平成14年度実績	10児童館で延べ170回開催 延べ参加人数～親3,253人、子ども3,758人、計7,011人

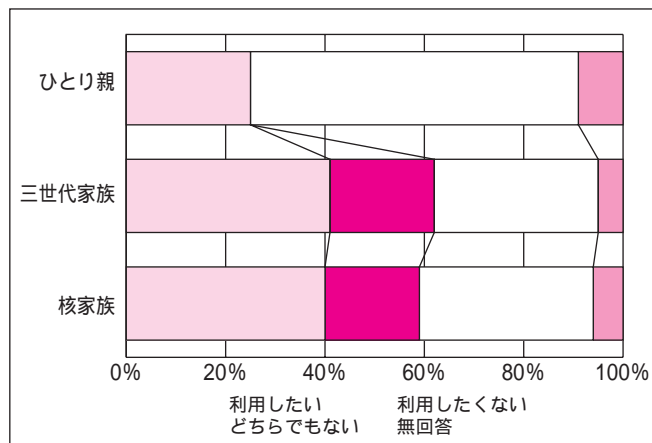
【課 題】

ニーズ調査からは、はじめての子どもをもった保護者・子ども1人の保護者においては50%以上の利用意向がうかがえました。このことから、地域に一層浸透させていくため、保健課、児童館等と連携をとり、利用希望者に周知させるとともに、子どもの年齢発達に応じ、遊びが変わり、母の悩みも変わってくるので、年齢別サロンを実施していく必要性があります。

子育てサロンの利用意向・・・子どもの人数別



子育てサロンの利用意向・・・世帯構成別



【推進方策】

- (ア) 地域における子育て中の保護者同士の交流を図り、育児の孤立化を解消すると同時に、保護者の育児不安を解消する場として、今後も、子育てサロンの開催を推進していきます。
- (イ) 遊びを通して保護者が子どもに向きあうことに楽しみを感じ、子育てを楽しもうとする意識を高められるよう、また子育てに関して学ぼうとする気持ちを尊重しながら、サロンを開催していきます。
- (ウ) 新規参加者がいつでも参加しやすいよう、体制、雰囲気づくりをします。
- (エ) 保護者と子どもの笑顔と明るい声であふれるサロンを運営していきます。

(1) - 2 . 育児講座事業

【現 状】

子育て不安の軽減と育児知識の普及を図るため、児童館で、子育て講話・料理講習を開催しています。

【課 題】

母親のニーズを知り、随時必要な講座を開催する必要があります。

【推進方策】

保護者の子育て不安の軽減や、育児知識の普及を図るため、今後も、育児講座の開催を推進していきます。

(1) - 3 . 子育て専門相談員の設置

【現 状】

子育て経験豊富な方に相談員を委嘱し、育児相談・指導を行っています。母子保健事業や子育て支援事業において、豊富な経験を活かしています。

【課 題】

母親の悩みには個別性があり、深刻なものから、育児の知恵まで多様化しています。その悩みや相談に柔軟に対応していくため、「子育て専門相談員」の資質の向上を一層進めていく必要があります。

【推進方策】

少子化・核家族化の進行や地域連帯意識の希薄化、育児情報の氾濫等により、育児に関する不安や悩みを持つ親が増えています。各々の家庭や子どもの実情にあった相談業務を行う子育て専門相談員の役割は、今後ますます重要になってくることから、相談員の資質の向上に努めるとともに、新たな地域人材の確保に努めます。

(1) - 4 . 佐久市子ども特別対策推進員の設置

【現 状】

本市では、子どもを取り巻く様々な問題についての相談に応じたり、助言指導を行うため、平成11年度から子ども特別対策推進員を設置しています。

子ども特別対策推進員は、本庁や保育所での相談業務及び家庭相談員との連絡調整にあたり、相談事業の総合的調整と推進を図っています。

相談日時...月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日を除く）

【課題】

子どもをめぐる悩みに関する相談は、個性はもちろん多様化、深刻化してきています。その悩みや相談に柔軟に対応していくための方策と、関係諸機関との連携のあり方と助言指導のあり方の向上に努めていく必要があります。

【推進方策】

子ども特別対策推進員と家庭相談員（児童館長）は育児不安や悩みをもつ保護者の相談・指導機能として両輪をなすものです。

今後も、教育委員会、児童相談所等との連携を図り、子どもを取り巻く様々な問題に対応します。

(1) - 5 .

子ども未来館運営事業

【現状】

子どもたちの科学的探究心や、自発的・創造的実践活動を通して、次代を担う子どもたちの未来への夢を育み、健全な成長を図ることを目的として、施設の運営を行っています。

佐久市子ども未来館は「未来への創造」進化する宇宙・地球・生命をテーマとし、宇宙の誕生、

太陽系の誕生、そして太陽と地球の絶妙なバランスによる生命の誕生と進化という悠久の時間の流れを一つに凝縮した、科学館的要素を持っている施設です。

宇宙・地球・生命を基本テーマに延べ床面積が1,000㎡を超える科学展示室を常設し、さらに特別企画展を定期的で開催しています。プラネタリウムはドーム径が16mという、県内では最大規模で四季折々の一般番組や学習番組を投影しています。また、パソコンによる先端情報体験や、来館者自ら参加し、様々な科学実験を体験できる科学体験工房、天体観望会、妊産婦等を対象としたマタニティプラネタリウム等を開催しています。平成13年3月21日の開館以来の延べ入館者数は、平成16年1月28日には22万人に達しています。

【課題】

「夢をもてる施設」として、さらに施設の充実に努める必要があります。また一層魅力のある特別企画展の開催やプラネタリウム番組の導入、子どもたちの科学的探究心をより高める科学体験工房の内容の充実に努める必要があります。



【推進方策】

平成15年度に文部科学省の「科学系博物館教育機能活用推進事業」の委託を受け、子ども未来館の常設科学展示やプラネタリウム等を、教育課程に効果的に位置づけるための手引書である「佐久市子ども未来館学習利用マニュアル」を作成しました。また、平成15年度の新たな試みとして、妊娠中のお母さん方を対象とした「マタニティプラネタリウム」、高齢者を対象とした「ゆめ、ひらく、プラネタリウム」を開催しました。さらに開館3周年記念として、アメリカ航空宇宙局で有人宇宙弾道飛行計画であるマーキュリー計画（1961年から1963年）の実験用モデルとして製作した宇宙船「マーキュリーカプセル」を導入しました。

今後も入館者の要望等を把握しながら、新たな施策に積極的に取り組み、施設の充実に努めます。

(1) - 6 .**児童館運営事業****【現 状】**

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進することや、情操を豊かにすることを目的に、自然、音楽、伝承文化に親しむ等の活動を行っています。

市内10小学校区全てに児童館を設置し、地域の子育て支援センターとして、また、完全学校週5日制の受け皿として、各種の事業・行事を実施しています。

児童館では、自然に親しむ、音楽に親しむ、伝承文化に親しむ、遊びの発掘、外国人とのふれあい、料理に親しむ、パソコン・読書に親しむなど、特色のある運営に努めています。

また、児童館は、小学校1年生から6年生までの児童が利用できますが、小学生が来館しない午前中を利用して、就学前の児童とその保護者を対象に「児童館午前中開放」や、子育ての悩みや不安を気軽に話し合える場としての「子育てサロン」の開催、また、各児童館長が家庭相談員を兼務して「家庭児童相談」を行っています。

児童館の概要一覧

		住 所	延べ床面積 (㎡)
野沢児童館		原270-24	235.18
中込児童館		中込484-1	289.00
東児童館		新子田897-1	285.42
佐久城山児童館		平賀5332-2	245.95
中佐都児童館		塚原815-1	292.32
岸野児童館		伴野1474-2	289.41
平根児童館		上平尾953-7	289.13
高瀬児童館		鳴瀬1378-1	288.17
泉児童館		三塚282-3	296.03
岩村田児童館		岩村田2957-1	330.81
利用対象	小学校1～6年生	保護者同伴の 就学前児童	子育てサロン (就学前児童と親)
開館時間	平日(学校の授業のある日)の 正午から午後7時まで ただし、学校が長期休業等、土 曜日及び祝日は、午前8時から 午後6時まで	平日(学校の授業のある 日)の午前10時から 正午まで	平日(学校の授業のある 日)の午前9時30分 から午前11時30分ま で
利用形態	自由来館制(市内どの地区の児童も利用できます) 無料	自由来館制(市内どの 児童館の子育てサロン も利用できます。) 無料	
休館日等	日曜日、年末年始休館 年間308日開館	児童館休館日、学校が 長期休業等、土曜日及 び祝日は休み	
職 員	館長1名、児童厚生員1名	保健師・保育士・子育 て相談員	

【課 題】

子育て支援の拠点としての児童館は、保護者や子どもたちから大変好評を得ているとともに期待が大きいことから、さらに児童館の運営内容の充実と整備を推進していく必要があります。

【推進方策】

今後も、児童の健康の増進や、豊かな情操を育むため、また、地域の子育て支援の拠点としての役割や、子どもの居場所としての役割を担うため、児童館事業の一層の充実を図ります。

また、遠距離通学地域の児童館整備を調査、検討します。

(1) - 7 .

児童館の日曜開館事業

【現 状】

現在、日曜日は開館していません。

【課 題】

核家族化の進展、保護者の就労形態が多様化する中で、日曜日における児童の居場所づくりが必要となっています。

【推進方策】

平成16年度から、岩村田児童館と中込児童館で、児童館の日曜開館を実施していきます。2館での利用状況をみながら事業の拡大を検討します。

(1) - 8 .

児童館の養護学校児童・生徒受入

【現 状】

小諸養護学校やその保護者の皆さんからの要望により、平成14年7月から中佐都児童館において試行的に、小諸養護学校へ通学している児童の受入を始めました。平成14年7月から平成15年6月までの一年間の延べ利用児童数は93名となっています。

【課 題】

小諸養護学校やその保護者の皆さんから、利用できる児童館の拡大や中学部の生徒の受け入れについて要望があります。

【推進方策】

平成16年度は事業を拡大し、養護学校の児童に加え中学部の生徒も受け入れます。また、中佐都児童館と泉児童館の2館で実施します。

受入日...日曜日、土曜日（年末年始を除く）を含む小諸養護学校の休学日

受入時間...該当する日の午後2時～午後4時まで

利用申込み方法...利用を希望する日の1週間前までに児童課に申し込む

今後も利用状況をみながら、事業の拡大を検討します。

(1) - 9 .

児童館午前中開放事業

【現 状】

全児童館を、平日（学校の授業のある日）の午前10時から正午までの間、保護者同伴の就学前児童に安全な遊び場として開放しています。

これは、「子育てサロン」に参加しているお母さん方から、親子で安心して遊ぶことができる場、子育てに関する情報交換・交流の場として、児童館の午前中の開放を望む声が多く寄せられたことを受け平成12年10月から児童館の午前中開放事業を実施しました。

平成14年度には就学前児童5,040人と保護者4,165人が利用しています。来館したお母さん方からは、育児についての共通の話題が話せて良かったと大変好評をいただいています。

【課 題】

さらに事業の周知を図る必要があります。

【推進方策】

子育てサロンや各種健康診査の場を活用し、事業の周知に努め、利用者の拡大を図ります。

(1) - 10 .

公立保育所運営事業

【現 状】

市内の公立保育園11園の運営を行っており、平成15年度現在まで待機児童はいない状況となっています。

また、保育需要の多様化に対応するため、次の保育事業を実施しています。

- 乳児保育
- 障害児保育
- 長時間保育
- 地域活動事業
- 一時保育事業
- 広域入所保育



公立保育園一覧 (H15.7.1現在 単位：人)

	名称	所在地	定員	児童数
1	泉保育園	三塚300-2	120	132
2	大沢保育園	大沢789-1	45	33
3	中込第一保育園	中込三丁目24-5	70	67
4	中込第二保育園	中込1790	130	135
5	平賀保育園	平賀5038	90	91
6	内山保育園	内山5206-1	45	40
7	東保育園	新子田880-2	140	136
8	平根保育園	上平尾847-3	90	80
9	岩村田保育園	岩村田3150	120	106
10	中佐都保育園	塚原787-1	120	104
11	高瀬保育園	鳴瀬1371	100	90
公立11園 計			1,070	1,014

【課題】

ニーズ調査において、『保育サービス等の利用希望開始時間（平日）』をたずねたところ、「8：00～8：29」と回答した人が179人で最も多く、次いで「8：30～8：59」150人、「9：00～9：59」149人と続いています。

通常保育内での保育時間においても、保護者のライフスタイルに合わせた柔軟な対応がのぞまれています。

【推進方策】

女性の就労意欲の高まりとあいまって、様々な保育サービスへのニーズの高まりが予測されることから、公立保育所における保育機能の拡充に努めます。

(1) - 11 .

私立保育所委託事業

【現状】

市内の私立保育所への運営費の補助事業を行っており、平成15年度現在まで待機児童はいない状況となっています。

また、私立保育園でも保育需要の多様化に対応するため、次の保育事業を実施しています。

乳児保育

障害児保育

長時間保育

地域活動事業

一時保育事業

地域子育て支援センター事業

広域入所保育

私立保育園一覧

(H15.7.1現在 単位：人)

	名称	所在地	定員	児童数
1	岸野保育園	伴野1792-1	170	184
2	野沢保育園	取出町491-2	90	101
3	聖愛保育園	原267-1	145	157
4	小雀保育園	岩村田1158-10	150	170
5	岩村田北保育園	岩村田3606-9	160	170
私立5園 計			715	782

【課題】

私立保育園は、地理的条件や特色ある保育の実施など、年度当初より定員を上回る状態が続く傾向が見られます。

特定の園に入所希望児童が集中した場合には、全ての児童が希望する園に入所できない可能性があります。

【推進方策】

私立保育園は、増大することが予想される保育サービスニーズの、重要な受け皿であると考え、今後も、公立保育園との連携・支援を推進します。

(1) - 12 .

障害児保育事業

【現状】

集団保育が可能で保育に欠ける障害を持つ児童を、保育園で受け入れる事業を実施しています。障害の種類・程度によって、障害を持つ児童自身の発達が促進される障害児保育を行っています。

【課題】

現在、重度の障害を持つ児童の受け入れも行っていますので、障害の程度に見合う施設の整備、障害児保育の経験豊かな保育士の加配等が必要となります。

【推進方策】

障害児の保護者に対する就労支援として、また、障害をもつ子どもの社会参加や、自立性を養う場として、今後も事業の推進を図るとともに、地域へのノーマライゼーションの啓発活動を推進します。

ノーマライゼーション：障害者を閉ざされた施設に收容しないで、健常者とともに、地域社会で生活することを目標として社会福祉を進めること。

(1) - 13.

長時間保育事業

【現 状】

保護者の就労等による延長保育などの保育ニーズに対応できるよう、通常の午前8時から午後4時までの8時間（土曜日午前8時から正午までの4時間）の保育時間を超えて実施しています。

長時間保育の実施一覧

	長時間保育時	実施保育園
早朝	午前7時から	岸野、小雀
	午前7時30分から	岸野、小雀を除く全園
通常の保育時間後	午後7時30分まで	岩村田北
	午後7時まで	泉、中込第一、中込第二、東、岩村田、中佐都、岸野、野沢、聖愛、小雀
	午後6時まで	大沢、平賀、内山、平根、高瀬
保護者負担金 1時間当たり150円		

【課 題】

長野県は、女性の就業率が高く、また、結婚後も働く女性の比率が全国平均を上回っています。今後も、女性の社会進出の増加、就労形態の多様化等により、長時間保育へのニーズの高まりが予測されます。

ニーズ調査結果によるニーズ量推計によると、長時間保育に対する一定のニーズが確認されていることから、長時間保育の拡充や市内保育園の連携強化などを検討していくことが必要となっています。

表 女性の就業状況

	労働人口	女性就業者数	比 率
全国	55,721,312	25,729,190	46.17%
県	970,731	510,351	52.57%
佐久市	28,476	14,219	49.93%

平成12年10月1日現在

資料：国勢調査

保育サービス等の利用希望開始時間（平日）

（ニーズ調査結果より 単位：人）

	6ヶ月未満	6ヶ月～1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
0:00～0:59	0	0	0	1	0	1	1	3
1:00～1:59	0	0	0	0	0	0	0	0
2:00～2:59	0	0	0	0	0	0	0	0
3:00～3:59	0	0	0	0	0	0	0	0
4:00～4:59	0	0	0	0	0	0	0	0
5:00～5:59	0	0	0	0	0	0	0	0
6:00～6:29	0	1	0	0	0	0	0	1
6:30～6:44	0	0	0	1	0	0	0	1
6:45～6:59	0	0	0	0	0	0	0	0
7:00～7:14	1	0	5	2	2	4	0	14
7:15～7:29	0	0	0	0	1	0	2	3
7:30～7:44	3	4	13	16	16	9	18	79
7:45～7:59	0	0	1	5	1	0	2	9
8:00～8:29	11	14	30	29	30	35	30	179
8:30～8:59	6	8	14	25	41	21	35	150
9:00～9:59	6	7	14	33	34	24	31	149
10:00～10:59	5	3	5	10	5	2	1	31
11:00～11:59	0	1	0	0	0	0	0	1
12:00～12:59	0	0	0	0	0	0	0	0
13:00～13:59	1	0	0	0	0	0	0	1
14:00～14:59	0	0	0	0	0	0	2	2
15:00～15:59	0	0	0	0	0	1	0	1
16:00～16:59	0	0	0	1	2	1	5	9
17:00～17:59	0	0	1	0	0	0	0	1
18:00～18:59	0	0	0	0	0	0	1	1
19:00～19:59	0	0	0	1	0	0	0	1
20:00～20:59	0	0	0	0	0	0	0	0
21:00～21:59	0	0	0	0	0	0	0	0
22:00～22:59	0	0	0	0	0	0	0	0
23:00～23:59	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	1	1	0	1	1	0	2	6
計	34	39	83	125	133	98	130	642

保育サービス等の利用希望終了時間（平日）

（ニーズ調査結果より 単位：人）

	6ヶ月未満	6ヶ月～1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
0:01～1:00	0	0	0	0	0	0	0	0
1:01～2:00	0	0	0	0	0	0	0	0
2:01～3:00	0	0	0	0	0	0	0	0
3:01～4:00	0	0	0	0	0	0	0	0
4:01～5:00	0	0	0	0	0	0	0	0
5:01～6:00	0	0	0	0	0	0	0	0
6:01～7:00	0	0	0	0	0	0	0	0
7:01～8:00	0	0	0	0	0	0	0	0
8:01～9:00	0	0	0	0	0	0	0	0
9:01～10:00	0	0	0	0	0	0	0	0
10:01～11:00	0	0	0	0	0	0	0	0
11:01～12:00	0	1	0	2	0	0	0	3
12:01～13:00	0	0	0	0	0	0	0	0
13:01～14:00	0	1	0	1	1	1	2	6
14:01～15:00	4	2	6	8	6	4	0	30
15:01～15:30	0	0	0	1	2	3	2	8
15:31～16:00	12	17	27	34	59	34	58	241
16:01～16:30	1	1	1	7	8	8	4	30
16:31～17:00	6	4	9	21	15	14	20	89
17:01～17:15	0	0	0	0	0	0	0	0
17:16～17:30	4	3	6	11	9	8	5	46
17:31～17:45	0	0	0	0	0	0	0	0
17:46～18:00	1	5	17	20	19	15	22	99
18:01～18:15	0	0	0	0	0	0	0	0
18:16～18:30	1	1	6	6	4	4	6	28
18:31～18:45	0	0	0	1	0	1	0	2
18:46～19:00	2	1	11	8	8	5	7	42
19:01～19:30	1	1	0	0	1	0	1	4
19:31～20:00	1	1	0	2	0	0	0	4
20:01～20:30	0	0	0	0	0	0	0	0
20:31～21:00	0	0	0	0	0	0	0	0
21:01～21:30	0	0	0	0	0	0	0	0
21:31～22:00	0	0	0	0	0	0	0	0
22:01～23:00	0	0	0	0	0	0	0	0
23:01～24:00	0	0	0	1	0	0	0	1
無回答	1	1	0	2	1	1	3	9
計	34	39	83	125	133	98	130	642

【推進方策】

働く保護者が自信をもって仕事と育児の両立を図ることができるようにするためにも、長時間保育へのニーズにさらに対応できるよう、実態ニーズの詳細な把握に努めながら、保育園間の連携を図りながら事業の拡充に努めます。

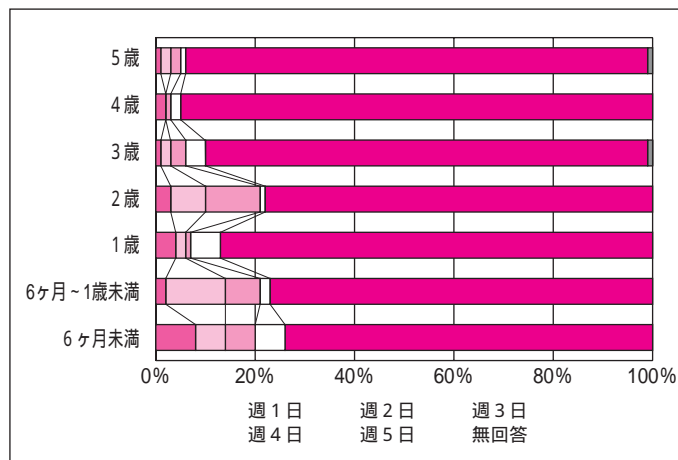
(1) - 14 .
乳児保育事業

【現 状】

働く保護者の就労と保育を支援するため、乳児の保育を全園で実施しています。

乳児は途中入所が多いことから、これに対応するため、乳児担当者としてベテラン保育士の確保を目的とした補助事業を通じ、乳児保育の安定的な実施を図っています。また、乳児受け入れのための施設の増設や整備を行い、最も適した環境で保育ができるように乳児保育を実施しています。

保育サービス等の利用希望日数（平日）



【課 題】

乳児保育は、ニーズ調査では、1歳未満の児童を持つ保護者でも、週5日を希望する割合が7割強と多く見られますが、他の年齢の保護者より多様な要望が見られるため、よりきめ細やかに対応していくことが求められています。

【推進方策】

ニーズ調査の結果からも、低年齢児における保育園への短期間の一時預かり的な保育に向けた要望がみられることから、今後も乳児保育の拡充に努めます。

(1) - 15.
一時保育事業

【現 状】

保護者の冠婚葬祭や急な用事、病気など、やむを得ない事情に対応するため、臨時または緊急に児童を保育所で受け入れる事業を実施しています。

利用にあたっては事前登録が必要となっています。

一時保育料	
3歳以上児	日額900円、半日450円（給食費は別）
3歳未満児	日額2,000円、半日1,000円（給食費は別）
対象となる年齢は各年度4月1日の年齢 1ヶ月の内12日程度を限度とする 給食費は400円（乳幼児用ミルク等持参の場合は必要なし） 延長保育料は150円/1時間	

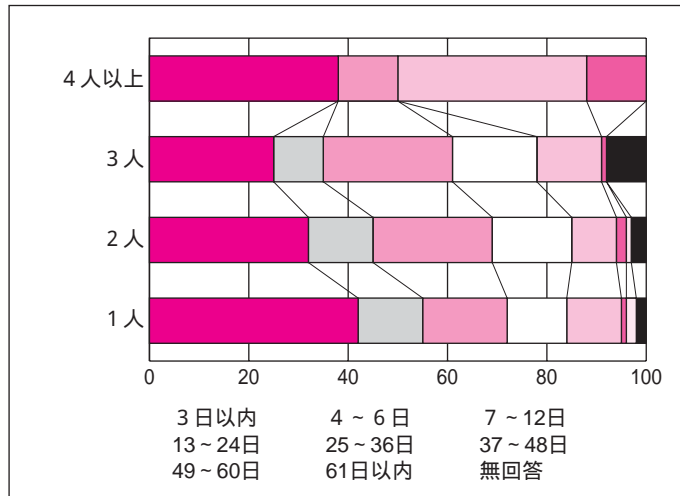
【課 題】

ニーズ調査の結果によると、主な保護者が急に面倒をみられなくなったときの対処として親族、知人に預けたが占め、また世帯構成別ではひとり親、三世帯、核家族の別なく半数に近い保護者が一時保育を希望しているといったように、一定のニーズが確認されていることから、こうしたニーズに対応できる体制等の検討が必要です。

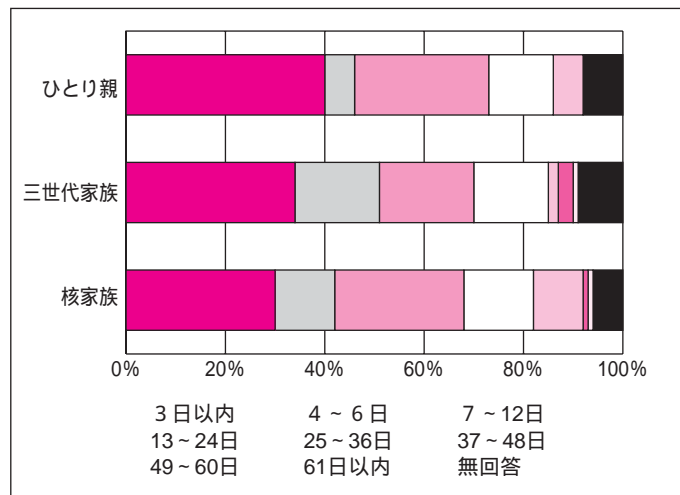
主な保護者が急に面倒をみられなくなったときの対処

	子どもの人数					世帯構成				
	1人	2人	3人	4人以上	無回答	核家族	三世帯	ひとり親	その他	計
親族・知人に預けた	53	125	54	7	1	173	52	14	1	240
保育サービスを利用した	13	35	18	1	1	43	23	2	0	68
子どもを同行した	12	34	13	2	0	47	11	3	0	61
子どもだけで留守番させた	1	5	7	3	0	13	1	2	0	16
その他	6	10	2	1	0	14	3	2	0	19
無回答	1	3	0	0	0	3	0	0	1	4
計	86	212	94	14	2	293	90	23	2	408

主な保護者が急に面倒をみられなくなったとき
すべての対処の合計日数（年間）…子どもの人数別



主な保護者が急に面倒をみられなくなったとき
すべての対処の合計日数（年間）…世帯構成別



【推進方策】

核家族化の進展に伴い、一時保育へのニーズは今後も高まっていくことが予想されます。こうしたニーズに対応するため、地域における子育て支援活動との連携を図りながら、必要なニーズに対応できるよう、事業の推進を図ります。

(1) - 16.

広域入所保育事業

【現 状】

保護者の勤務等の都合により、佐久市の児童を他市町村の保育園に預けたり、他市町村の児童を佐久市の保育園で受け入れる事業を、平成10年度から実施しています。

平成15年 委託状況一覧（平成15年7月1日現在 単位：人）

公 立		
美里保育園	（小諸市）	2
千草保育園	（立科町）	1
切原保育園	（臼田町）	1
栄保育園	（佐久町）	2
海瀬保育園	（佐久町）	1
大日向保育園	（佐久町）	1
小海保育園	（小海町）	1
公立計		9
私 立		
ポッポの家	（小諸市）	5
さくら保育園	（小諸市）	2
佳里保育園	（臼田町）	16
里曲保育園	（臼田町）	1
臼田保育園	（臼田町）	3
私立計		27

平成15年 委託状況市町村別一覧（平成15年7月1日現在 単位：人）

小諸市	9
立科町	1
臼田町	21
佐久町	4
小海町	1
合 計	36

平成15年 受託状況一覧（平成15年7月1日現在 単位：人）

公 立		
泉保育園	2	小諸1、臼田1
岩村田保育園	3	長門1、臼田1、御代田1
大沢保育園	4	臼田2、望月2
中込第二保育園	3	佐久町2、八千穂1
中佐都保育園	3	小諸2、臼田1
平根保育園	8	御代田8
高瀬保育園	3	小諸1、浅科2
公立計	26	
私 立		
岸野保育園	34	浅科28、望月3、北御牧1、臼田1、小海1
野沢保育園	5	八千穂1、臼田1、佐久町1、川越2
聖愛保育園	4	小海1、佐久町2、浅科1
小雀保育園	21	小諸10、軽井沢3、御代田3、臼田3、浅科2
岩村田北保育園	7	小諸2、御代田3、佐久町2
私立計	71	

平成15年度 受託状況市町村別一覧（平成15年7月1日現在 単位：人）

小 諸 市	16
軽井沢町	3
御代田町	15
望月町	5
長門町	1
浅科村	33
北御牧村	1
臼田町	10
佐久町	7
小海町	2
八千穂村	2
川越市	2
合 計	97

【課 題】

交通機関等の整備に伴い通勤圏の拡大がみられ、居住地以外への就労者は減少することはないものと予測され、今後も広域入所へのニーズは高まることが考えられます。

また、受託状況から広域入所保育の公立と私立での各利用件数の全件数に対する割合は、公立で26.8%、私立で73.2%であり、地理的条件や特色ある保育園運営に対する保護者の要望がうかがえます。

【推進方策】

選択できる保育所入所という観点から、周辺市町村との連携のもと、広域入所保育の事業を推進していきます。

また、特色ある保育園運営も一層進めていく必要があります。

(1) - 17. 地域活動事業

【現 状】

保育園の有する専門的機能を地域の子育て家庭に開放し、地域住民のために活用する事業を行っています。

事業内容

- 異年齢児交流
- 世代間交流
- 育児講座の開催
- 保育所体験の実施
- 家庭的保育の実施
- 地域特性対応事業の実施

【課題】

各園とも事業メニューが似通っているので、園の特色を生かした事業メニューを取り入れ、より広く地域に事業の浸透を図る必要があります。

【推進方策】

- (ア) 今後も保育園の有する専門的機能を地域の重要な資源として、単に保育園児とその保護者のみならず、地域コミュニティの活性化のために役立てていきます。
- (イ) 伝承遊び、季節的行事、郷土食などの触れ合いを通して、地域の人々との交流を深めていきます。

(1) - 18.

地域子育て支援センター事業

【現状】

地域の子育て家庭に対し、育児不安の解消を目的に相談指導や、障害を持つ児童のための音楽あそび、料理教室（基本的なもの）、講演会等を開催することにより、地域全体で子育て家庭を支援するため、平成10年度から始まった事業で、従来型として1園に継続して委託し、実施しています。また平成13年度より、2園にて小規模型として実施しています。

事業内容

- 育児不安などについての相談指導
- 子育てサークルなどの育成、支援
- 特別保育事業等の積極的実施、普及促進
- ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供
- 家庭的保育を行う者への支援

事業詳細一覧（平成15年度）

	内容
電話相談	育児に関する情報交換、電話・FAX相談を行う。
障害をもった子どもたちのための音楽遊び	月1回、障害のある子どもを対象に音楽療法を実施。個人ごとに指定された日程で、親子一緒にレッスンに参加
料理講習会	月1回、託児を伴った料理教室を実施
子育てサークル支援（トトロの会）	毎週火曜日午後3時から子ども図書の出借を実施。子どもと一緒に本を読んで親睦を深めたり、母親同士の情報交換の場となっている。
まーるいたまごの会（パネルシアターの会）	年に数回、子どもたちに向けて公演や、絵本の読み聞かせを行う。
コロポックルひろば（未就学児とお母さんと一緒に楽しむ会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園で行っている音楽遊びを親子で楽しむ。 ・ 体を思い切り動かした後、お茶の時間を楽しむ。 ・ 一年間を通じて、参加者全員で製作活動を行う。 ・ 保護者同士の語り合いを促進
お父さんと一緒に作ってあそぼう会	・ 保育園児から小学生のお父さん、子どもと一緒に工作や料理実習、ハイキングなどを行う。
講演会・コンサート	子育てに関する講演や、お母さんの育児疲れ解消のために託児を伴ったコンサートを開催している。

【課題】

地域的なバランスを考え、旧町村単位の4地区の保育園で実施する必要があります。

【推進方策】

地域の子育て家庭における育児支援を目指して、今後も事業の推進を図ります。

(1) - 19.
家庭保育事業

【現状】

保育に欠ける児童（3歳未満児）に対し、適切な保護を加えるため、現在5人の家庭保育員に児童を委託し、認可外保育施設で保育を行っています。

佐久市家庭保育員制度利用者数 (単位：人)

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
延べ児童数	306	321	313	277	326
(内乳児)	49	118	68	50	50

【課題】

施設・設備面において、認可保育園と差異があります。

【推進方策】

地域の子どもの健やかな発育・発達を目指して、施設・設備の充実を指導する中で今後も事業の推進を図ります。

(1) - 20.
休日保育事業

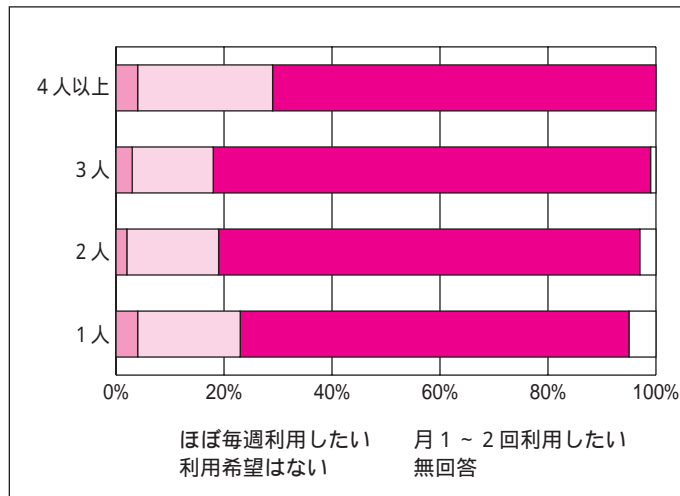
【現状】

現在、休日保育は実施していませんが、就労形態の多様化により、日曜日及び休日に仕事を持つ保護者からの休日保育へのニーズが高まっています。

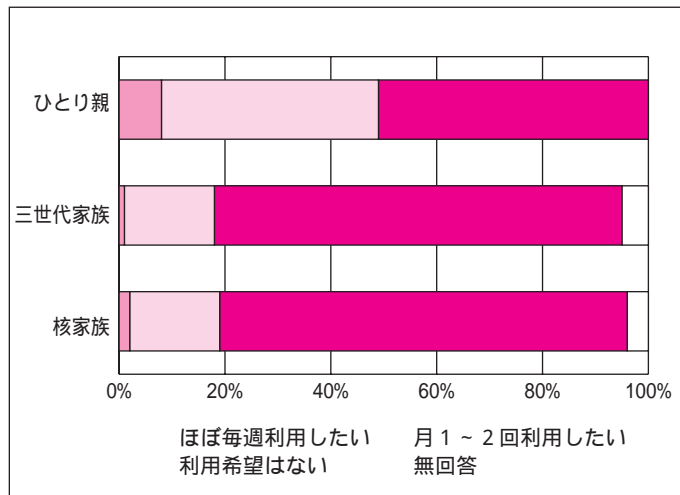
【課題】

ニーズ調査によると、日曜・祝日の利用を希望しない保護者が7割以上を占める一方で、月に1回から2回利用したいという要望が2割程度あり、ほぼ毎週利用したいという希望を合わせると3割弱の保護者が日曜・祝日の保育を望んでいます。また、ひとり親世帯では、月に1回から2回利用したいという要望やほぼ毎週利用したいという希望を合わせると5割以上の保護者が日曜・祝日の保育を必要としています。

保育サービス等の利用希望（日曜・祝日）…子どもの人数別



保育サービス等の利用希望（日曜・祝日）…世帯構成別



【推進方策】

女性の社会進出の増加、就労形態の多様化等により、今後も、休日保育へのニーズの高まりが予測されます。こうしたニーズに対応できるよう、実態ニーズの詳細な把握に努めながら事業の拡充を図ります。

平成16年度から保護者の保育ニーズに応え、休日に保護者の就労等によって保育に欠ける児童に対し、公私立2園を拠点として、実施する予定です。利用にあたっては事前登録が必要となっています。

休日保育料	
3歳以上児	日額900円、半日450円
3歳未満児	日額2,000円、半日1,000円
対象となる年齢は各年度4月1日の年齢 延長保育料は150円/1時間	

(1) - 21 .

保育キーパー設置事業

【現 状】

本市では、現在保育キーパー（高齢者による保育補助員）は設置していませんが、核家族化が進み、日頃お年寄りと接する機会の少ない児童が増えてきています。お年寄りと触れ合うことにより培われる優しさや、思いやりを育むといった情操教育を推進する施策が求められています。

【課 題】

実施にあたり、保育に関心があり、子ども好きで健康な高齢者の人材の確保と人材育成が必要です。

【推進方策】

核家族化が進み、祖父母との関係が希薄になる中で、高齢者との触れ合いを深めるため、保育園に平成16年度から保育キーパーを設置します。児童と高齢者の交流を通じ、児童の情操教育の推進を図ります。また、保育キーパーの人材育成を図り、児童の「おじいちゃん」的な存在として、児童の話し相手となって保育士を補助するほか、施設の営繕や園庭の整備も行う計画です。

(1) - 22 .

特定保育事業

【現 状】

特定保育事業は、パートタイム労働者の増加など、保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応する保育ですが、本市ではまだ実施されていません。

【課 題】

パートタイム労働者の増加など、保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要は、今後ますます増加するものと考えられることから、これらの保育需要に対応する必要があります。

【推進方策】

保護者が保育の実施を必要としている時に、支援する事業を実施することにより、多様化する保育需要に対応し、児童福祉の向上と保護者の生活支援を図ります。

(1) - 23 .

育児支援家庭訪問事業

【現 状】

育児支援家庭訪問事業は、出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題を解決、軽減を図るものですが、本市ではまだ実施していません。

【課 題】

核家族化の進展や、離婚の増加、経済的困窮などにより、育児が困難な家庭の増加が見込まれる中で、育児や家事の援助や指導などを必要とする家庭は増加するものと考えられ、これらの家庭に対する援助体制を確立する必要があります。

【推進方策】

様々な理由により育児が困難になっている家庭に対して、育児や家事を援助したり、保育士、ホームヘルパー、助産師などを確保し、育児に関する指導を行うなど、育児支援を図ります。

(1) - 24 .

公立保育所苦情相談窓口の設置

【現 状】

現在、市役所、保育園で対応する行政サイドの苦情相談窓口はありますが、第三者委員を加えた苦情相談窓口は設置してありません。

【課 題】

第三者委員を交えての、正確な苦情内容等の把握、解決策や改善事項の速やかな実施を行うことが必要となります。

【推進方策】

平成16年度から、第三者を加えた公立保育所苦情相談窓口を設置して、保育園に対する意見・要望及び苦情等を適切に解決し、保育園利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護と保育園への信頼を確保するため、今後も保育サービスの向上等を図っていきます。

(1) - 25 .

助産施設入所制度

【現 状】

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができない場合に実施していません。

本市の助産施設は、以下のとおりとなっています。

名 称	設置主体	設置年月日
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市	昭和44.12.22
黒沢病院	医療法人恵仁会	昭和46.10.10

【課 題】

医療機関、保健課等と連携を密にし、妊娠・出産の適正時期に制度が利用できるよう進めていく必要があります。

【推進方策】

今後も、全ての家庭における安全な出産の実現に向け、制度を推進していきます。

(1) - 26 .

出生届出時相談・指導事業

【現 状】

出生届出時に、保護者等、特に父親に対し、育児等に関する相談指導を行っています。

【課 題】

妊娠、出産、子育てに関する環境はここ十年来、少子化や女性の社会進出、離婚、未婚母子の増加などを背景に目まぐるしく変化していますが、とりわけ核家族化の進行や地域連帯意識の希薄化が進む現代社会においては、育児における役割、責任を持つことができるよう、父親へ働きかけていくことが一層重要視されます。

【推進方策】

今後も継続して、よりきめ細かな相談・指導を行えるよう、体制の整備に努めます。

(1) - 27.

ハローベビー（乳児育児支援教室）

【現 状】

同月齢の児と親が集い、健康・育児について学び、遊びを通して親子の関わり、親同士の交流を図ることにより、育児不安の解消を目的として、生後5か月から10か月頃までの間に、シリーズで行う育児教室を実施しています。

平成13年度からは実施時期を5か月から10か月までに計画し、育児休業を使って参加する母親も参加しやすいように、平成14年度からは、シリーズ最終回に、「これからの育児」と、う歯（むし歯）予防に重点を置き、歯科衛生士による個別相談を取り入れて実施しました。

また、少人数で話し合う形式を取り入れ、保健師による指導が主体ではなく、参加者が楽しく自分自身の育児について考える機会となるように取り組んでいます。

ハローベビー実施概要		
【目的】 同じ月齢の児を持つ親が集まり、育児について考えたり、遊びを通しての親子の関わり、参加者同士の関わりから、不安の解消へつなげていくことを目指す。		
【対象者】 生後5か月～10か月の児を持つ親		
【内容】 ・ フリートーク ・ 保育士によるあそび ・ 保健師や子育て相談員のお話 ・ 個別相談など		
【実施状況】		
	開催日数(回)	参加延べ数(人)
14年度	48	1,432

【課 題】

親の育児の孤独・不安を解消していくため、楽しく育児を行えるようなサポートの一層の強化が必要とされています。

【推進方策】

育児の孤独、不安の解消のため、今後もハローベビーをさらに充実させていきます。また、より多くの人に参加できるような事業の展開を図ります。

(1) - 28 .

ハローキッズ(2歳児教室)

【現 状】

めざましい発達をとげる2歳児の保護者に対して、生活リズムの話や手作りおやつの試食と食事の話・絵本の読み聞かせ・親子体操・相談等を行っています。

参加者からは「子どもが楽しむだけでなく、母親もいい勉強になった。」「これからの子育ての参考にしたい。」という感想が寄せられ、今までの子育てを見直す良いきっかけとして活用されています。

ハローキッズ(2歳児教室)実施概要

【目的】

成長・発達が目覚ましい2歳児において、参加家族が我が子の育児について再認識し、また育児不安の軽減を図るための相談の場とする

【対象者】

2歳児とその家族

【内容】

- ・生活リズムと食事の話
- ・絵本の読み聞かせについての話
- ・親子体操
- ・手作りおやつの試食
- ・身体測定
- ・個別相談

【実施状況】

場 所：保健センター

実施時間：午前9時30分～11時40分

	開催日数(回)	参加組数(組)	参加人数(人)
14年度	10	216	437



【課 題】

個人差の大きい2歳児に対して保護者のかかえる様々な不安に対応できるよう、内容をさらに充実させていくことが必要です。

【推進方策】

ことばの発達と生活リズムが確立する時期に、集団で集まり発達の確認ができることで育児不安の軽減と、今後の育児に対する助言を行っていく場として、更なる定着と参加の向上を目指し、実施していきます。

(1) - 29 .

多胎児をもつ親の会への支援

【現 状】

0 か月児から3 歳児と保護者を対象に、「佐久市多胎児をもつ親の会」への助言と支援を行っています。

【課 題】

多胎児を持つ保護者特有の悩みに対応していくことが重要となっています。

【推進方策】

今後も、助言・支援の充実を図るとともに、地域の子育てサークル等との連携を強化し、より多様な助言・支援が行えるよう努めていきます。

(1) - 30 .

赤ちゃん手帳交付

【現 状】

乳幼児の健康の保持・増進と育児不安の解消、市の事業の周知等を図るため、出生届時に赤ちゃん手帳を交付しています。

赤ちゃん手帳概要

【目 的】 乳幼児の健康の保持・増進と育児不安の解消、市の事業の周知等を図る。

【対象者】 出生時の保護者（出生届け時に交付）

【内 容】 体裁：A4版、本文66ページ

健診おたずね票3枚、予防接種予診表13枚、救急車の呼び方覚え書1枚、
「1歳児はがき相談」用はがき1枚、「2歳児はがき相談」用はがき1枚

目次：

第1章 佐久市からのお知らせ

：事業紹介、乳幼児健康診査について

第2章 こんにちは赤ちゃん

：乳幼児の発達、ケアの具体的な説明・目安、ファミリープラン、卒乳、働く両親への支援などについて

第3章 元気な子に育ててね

：乳幼児の発達、生活習慣、しつけ、保育園の概要、子育て支援センター事業などについて

第4章 子どもの病気と事故

：応急処置方法、救急処置方法、症状の判断の目安、薬の利用方法、子どもの身の回りの安全点検などについて

第5章 予防接種の種類とスケジュール

【課 題】

身近な育児書として活用されるよう、保護者に紹介していく必要があります。

【推進方策】

乳幼児の健康の保持・増進や、保護者の育児不安の解消を図るため、今後も交付していくとともに、手帳に記載された事項の有効な活用を促進します。

(1) - 31 .

子育てビデオの活用

【現 状】

乳児編（2編）、幼児編により、乳幼児訪問時、教室、健診等で普及を図っています。

【課 題】

子育ての参考にしてもらえるよう、利用を促す告知を図っていく必要があります。

【推進方策】

保護者における育児不安の解消、乳幼児における健やかな発育・発達の促進を目指し、活用・普及を推進していきます。

(1) - 32 .

広報・保健だより・FM等による啓発

【現 状】

広報・保健だよりに、健診、教室、予防接種等のお知らせや、新規事業啓発記事等の掲載を行っています。また、「FMさくだいら」・「健康カレンダー」等による啓発も併せて行っています。

【課 題】

あらゆる機会を通じた広報活動の継続が必要となっています。

【推進方策】

今後も、各種健診・各種教室、予防接種等実施の周知とともに、新規事業の啓発を促進するため、様々なメディアを通じた周知・啓発活動を推進していきます。

(1) - 33 .

児童手当支給事業

【現 状】

18歳未満の児童を養育する保護者等の内、一定所得範囲内で一定年齢の児童を養育する保護者等に、児童手当を支給しています。

【課題】

児童手当を受給するためには、児童手当法に基づく認定申請書、現況届等の書類提出が必要となりますので、受給資格者に制度の周知を図る必要があります。

【推進方策】

広報、FMさくだいらの活用及び通知文等により制度の周知に努めます。

(1) - 34 .**ジュニアリーダー研修事業****【現状】**

子どもたちの生活体験や、自然体験の不足が指摘される中で、多様な体験ができる機会を提供することにより、夢を持った人間性豊かな子どもの育成を図ると共に、子ども会リーダーとしての技能・資質を身につけることを目的としています。平成15年度は、市内小学校5・6年生40名を対象に、年間18回のプログラムで実施しました。

平成14年度 ジュニアリーダー研修**【実施概要】**

期間：平成14年6月～平成15年1月（全17回の研修）

人員：23人

内容：佐久市子どもまつりでの「もの作り指導」、「内山川での川遊び」、「しめ縄作り」など、さまざまな体験活動を実施。また、川崎市宮前区との「子ども交流会」を行う。

【課題】

活動主体である子どもの、自主的で責任感を伴う発想と行動を促す必要があります。

【推進方策】

様々な体験活動を通じ、自然愛護・社会組織の理解と秩序の遵守・仲間を思いやる心を養うとともに、プログラムの細部で、子どもたちの話し合いによる活動提案を取り入れ、地域子ども会などでの企画運営力を養います。

(1) - 35 .**子どもまつりの開催****【現状】**

ジュニアリーダー研修生による研修成果の発表や伝統文化の伝承活動、工作活動などを行うとともに、参加した子ども、親子、お年寄りなどが、ものづくりを通して、親子の絆を深め、また指導者と子ども達の世代間交流を図るため、「佐久市子どもまつり」を開催しています。

【課題】

事業実施にあたり、伝統文化、工作、芸術活動の地域指導者との連携を強化していく必要があります。

【推進方策】

「親子で体験ものづくり」を基本テーマに、事業内容、指導内容を更に充実させるため、「佐久市青少年育成活動指導者名簿」への登録講師等の充実と活用、地域NPO等のボランティア団体との連携を強化していきます。

(1) - 36 .

佐久市中学生海外研修事業

【現状】

本市では、国から交付された「ふるさと創生資金」を『佐久市ふるさと創生人材育成事業』の基金として積み立て、その基金の活用により21世紀の佐久市を担う人材を育成しています。

中学生海外研修事業では海外での生活体験（ホームステイ）を通して、国際感覚を養い、21世紀の佐久市を担う人材育成を目的として、市内中学3年生10名程度を対象にアメリカ合衆国サンフランシスコ近郊のモデスト市の一般家庭でホームステイを実施しています。

佐久市中学生海外研修事業概要

【実施期日 /平成14年度】

平成14年7月30日～8日8日（10日間）

【内容】

平成元年に国からの「ふるさと創生資金」1億円を原資に積み立てた基金利子などにより、「佐久市ふるさと創生人材育成事業」として、21世紀を担う人材育成を目的に実施された。中学生海外研修事業は、平成3年から行っている。

市内中学3年生11名を対象に、アメリカ合衆国サンフランシスコ近郊のモデスト市の一般家庭でホームステイを実施

【課題】

研修参加者が市の行事や地域育成会などへ積極的に参加することが少ない現状にあります。

【推進方策】

研修を通して、市・学校・地域での各種行事へ積極的に参加していくことを認識させていきます。研修終了後においても、研修生に対し、市の主催する人材育成行事等へボランティアとし、参加するよう呼びかけていきます。

(1) - 37 -

佐久市少年洋上セミナー事業

【現 状】

本市では、国から交付された「ふるさと創生資金」を『佐久市ふるさと創生人材育成事業』の基金として積み立て、その基金の活用により21世紀の佐久市を担う人材を育成しています。

佐久市少年洋上セミナー事業では船上における、他市の生徒との体験活動を通して、心豊かでたくましく、夢を持ってその実現に向かって生きる子どもたちを育てることを目的とし、中学1・2年生24名を対象に、船上でのグループ活動や神津島・新島での自然体験などの研修を実施しています。また少年洋上セミナーを経験した高校1・2年生も高校生リーダーとして参加しています。

佐久市少年洋上セミナー事業概要

【実施期日 /平成14年度】

平成14年8月7日～8月10日（4日間）

【内容】

平成元年に国からの「ふるさと創生資金」1億円を原資に積み立てた基金利子などにより、「佐久市ふるさと創生人材育成事業」として、21世紀を担う人材育成を目的に実施された。

少年洋上セミナー事業は、平成2年から行っている。

市内中学1・2年生24名を対象に、東海大学海洋調査実習船にて、神津島・新島にて研修を実施

佐久市少年洋上セミナー経験者の高校1・2年生を対象に、4名の高校生リーダーと共に研修を実施

【備考】

静岡県静岡市・清水市（H15年度旧静岡市との合併により新市名静岡市）との合同事業

【課 題】

研修参加者が市の行事や地域育成会などへ積極的に参加することが少ない現状にあります。

【推進方策】

研修を通して、市・学校・地域での各種行事へ積極的に参加していくことを認識させていきます。研修終了後においても、研修生に対し、市の主催する人材育成行事等へボランティアとして、参加するよう呼びかけていきます。

(1) - 38 -

子どもセンター事業

【現 状】

完全学校週5日制対応事業として体験活動ボランティア活動支援センターを設置し、子ども向け情報を提供する「佐久っ子だより」を年4回発行し、市内の全幼稚園児・保育園児、小学校児童に配布して事業の紹介と参加を促しています。

また、青少年の体験活動やボランティア活動を支援するための人材登録として「佐久市青少年育成活動指導者名簿」の整備や紹介のコーディネートのほか、体験活動、ボランティア活動の支援及び完全学校週5日制活動プラン等子どもの週末活動を支援するためのパンフレットの作成及び配布を行っています。

【課 題】

子どもたちに対する体験活動、ボランティア活動の情報提供と活動するためのコーディネートの充実を図るとともに、子どもセンター事業の周知を図っていく必要があります。

【推進方策】

子どもに親しまれる情報誌としての「佐久っ子だより」とするため、冊子内容の充実を編集委員会中心に推進していきます。

また、子どもの体験活動、ボランティア活動を推進するため、子どもセンター事業を地域育成会、PTA、学校等へ周知し、「佐久市青少年育成活動指導者名簿」による地域指導者の紹介、また活動の企画運営をコーディネートし、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。

(1) - 39 .

青少年健全育成事業

【現 状】

各地区青少年育成推進員は地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携により青少年育成事業を推進しています。

事業支援として、青少年美化清掃活動に対する清掃用具の無料配布等、育成活動を推進しています。

また地区育成事業に対し、補助金を交付しています。

この他、諸関係団体と連携して、市内小・中・高校生による意見発表など、青少年健全育成市民集会を開催していきます。

【課 題】

市内全域における育成活動の活性化を図る必要があります。

【推進方策】

育成推進員による交流会を実施し、先進的に育成事業を行っている地域の事例発表等をしていただき、育成活動の活性化を図るとともに、育成事業に対する支援制度の周知を図っていきます。

(1) - 40 .

青少年美化清掃活動清掃用具配布事業

【現 状】

地区育成会が年間を通して行う地域の公園等の清掃活動へ清掃用具を無料配布しています。

青少年美化清掃活動清掃用具配布事業概要

【実施期日】

7月中旬

【内容】

市内全育成推進員に対し清掃用具の配布（計画書提出地区）

【課 題】

青少年による地域の美化活動の推進を図っていくことが必要です。

【推進方策】

配布する清掃用具の充実と、要望に沿った配布が行えるようにしていきます。

(1) - 41 .

少年センター街頭補導活動事業

【現 状】

毎週4回(月、火、木、金)街頭補導を実施し、非行化防止のため下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」運動を実施しています。また、市内の中、高等学校を訪問し、情報交換等懇談会を実施するほか、毎月1回発行の市公民館報に「みちびき」と題したページで補導活動情報を掲載し、街頭補導からの問題点や状況等を全世帯へ報告しています。

【課 題】

青少年による凶悪事件の多発や中高生の万引き、また携帯電話による出会い系サイトに関わる犯罪など、青少年をめぐる問題が広域化し対応も難しくなっています。

【推進方策】

学校や家庭・地域その他関係団体との連携を図りながら、有害環境の浄化活動に努めると共に青少年が非行に走らないよう不良行為の早期発見や未然防止に心を配り、青少年の健全な育成を推進します。

(1) - 42 .

母子生活支援施設整備事業

【現 状】

本市には母子生活支援施設がなく、入所が必要と判断される世帯は、上田市母子寮等へ入所しています。

【課 題】

近年、離婚の大幅な増加、未婚出産、児童虐待、夫等の暴力などが増え、生活環境に問題を抱える母子等が多く、従来の経済的な援助から、精神的・心理的な側面からの母子生活支援が重要になってきています。

また、児童の虐待などに対応する「緊急一時保護事業」や、保護者の恒常的な残業、休日出勤等で、家庭における養育が困難になった児童を養育・保護する「短期入所生活支援事業」等の機能を持つ施設の整備が求められています。

【推進方策】

母子生活支援施設の整備を推進し、監護すべき母子の自立促進のための生活支援を行うとともに、児童家庭支援センター機能を導入し、児童虐待などに対応する「緊急一時保護事業」や、保護者の恒常的な残業、休日出勤等で、家庭における養育が困難になった児童を養育・保護する「育児支援家庭訪問事業」「短期入所生活支援事業」「夜間養育事業」等を取り入れ、子育て支援の充実を図っていきます。

(1) - 43 .

子育て支援総合コーディネート事業

【現 状】

現在、本市においては、子育て支援に関する情報を一元化して管理している状況にはなっていませんが、佐久市のホームページ上において、保育園・児童館・子育てサロン・母子保健等、様々な子育てに関する情報を提供しています。

【課 題】

さらに、子育て支援に関する詳細な情報の提供が必要です。

【推進方策】

佐久市のホームページ上において、子育て支援に関する情報を一括管理し、常に新しい情報を提供する、子育て支援情報提供システムを構築していきます。

(1) - 44 .

ファミリーサポート事業

【現 状】

子育ての援助をしたい人（保育サポーター）と、受けたい人の相互援助活動を支援するために、平成15年1月に佐久市社会福祉協議会でファミリーサポートセンターを設置しました。現在会員数は、20名です。

【課 題】

開始間もない事業のため、事業が市民の間に浸透しておらず、利用会員・提供会員ともに登録者数が少なく、利用者も限られています。

【推進方策】

市は本事業の社会福祉協議会への支援強化を図りながら、積極的に制度のPRに努め、会員登録者の増加と、利用の促進を図ります。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(2) - 1 .

妊婦一般健康診査（委託券）

【現 状】

市内の妊婦を対象に、妊婦一般健康診査受診票により、妊娠前期に1回、後期に1回、県内の医療機関で健診を行っています。

【課 題】

妊婦健康診査は通常妊娠前期は4週間に1回、後期は1～2週間に1回行われますが、医療保険が適用にならず全部自己負担で行われているため、2回分を全額公費負担しています。

妊婦の経済的負担を軽減するため、今後も継続していく必要があります。

【推進方策】

妊娠中からの育児不安の軽減のため、健康、栄養、育児、家族計画等に関する個別相談事業、産前学級等講習会等の集団指導を行います。

(2) - 2 .

4か月児健康診査

【現 状】

母子保健法に基づき、乳児（4か月児）の健康診査を実施しています。

4か月児健康診査の受診率は、平成11年以降ほとんどの年度で90%を上まわり、平成14年の受診率は95.6%となっています。未受診者はほとんどが医療機関で受診しており、ほぼ100%の乳児の状況が把握できています。

4か月児健康診査実施概要						
【実施日程】 出生月ごとに、2地区に分けて診査日を決め、月2回実施						
【実施日持ち物】 母子健康手帳、赤ちゃん手帳、バスタオル、おたずね用紙（赤ちゃん手帳に添付されているもの）、待ち時間に必要なもの（ミルク、オムツなど）						
【実施内容】						
受 付	身 体 計 測	個 別 相 談	離 乳 食 の 話	歯 科 指 導	診 察	事 後 相 談

【課題】

精神運動発達を確認する重要な月齢である4か月健診は、発達状況や内科的な疾病の有無を確認する場であり、また育児不安に対する相談の場であることから、内容を充実していく必要があります。

【推進方策】

乳児の精神・運動発達を確認する重要な月齢の健診として、今後も継続して実施するとともに、経過観察の必要な児に対するフォロー体制を更に充実させていきます。

(2) - 3 .

7か月児健康診査

【現状】

母子保健法に基づき、乳児（7か月児）の健康診査を実施しています。

7か月児健康診査の受診率は、平成11年以降ほとんどの年度で90%を上まわり、平成14年の受診率は96.7%と乳幼児健康診査の中で最も高い受診率となっています。

7か月児健康診査実施概要						
【実施日程】 出生月ごとに、2地区に分けて診査日を各1日設定、実施						
【実施日持ち物】 母子健康手帳、赤ちゃん手帳、バスタオル、おたずね用紙（赤ちゃん手帳に添付されているもの）、待ち時間に必要なもの（ミルク、オムツなど）						
【実施内容】						
受付	身体計測	個別相談	離乳食の話	RDテスト 歯科指導	診察	事後相談

【課題】

精神運動発達の重要な月齢の健診として発達状況と、内科的な疾病の有無を確認する場として活用するほか、育児不安に対する相談の場としても内容を充実させていく必要があります。

【推進方策】

乳児の精神・運動発達を確認する重要な月齢の健診として、今後も継続して実施するとともに、経過観察の必要な児に対するフォロー体制を更に充実させていきます。

(2) - 4 .

乳児一般健康診査（委託券）

【現 状】

市内の10か月児を対象に、乳児一般健康診査受診票（委託券）により、県内の医療機関で健診を行っています。

【課 題】

乳児期最後の発達状況を確認する場として実施していく必要があります。

【推進方策】

乳児の精神・運動発達を確認する重要な月齢の健診として、今後も継続して実施するとともに、経過観察の必要な児に対するフォロー体制を更に充実させていきます。

(2) - 5 .

1歳6か月児健康診査

【現 状】

母子保健法に基づき、幼児（1歳6か月児）の健康診査を実施しています。

1回の対象人数が平均化するように、出生数によって該当地区を決めて実施しています。また心理相談員を配置し、精神発達上必要な児については相談を実施しています。また、該当の日に受けられない場合には、他の診査日に受診できます。

1歳6か月児健康診査の受診率は、平成11年以降ほとんどの年度で90%を上まわり、平成14年の受診率は91.2%となっています。

1歳6か月児健康診査実施概要						
【実施日程】 出生年月別の対象者から、1回の受診児数が一定になるように出生月と該当地区を決めて実施						
【実施日母子持ち物】 母子健康手帳、問診票（赤ちゃん手帳に添付されているもの）、家庭で使用している歯ブラシ						
【実施内容】						
受付	身体計測	個別相談	歯科指導	内科診察	歯科診察	事後相談

【課題】

ほとんどの児が、ひとり歩きができ、ことばとしてのコミュニケーションもできはじめ、児の精神発達の著しい時期の健診であるが、個人差も大きいため、個別での対応を更に充実させる必要があります。

【推進方策】

発達上、個人差が大きく、親の不安も身体発達から精神発達上の心配が大きくなる中、個々の相談に応じられるように内容の充実を図ります。

(2) - 6 .

3歳児健康診査

【現状】

母子保健法による最終の健診の機会として、3歳児の健康診査を実施しています。

3歳児健康診査の受診率は、平成12年以降全ての年度で90%を上まわり、平成14年の受診率は90.6%となっています。

3歳児健康診査実施概要								
【実施日程】 出生年月別の対象者から、1回の受診児数が一定になるように出生月と該当地区を決めて実施								
【持ち物】 母子健康手帳、おたずね用紙（郵送されたおたずね用紙と目・耳のアンケート） 家庭で使用している歯ブラシ、お子さんの尿 おたずね用紙及び検尿セットは健診該当日の1か月前頃に郵送。								
【実施内容】								
受 付	検 尿	身 体 計 測	個 別 相 談	目 の 検 査	歯 科 指 導	内 科 診 察	歯 科 診 察	事 後 相 談

【課題】

集団生活が可能な年齢となり、社会性や生活習慣、言語運動などが発達する重要な時期の健診であり、乳幼児健診としては、最後となるため内容を一層充実していく必要があります。

【推進方策】

幼児期において、身体発達及び精神発達の面からも最も重要な時期であるため、今後もより効果的な健診を実施していきます。

(2) - 7 .

妊婦保健指導事業

【現 状】

母子健康手帳交付時に、保健師・助産師・看護師により、妊娠中の生活や食事等に関する保健相談・指導を行っています。(月～金曜日、8:30～17:00、随時受付)

【課 題】

少子化の一層の進行や女性の社会進出など、子どもを生き育てる環境は大きく変化している中、結婚前から妊娠、分娩周辺期、新生児期、幼児期を通じて一貫した母子保健対策を実施するため、妊娠の届出はその出発点として重要です。保健指導の目的は、妊婦の不安や悩みを解消し、その後の健全な育児へ結びつけるための子育て環境づくりを支援することであり、今後も引き続き、個々のニーズに合わせた相談体制の継続が必要です。

【推進方策】

今後も継続して、よりきめ細かな相談・指導を行えるよう、継続していきます。

(2) - 8 .

母と子のすこやか相談室事業

【現 状】

発育、発達、病気予防等、母子保健全般にわたる相談指導を、年間を通して月曜日から金曜日の平日に、電話相談及び来所による個別相談を実施しています。

母と子のすこやか相談室実施概要										
【実施日程】 月～金(平日)8時半から17時										
【相談担当】 保健師・助産師・看護師など										
【相談方法】 電話相談・来所による個別相談										
【実施場所】 保健センター1階相談室または専用電話による										
【相談室利用状況 /平成14年度】										
(単位:件)										
	体重	発達 相談	病気 関係	栄養	検尿	妊娠中 の相談	出生時 相談	育児 不安	その他	計
来所	922	79	67	115	25	724	674	23	1,114	3,743
電話	0	39	57	72	0	11	0	16	828	1,023

【課題】

いつでも気軽に相談室を利用できる体制を継続していく必要があります。

【推進方策】

子どもの成長に伴い、子育てしている親の不安は様々なものがあります。いつでも気軽に相談できる場として、今後も相談室を開設していきます。

(2) - 9 .

地区健康相談

【現状】

行政区毎に公民館等で行う保健師による健康相談で、母子育児相談を実施しています。

【課題】

いつでも気軽に相談できるよう、告知に努めていく必要があります。

【推進方策】

今後は、よりきめ細やかな相談を行えるよう、市民のみなさんへのPRを図り、事業を推進していきます。

(2) - 10 .

1歳児はがき相談事業

(2) - 11 .

2歳児はがき相談事業

【現状】

子どもが1歳及び2歳に達したときに、親からのはがきによる、発達状況の確認を行い、併せて相談・指導が行えるようにしています。

平成14年度は、345件回収し、うち153件が育児に関して心配があると回答しており、個々に連絡をすることで対応しています。

(単位：件)

	回収率	回収内訳	
		心配なし	心配あり
1歳	345	192	153
2歳	314	211	103

【課題】

1歳児・2歳児の状況を把握するための手段として、はがきを送付してもらっているが、その中から育児不安のある人に対しては、個々に連絡をしています。今後も継続して実施する必要があります。

【推進方策】

今後は、より多くの児の状況が確認できるようPRを図り、事業を推進して行きます。

(2) - 12 .

いきいき相談（心理相談）

【現 状】

1歳6か月児健診、3歳児健診などにおいて、ことばの遅れや行動面、母の育児に対する不安等、心理相談員による個別相談が必要と思われる児に対して健診に合わせて、または予約にて実施しています。

平成14年度の実施状況は、1歳6か月児健診の際、個別相談が必要と思われた場合で、相談者は延べ74人。他3歳児健診9名、幼児健診後の確認、相談の電話、2歳児はがきなどが11名。ハローキッズでの相談からが3名でした。継続相談も見受けられます。いきいき親子教室への紹介や見学は、12名、その他かしのみ園や、発達外来への紹介が2名ありました。

いきいき相談（心理相談）実施概要
【対象者】 1歳6か月～3歳児
【会場】 保健センター
【内容】 心理相談員による発達・育児相談
【開催回数 /平成14年度】 42回（相談者74人）
【相談内容】 言葉の遅れ、行動面、落ち着きがない、母の育児疲れ、自傷、対人関係など

【課 題】

いきいき相談は、幼児の精神発育上の相談にあたり、障害を早期に発見することと母親の育児不安に対応するために実施しています。また、障害に対する不安を少しでも軽減し、いきいきとした子育てができるよう、高機能自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの新たな課題に対して、保健、医療、福祉、教育と連携を図っていく早期発見体制を充実化させていくことことが必要です。

【推進方策】

今後も継続してよりきめ細やかな相談・指導を行えるよう、乳幼児訪問指導等の機会をとらえた対象者の把握等を行うとともに、相談実施後の継続的な支援体制を図るために、他の支援施策とのつながり、連絡を一層強化していきます。

(2) - 13 .

妊産婦あんしん育児支援事業

【現 状】

妊産婦及びその配偶者を対象に、育児不安のある妊産婦に対し、産科医の紹介により小児科医の育児指導を受けることにより、育児不安の解消を図るとともに、かかりつけ医の確保を図る事業を実施しています。



妊産婦あんしん育児支援事業実施概要	
【対象者】	佐久市に住所のある妊娠中から出産後およそ12か月未満の妊産婦及びその配偶者で育児上の不安のある方。
【内容】	母子健康手帳交付時に受診票を渡し、妊産婦が産科医に相談。産科医からの紹介状を持参して、小児科医より育児相談を受ける。また、出産後母親の育児不安が強い場合は、小児科医へ直接相談も可能として実施。
【実施状況 /平成14年度】	産科紹介件数：3件 小児科指導件数：9件
【相談内容 /平成14年度】	産科医の紹介内容としては、母の不眠・食欲不振、育児の心構え、育児不安の軽減、本人の希望などであった。小児科指導内容としては、体重増加不良（栄養）への指導、育児不安の軽減、皮膚の清潔、よくみられる症状への指導など。利用者からは「不安や心配なことがあった場合相談できる医師がいるという安心感がもてた。」という反応も寄せられた。

【課 題】

妊娠中から早期に小児科の医師に相談できるという特徴を生かし、多くの人にとって育児指導を受けやすくなるよう、事業内容を検討し、充実させていくことが必要です。

【推進方策】

今後は、保護者の育児不安の解消のために事業のPRを一層すすめるとともに、医療機関との連携強化に努めます。

(2) - 14 .

乳児（新生児）訪問指導事業

(2) - 15 .

乳幼児訪問指導事業

【現 状】

乳児（主に第1子）の健やかな発育・発達を図るため、生後3か月以内の乳児をもつ保護者を対象に、助産師等の訪問指導を実施しています。

また、医療機関からの連絡、健診・相談後のフォロー、または訪問指導が必要な乳幼児に対して、訪問による相談・指導を実施しています。

医療機関からの紹介は、新生児のみで呼吸障害が多く、また若年妊婦・育児不安など母の育児フォローを目的とした件もありました。

乳幼児訪問指導事業実施概要	
【対象者】	
新生児（乳児含む）：	第一子と希望者、その他必要な児と家族
幼児	：健診などにおいて必要とされる場合
【相談担当】	
保健師・助産師（臨時職員4名）	
【実施状況 /平成14年度】	
新生児（乳児含む）：	297件
幼児訪問	：17件

【課 題】

育児をはじめから、なるべく早い時期に専門家のアドバイスを受け安心できるように、更に事業を充実させることが必要です。

【推進方策】

核家族化の進行にともない、育児経験のない保護者における育児不安の増大が懸念されるため、なるべく早い時期に専門家の指導を受け、安心できるように対象者を広げる等、事業の充実を図ります。

(2) - 16 .

産婦訪問指導事業

【現 状】

産後2か月以内の産婦に対し、健康確認と育児保健指導を乳児訪問指導に併せて実施しています。

【課題】

育児をはじめから、なるべく早い時期に専門家のアドバイスを受け安心できるように、更に事業を充実させることが必要です。

【推進方策】

産婦の健康は、乳児の健やかな発育・発達に大きな影響をおよぼすことから、今後、事業の一層の拡充を図ります。

(2) - 17 .
産前学級

【現状】

主に初産の夫婦を対象に、赤ちゃんの抱っこ体験、先輩ママとの交流等を通して、生まれてくる我が子への愛情を育み、親となる意識を高めるとともに、栄養・保健指導等を実施しています。

産前学級実施概要				
【目的】 近年の核家族化や少子化に伴い、乳児とふれあう経験の少ない両親に乳児とその親に接する機会を与え、育児に対する心構えや親の役割について学ぶとともに、やがて生まれる我が子への愛情を育む。				
【対象者】 妊娠7～9か月の妊婦とその家族				
【内容】 乳児健診（4か月）に合わせて実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃんの抱っこ体験 ・ ビデオ鑑賞 ・ 保健師や助産師による個別相談 ・ 参加者同士のフリートーク ・ 先輩ママとの話 ・ 栄養士による妊娠中の食事についての話 ・ 父親の妊婦体験 				
【実施状況】				
	開催日数(回)	参加組数(組)	参加者数(人)	夫参加再掲(組)
14年度	6	79	127	48

【課題】

新しい家族を迎え、楽しい子育てができるように妊娠中からの支援として、今後も継続化、充実化を図っていくことが必要です。

【推進方策】

子どもの健やかな発育・発達のため、産婦人科医、助産師、栄養士、地域の子育てサークル等との連携を強化し、事業の拡充に努めます。また、今後も父親の育児参加意識の高まりを受け、さらに一層の夫婦での参加、あるいは夫のみの参加などでもよい体験ができるようなプログラムの充実化を図ります。

(2) - 18 .
離乳食教室

【現 状】

主に第1子の母親を対象に、離乳食の作り方の実習指導、試食を実施することで、食事の第1歩である離乳食の基本を学ぶ場として実施しています。

助産師・保健師・保育士などが託児や相談にあたることで、参加者は安心して実習に参加しています。教室終了後のアンケート結果や乳児健診での栄養相談の場では、この教室の開催により母親たちが自信を持って離乳食を与えようとする姿が見られます。また同じころの子どもを育てる親同士が話し合い、情報交換の場としても活用されています。

離乳食教室実施概要								
<p>【目的】</p> <p>核家族化が進み、離乳食を見る機会もないため、進め方、作り方、与え方などに不安を持つ保護者が増えている。実際につくってみることで離乳食がどんなものか理解し、自信を持って与えられるように、また手作りで、安全な離乳食づくりを支援していく。</p>								
<p>【対象者】</p> <p>生後2～3か月の児を持つ家族・希望者</p>								
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理実習（お粥の炊き方・だしの取り方・初期離乳食の調理） ・ 栄養士の話 ・ 試食 ・ 助産師による母乳相談など 								
<p>【実施状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日数(回)</th> <th>参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>9</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>				開催日数(回)	参加者数(人)	14年度	9	210
	開催日数(回)	参加者数(人)						
14年度	9	210						

【課 題】

食を通じた子どもの健全育成を図るため、一人ひとりの発達段階にあった食生活を営んでいけるような支援が今後も必要です。

【推進方策】

- (ア) 離乳食は食事の第一歩であり、乳児にとって安全・安心な離乳食の啓発のため、関連する機関・団体・人材との連携を強化し、事業の拡充に努めます。
- (イ) 対象となる家族の参加機会の拡充に努めます。
- (ウ) 中期・後期・幼児期などの教室の開催も検討していきます。

(2) - 19 .

いきいき親子教室

【現 状】

1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果、発達支援や相談が必要な親子に対し、母子育児指導、個別相談を実施しています。

いきいき親子教室実施概要			
【目的】 1歳半健診などにおいて、継続的フォローの必要とされる親子			
【対象者】 1歳半～3歳児とその親			
【運営者】 保健師・心理相談員・保育士・栄養士など			
【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体を使った遊び ・ 季節の行事 ・ 毎回テーマを設定した話 ・ フリートーク ・ 個別相談 			
【実施状況】			
	開催日数(回)	参加延べ組数(組)	参加延べ数(人)
14年度	11	132	299

【課 題】

いきいき親子教室は、幼児健診後、継続的なフォローの必要な児を対象に実施しますが、育児不安を持つ親の増加とともに発達が気になる児が増えているため、今後も充実していく必要があります。

【推進方策】

子どもの健やかな発育・発達のため、保健師等の資質の向上、医療機関、地域子育て支援団体等との連携強化を図り、事業の拡充に努めます。また、保育園等との連携を図り、継続した支援体制の整備に努めます。

(2) - 20 .

口腔歯科保健センター事業

【現 状】

1歳6か月児健診や3歳児健診での、う歯保有率は、年々減少してきてはいますが、県平均や全国平均に比べて、まだ高い状況が続いています。

また、最近は、子どもたちの咀嚼機能の低下や口呼吸の健康への影響が取り上げられています。

【課 題】

う歯予防対策の充実と口腔衛生に関する新たな課題への取り組みが必要です。

【推進方策】

乳児期から高齢期までの総合的な口腔歯科保健体制の整備と各年齢期に対応した指針を作成し、口腔歯科保健事業の充実を図ります。

(2) - 21 .

乳幼児歯科保健指導事業

【現 状】

乳幼児健診等において、保護者に対する歯科指導を実施しています。

【課 題】

幼児期のう歯保有率は年々低くなってはいますが、県下と比較するとまだ低い状況とは言えません。

う歯を中心に口腔の疾患が多発する時期であるため、歯磨きの習慣化と大人のフォロー（仕上げみがき等）が必要です。また、飲食の習慣の実態を把握し、睡眠・食生活等に基づく規則的な生活習慣の確立に向けた正しい知識の一層の普及啓発が必要となっています。

また幼児において、噛めない・飲み込めないといった発育の遅れも見られますが、歯及び口腔の健康を保つことは、咀嚼機能・嚥下機能を維持するだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎ともなり、その重要性についての一層の啓発活動が重要です。

【推進方策】

(ア) 歯の健康のためには、乳幼児期からの正しい歯みがき等が必要であることから、今後も指導の充実を図ります。

(イ) 健診時以外にも随時の指導等が行えるよう、関連機関との連携に努めます。

(2) - 22 .

乳児う歯予防事業

【現 状】

7か月健診においてRDテストを使用して、乳児の口腔内における虫歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施しています。

これは、1歳6か月健診でのう歯保有率が高いことから、乳児期から保護者に対する虫歯予防に対する意識を高めるため、う歯保有率の減少を図るために行っています。

RDテスト：口腔内の虫歯菌の数をレサズリンという指示薬を使って色の変化で調べるもので、このテストにより、口腔内の衛生状態を的確に知ることができます。

【課 題】

歯の健康のためには、乳児におけるう歯予防が重要であり、今後も実施状況を鑑みながら充実させていく必要があります。

【推進方策】

- (ア) 7か月健診時に実施することで母親のう歯に対する関心を高め、更に継続していくため、1歳6か月健診の前に再度確認できるような事業を展開していきます。
- (イ) よりきめ細かな個別指導が行えるよう、歯科医師会等との連携を強化し、事業の拡充に努めます。

(2) - 23 .

1歳児育児教室

【現 状】

7か月健診において、RDテストを使用して、乳児の口腔内の虫歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導および食事指導を行っています。

【課 題】

1歳6ヶ月健診におけるう歯保有率の低下を図っていく必要があります。

【推進方策】

- (ア) 7か月健診で高めた、母親のう歯予防に対する意識を継続し、1歳6か月健診のう歯保有率を減少させるため、1歳児に対する歯科指導を充実させます。
- (イ) 離乳食が完了し、幼児食へと移行する1歳の時期に、正しい食生活習慣を身に付けることができるような事業を展開していきます。

(2) - 24 .

1歳6か月児歯科健康診査

【現 状】

母子保健法に基づき、幼児（1歳6か月児）の歯科健康診査を実施し、個別指導を行っています。

【課 題】

う歯保有率の低下と育児不安への対応を図っていく必要があります。

【推進方策】

歯の健康のためには、乳幼児期からのう歯予防のため正しい歯みがきの実践とともに、幼児期における初期虫歯の早期治療が重要となります。1歳6か月児における初期虫歯の発見率向上のため、歯科医師会との連携を強化し、多様な機会に健診を受診できる体制の拡充に努めます。

(2) - 25 .

3歳児歯科健康診査

【現 状】

母子保健法に基づき、幼児（3歳児）の歯科健康診査を実施しています。

健康診査のみにとどまらず、3歳児健診受診者でう歯の無い児に賞状の授与、う歯のない親子を抽出し「長野県よい歯のコンクール」などへの参加を促すなど、意識の高揚を図っています。

【課 題】

一人あたりのう歯本数は減少傾向にありますが、う歯保有率は増加しており、これからも乳幼児期での歯科指導は必要です。

食事やおやつなど、生活リズムの見直しからう歯予防を考えていけるよう相談に応じられる体制が必要です。

【推進方策】

歯の健康のためには、乳幼児期からのう歯予防のため正しい歯みがきの実践とともに、幼児期における初期虫歯の早期治療が重要となります。3歳児における初期虫歯の発見率向上のため、歯科医師会との連携を強化し、歯科保健指導体制の拡充に努めます。

(2) - 26 .
歯の教室

【現 状】

2歳児後半から3歳児を対象とし、口腔衛生状況不良、継続指導が必要な幼児と保護者及び教室受講を希望する幼児と保護者に対し、歯科検診や歯の染め出し及び歯科医師、歯科衛生士による指導を実施しています。

歯の教室実施概要			
【目的】 口腔衛生状態が不良な児やフォローが必要な児、また、歯について関心がある保護者に対し、歯科保健についての知識の普及と学習を行い、意識の高揚を図る。			
【対象者】 口腔衛生状況不良、継続指導が必要な2歳後半～3歳児とその親			
【内容】			
・ 歯科検診	・ 歯科指導		
・ 染め出し	・ 歯のはなし	・ 個別相談	
【実施状況】			
場 所：保健センター			
実施日程：平成14年度においては以下の日程でいずれも午前9時30分～11時30分の時間帯で開催。			
6月10日（火）、9月9日（火）、12月2日（火）、3月2日（火）			
参加人員：先着20組（要予約）			
	開催日数(回)	参加延べ組数(組)	参加延べ数(人)
14年度	4	68	136

【課 題】

う歯保有率の低下と親のむし歯予防に対する関心を高めていくことが必要です。

【推進方策】

歯の健康のためには、乳幼児期からの正しい歯みがきの実践等が必要です。今後は、よりきめ細かい個別相談の実施に向け、歯科医師会、歯科衛生士会との連携の強化に努めます。

(2) - 27 .
母子健康手帳交付

【現 状】

母子保健法に基づき、妊産婦の健康管理と健康増進を図るため、母子健康手帳を交付しています。

【課 題】

妊娠中の不安の軽減を図っていく必要があります。

【推進方策】

妊産婦の健康管理、健康増進を図るため、今後も交付していくとともに、手帳に記載された事項の有効な活用を促進します。

(2) - 28 .

思春期・赤ちゃんふれあい体験学習

【現 状】

中学生が乳児健診の場において、乳児の抱っこ体験と母との交流を行い、乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育むための体験学習として実施しています。

体験学習を通じ、赤ちゃんがどういうものなのかという実感の形成、また自分ひいては自分を育ててくれた母親への振り返りができた生徒が多く見受けられました。

思春期赤ちゃんふれあい体験学習実施概要

【目的】

少子化の進む中、乳幼児と接する機会の少ない中学生が増えている現状がある。このような中、乳児と触れ合うことにより乳児についての理解を深め、さらに乳幼児を育てている親や市担当保健師の話から子育ての喜びや苦労を知り、自分を取り巻く人の思いに関心を持つ機会とする。また、命の大切さやいたわり、思いやりの心を育てることで母性・父性の涵養を育む。

【対象者】

平成14年度 計264名
 東中学校 : 3年生3クラス109名
 中込中学校 : 1年生4クラス155名

【内容】

- ・ 保健師の仕事や乳児の様子などの話
- ・ 乳児検診についてのオリエンテーション、健診の見学、健診を受診する母親・赤ちゃんとの交流
- ・ 妊娠中の身体変化についての話、妊婦ジャケットを使っでの妊婦体験
- ・ 体験学習の感想の発表

【課 題】

思春期対策の充実化を図っていく必要があります。

【推進方策】

次代の親となる中学生に、乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育む重要な体験として、今後も事業の拡充を図ります。



(2) - 29 .
思春期相談

【現 状】

思春期にある児童及びその保護者を対象として、母と子のすこやか相談室において思春期に関する相談に対応しています。

【課 題】

学校、保健所等との連携を図っていく必要があります。

【推進方策】

次代の親となる世代が、思春期を健やかに過ごすことは、次代の子育てにとっても非常に重要なこととなります。このため、よりきめ細かな相談ができるよう、体制の拡充を図ります。

(2) - 30 .
予防接種法による定期予防接種の実施

【現 状】

三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、ポリオ、日本脳炎の予防接種を、乳幼児は保健センターで、小中学校児童は学校を通じて実施しています。

麻しん、風しんの予防接種は、受託医療機関で個別接種を実施しています。

佐久市予防接種対象年齢一覧

区分	種 類	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	23 歳
予 防 接 種 法 (定 期 接 種)	ポ リ オ (2回)	↓		↓	(通常春と秋)																
	DPT 三種混合 期 (4回)	↓	↓	↓	↓	(追加1回)															
	DT 二種混合 期 (1回)																				
	麻 し ん (はしか)				↓	(できるだけ早期に行う)															
	風 し ん (男女共1回) <small>注1</small>				↓	(原則麻しん接種の後に)															
結 核 防 法	日 本 脳 炎			1期(初回2回・追加1回)	↓	↓	↓						2期(小4)								
	B C G (ツ反陰性者)	↓																			

↓ 接 種 ■ 通常接種が行われている年齢 □ 接種が定められている年齢

【課 題】

予防接種法による定期予防接種は、個別接種の推進を行っています。本市においても個別接種の推進を図っていく必要があります。

【推進方策】

疾病への基礎免疫をつけるため、乳幼児期における予防接種を確実に受けるよう啓発していきます。また、かかりつけ医のもとで接種できるよう個別接種の推進を行うとともに、接種率の把握と向上に努めます。また、児童における予防接種の確実な実施を、学校医等との連携のもとに推進していきます。

(2) - 31 .

結核予防法による定期予防接種

【現 状】

乳幼児におけるBCG（ツベルクリン反応検査後）を、保健センターで実施しています。

【課 題】

乳幼児は、結核に対する抵抗力が弱いので、全身性の結核にかかったり、結核性髄膜になり、重い後遺症を残すこととなります。

そのため、乳幼児期の予防接種の充実を図る必要があります。

【推進方策】

乳幼児期における予防接種は、重症結核の予防のため重要であるので、予防接種の確実な実施を啓発し、予防接種の確実な実施と接種率の向上に努めます。

(2) - 32 .

母子健康管理システム事業

【現 状】

母子健康管理システムに、出生届（赤ちゃん手帳交付）から、市が実施している乳幼児健康診査の結果を入力することにより、個人のデータが経年管理でき発達状況の確認ができるようになっています。また要経過観察児の追跡管理・指導体制の充実も図られています。

【課 題】

要経過観察児に対するフォロー体制をさらに充実させていく必要があります。

【推進方策】

今後も、乳幼児の健康管理に資するよう、母子健康管理システムの運用・活用を図っていきます。

(2) - 33 .

保育園児歯科指導事業

【現 状】

保育園児を対象に、市の歯科衛生士によるブラッシング指導を中心とした、う歯予防事業を実施しています。

【課題】

現在各園年一回の訪問指導を行っていますが、普段の保育を通してう歯予防の充実を図る必要があります。

【推進方策】

歯の健康のためには、乳幼児期からの正しい歯みがきの実践が必要です。保育園で、食後に歯を磨く習慣づけやブラッシング指導、よく噛んで食べることの大切さを日常生活の中で継続的に活かせるように、正しい知識の普及と指導を歯科医師会と連携を図りながら推進していきます。

(2) - 34 .
育児講座事業 (1) - 2 参照

(2) - 35 .
助産施設入所制度 (1) - 25 参照

(2) - 36 .
児童福祉医療費給付事業

【現状】

福祉医療費の支給要件を満たす乳幼児、障害者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子が医療機関等で保険診療を受ける場合、医療費の自己負担分についての助成を行います。

【課題】

福祉医療費を受給するためには、受給者証交付申請書の提出、医療機関等での受給者証の提示等が必要となりますので、受給資格者に制度の周知を図る必要があります。

【推進方策】

広報、FMさくだいらの活用及び通知文等により制度の周知に努めます。

(2) - 37 .
フッ素洗口法によるう歯予防事業

【現状】

小中学校児童・生徒を対象に、フッ素洗口(0.2%濃度)によるう歯予防事業を実施しています。平成11年度の効果判定では、昭和63年度よりさらにう触の減少が認められました。また、市内小中学校ではフッ素洗口法の実施により、児童、生徒の一人平均う歯本数は、近隣の学校よりも低く、効果が見られます。

フッ素洗口事業効果判定歯科検診実施結果

	DMFT指数(一人平均う触経験指数)
昭和63年度	2.24
平成11年度	1.78

12歳児 一人平均う歯経験歯数

(単位：本)

	男子	女子	平均	備 考
佐久市 (昭和63年)	2.03	2.44	2.24	佐久市フッ素洗口によるう歯予防効果判定歯科検診結果(神奈川県歯科大学実施)
佐久市 (平成11年)	1.61	1.96	1.78	
学校歯科保健統計 (平成11年)	-	-	2.92	文部省大臣官房調査統計企画課資料(全国)
歯科疾患実態調査 (平成11年)	-	-	2.44	厚生省健康政策局歯科保健課資料(全国)
健康日本21 -2010年の目標値	-	-	1以下	
健康グレードアップ ながの21	-	-	1以下	

【課 題】

事業開始から約30年経過しましたがその効果が見られるため、さらに事業を継続し、児童・生徒のう歯予防に努めていく必要があります。

【推進方策】

- (ア) 歯の健康のために、フッ素洗口は有効な手段と考えられ、今後、学校における衛生教育の強化に努めます。
- (イ) 永久歯のう歯予防のため歯科保健教育を充実させるとともに、う歯の早期発見・早期治療など保護者への指導徹底を図ります。
- (ウ) 食生活の改善について、児童・生徒・保護者へ指導を行います。

(2) - 38 .

フッ素洗口う歯予防効果判定事業

【現 状】

フッ素洗口によるう歯予防の効果判定のため、概ね10年に1回歯科健診を実施しています。

【課 題】

適時適切な効果の判定を図っていく必要があります。

【推進方策】

歯の健康に資する、フッ素洗口の有効性を検証するため、今後も事業を継続展開していきます。

(2) - 39 .

食育の推進

・保健分野での取組

【現 状】

子どもの発達段階に応じた「食べる力」を育むために、母子手帳交付時から、食事に対する指導を行うとともに、新生児訪問や離乳食教室・乳児健診等で、離乳食指導を行っています。また、幼児期には、1歳6か月児健診や3歳児健診・2歳児教室等で、食事のリズムや生活リズムが整うように、おやつとの与え方や、バランスの取れた食事についての指導を行っています。

【課 題】

妊娠中から幼児期の親子の食生活の実態をつかみ、親たちが必要とする食指導の検討と、乳児期から幼児期に至る食に関する系統的な指導が必要です。

【推進方策】

妊娠届出者に対する食の実態調査を行うとともに、育児教室等で、幼児食についての指導を行い、発達段階に応じた「食べる力を育む」ことを目指した事業を推進していきます。また、食を通じて子どもの健全育成が図れるよう、昔から伝わる手作りおやつの普及を図るとともに、地元の食材も利用し、郷土に伝わる食の特性を生かしながら、各年齢期における食育対策を推進します。



・ 保育園での取組

【現 状】

乳幼児期の食事は、生涯の健康に重要なかわりがあり、保育園での食事は心身の健全な発育・発達、健康の保持増進の場所と考え取り組んでいます。離乳食が始まる子どもから、アレルギーをもっている子どもの除去食、生活習慣病予防など、園児・保護者・保育士・調理員・栄養士のかかわりを大切に、試食・食事の展示・個別指導・集団指導など実施をしています。

また、畑づくりや、稲づくりなど栽培・収穫等を体験し自然に親しみ、食に興味を持たせています。

【課 題】

乳幼児期の食生活の実態をつかみ、正しい食事の摂り方、食を通した豊かな人間性の形成・家族づくりによる心身の健全育成の指導が必要です。

【推進方策】

保育園での食事は、子どもの生活の一部であり、非常に大きな要素となっています。おいしく、楽しく食べることが「生きる力」を育てると言われる中で、社会環境や生活様式の変化に伴い、家族がそろって食べる機会の減少、「朝食を食べない」で登園する子どもの増加等から、保護者の意識向上・生活習慣の改善を推進していきます。

また、栽培・収穫・調理を通して自然と食材とのかかわりを学び、当市の「健康長寿者生活実態調査」から明らかとなった郷土の食材を使った佐久の長寿食・伝承料理など、先人の知恵を生かすとともに地場産品の利用等により地域との交流を深め、保育園を食の発信場所としてさらに食育を推進していきます。

・ 学校での取組

【現 状】

給食は食生活の正しいあり方の生きた教材であり、可能な限り手作りにしています。食材は地元農産物を活用することにより、農業、地域の産業、郷土食などに関心を寄せる機会になっています。

【課 題】

食育は、栄養に関する知識に偏重されがちですが、食を通して生命の大切さを教えるところまで発展させる必要があります。

【推進方策】

さまざまな機会をとらえて、児童生徒に栄養だけでなく、「長寿のまち・さく」の長寿食や先人の知恵の食文化など、地元農産物を利用した給食づくりや、食品の流通の仕組み等を教えるとともに、食と生命の大切さを結びつけた指導を目指します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(3) - 1 .

子どもまつりの開催 (1) - 35 参照

(3) - 2 .

子どもセンター事業 (1) - 38 参照

(3) - 3 .

少年センター街頭補導活動事業 (1) - 41 参照

(3) - 4 .

子育て講演会

【現 状】

子育てをテーマに講演会を開催しています。

これまで、14回の講演会を子育てや子どもの病気といったテーマで、様々な分野で活躍中の講師を迎えて、多くの参加者とともに実施しています。

【課 題】

ニーズ調査による子育て講演会の認知度は82.0%と、事業の周知はされているものの、利用したことがある人の割合は33.6%、利用意向のある人は32.5%となっています。

毎回、会場の定員に近い多くの方に参加を頂いておりますが、より一層多くの方に参加してもらえる環境の検討と、それに見合った利用意向の向上につながるテーマの選択にも努める必要があります。

【推進方策】

今後も、子育て中の保護者や関係者を対象に、子育て意識の高揚、知識の普及のため、講演会を開催していきます。

(3) - 5 .

乳幼児学級

【現 状】

市内の2地区公民館及び本館において、乳幼児と母親同士がつどい、育児について学び、交流し、地域におけるつながりを育んでいます。

また、乳幼児学級の終了後、親子の自主活動グループを結成しています。

乳幼児学級実施概要	
【目的】 健やかな子どもを育てるための親子のあり方を学習したり、親子・仲間遊びを通してふれあいや交流を図る。	
【対象者】 乳幼児とその親または家族	
【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の育て方、接し方 ・ 体験学習（自然体験） ・ 乳幼児の食事 ・ 情操（絵画） ・ 健康など 	
【開催場所・開催日程】 浅間会館 : 毎月第2・第4金曜日 野沢会館 : 毎月第1・第3金曜日 佐久市公民館本館A : 毎月第1・第3月曜日 佐久市公民館本館B : 毎月第2・第4月曜日 開催時間は午前10時から11時30分まで 定員は親子20組	
【申し込み方法】 平成15年度については以下のように実施 日時 : 4月9日（水） 場所 : 佐久市研修センター（佐久市公民館本館） 時間 : 午前9時から10時30分まで先着順に受け付け 以後定員に満たない場合には電話にても受け付けた。	
【学習内容】	
期 日	学 習 内 容（各館共通）
5月	開講式・レクリエーション
6月	心の栄養「絵本の読み聞かせ」
6月	親子で絵を描いて遊ぼう・レクリエーション
7月	植物とふれあおう・動物と遊ぼう
7月	親子で楽しいリズム体操
8月	子どもの健康（虫歯と歯のみがき方）
9月	子育てトーク・子育て相談・レクリエーション
9月	おもちゃを作って遊ぼう・フリーマーケット
10月	元気に「ミニ運動会」
10月	生演奏を聞きましょう・一緒に歌いましょう
11月	乳幼児と栄養（食事作り）・お話しの会
11月	閉講式・レクリエーション
上記のほか、毎回親子遊びを実施	

【課 題】

次世代育成を地域全体で支援していくためには、地域における子育て家庭のつながり・交流が重要となります。また、地域における支援活動の大きな役割を持つものとして、自主活動グループの存在は重要なものとなります。

【推進方策】

地域における交流を育むとともに、自主活動グループの形成を促進する乳幼児学級を運営していきます。

(3) - 6 .
「子ども自習室」の設置

【現 状】

完全学校週5日制、核家族化の進展、保護者の就労形態の多様化等に伴い、放課後や休日における児童・生徒の自主的な学習意欲に応えるべく、自主学習環境の整備を図っています。

平成13年12月から野沢会館に設置し、年末年始を除く毎日、午前9時～午後5時まで、高校生は午後7時まで利用できます。

【課 題】

他地区での設置要望に応じていく必要があります。

使用にあたって、ルールやマナーを子どもたちに守らせる必要があります。

【推進方策】

平成16年度中に中込地区にも設置する計画があります。

(3) - 7 .
スポーツ教室開催事業

【現 状】

学校完全週休2日制に対応するため、小学校を中心としたスポーツ教室を充実してきました。

【課 題】

参加状況や参加者の要望を把握していくとともに、指導者の育成をしていく必要があります。

【推進方策】

平成16年度は、少年少女を中心とした教室を8種目、また、親子でできる教室を4種目計画しています。

今後も参加者からのアンケートをみながら、教室内容を検討します。

(3) - 8 .

スポーツ大会開催事業

【現 状】

完全学校週休2日制に対応するため、土曜日を中心にした大会を実施しています。

【課 題】

学校の課外部活動関係の大会や地域行事との関連も把握して、参加状況や参加者の要望を把握していく必要があります。



【推進方策】

平成16年度は、少年少女の参加できる大会を5種目計画しています。今後も参加者からの要望をくみ取りながら大会内容・開催期日を検討します。

(3) - 9 .

スポーツ少年団の育成事業

【現 状】

現在、スポーツ少年団は13種目33団体が活動しており、各種大会行事等で活動しています。

【課 題】

活動内容や加入者の要望に対応できる指導者の育成をしていく必要があります。

【推進方策】

スポーツ指導者の育成を図るとともに、各少年団と連携を取りながら、スポーツ少年団へ未加入の少年スポーツ組織の、団への加入促進を図ります。

(3) - 10 .

チャレンジ(ふれあい)教室(子ども支援事業)

【現 状】

不登校児童・生徒を対象に、野沢会館内に設置されたチャレンジ教室で集団適応指導・学習指導・教育相談等、学校復帰に向けての指導援助を行っています。

【課 題】

不登校期間が長期化傾向となっており、メンタルフレンド・ボランティアによる支援体制の充実を図る必要があります。また、様々な年齢の児童が通室していることから、これに対応すべく適応指導員の体制の充実を図る必要があります。

【推進方策】

適応指導員の増員を図り、社会体験・自然体験等の行事を取り入れた活動を推進するとともに、学校と連携し、引きこもり対策について検討します。

また、信州短期大学の学生メンタルフレンド・ボランティアと連携し、事業の推進を図ります。

(3) - 11 .**スクールメンタルアドバイザー事業（子ども支援事業）****【現 状】**

佐久市内の小・中学校の児童・生徒の温かい人間関係づくりを推進するため、市内の4中学校にスクールメンタルアドバイザー4名を配置し、不登校等生徒指導に係る相談・学級運営の指導助言等を児童・生徒・保護者や教師等を対象に行っています。

【課 題】

近年、生徒の相談に関し心理的要素も含め、より高度な専門知識を必要とする事例が増え、精神科医等の人材が必要となっています。

【推進方策】

不登校生の対応について、学校・中間教室との連携を進めていきます。

関係機関との連携を図りながら、臨床心理士・精神科医等の専門家の助言等の体制について検討していきます。

(3) - 12 .**学校改築事業****【現 状】**

校舎の老朽化、耐力度の低下が顕著になってきた学校について、順次改築をし、教育環境の整備を図ります。

現在、野沢中学校について全面改築を進めています。

【課 題】

建設年度を勘案し、安全で健康かつ快適な教育施設としていく必要があります。

【推進方策】

改築計画に沿って、順次改築を進めていきます。

多様な教育活動に対応し、学習意欲が高められる施設とし、生涯学習の場として地域に開かれた施設づくりを行います。また、周辺環境に配慮した建設を行います。

(3) - 13 .

ふれあい農業推進事業

【現 状】

農作業に接する機会が少ない子どもたちのために、市内34の小・中学校・保育園・幼稚園に農園の設置を委託し、米や野菜、花卉栽培などの農作業を子どもたちに体験してもらい、作物を育てる喜びと農業の大切さを知ってもらう、ふれあい農業推進事業を実施しています。



【課 題】

さらに、作物を育てる喜びと農業の大切さを普及していく必要があります。

【推進方策】

今後も、農作業体験をとおして、子どもたちに作物を育てる喜びと農業の大切さを知ってもらうため、事業を継続していきます。

(3) - 14 .

みどりの教室

【現 状】

国内産材の低迷や林業従事者の高齢化等による森林の手入れ不足、それに伴う森林の公益的機能の低下などが大きな問題となっている中で、森林の持つ機能や林業に対する理解を深めてもらうとともに、自然を大切に作る心豊かな人間形成を図るため、毎年市内の小学校4校程度を目途に、4年生を対象に身近な地域の森林学習として開催しています。

【課 題】

さらに森林の持つ機能や林業に対する理解を深めて行く必要があります。

【推進方策】

今後も、みどりの教室を通して、小学生に森林や林業に対する理解を深めてもらうため事業を継続していきます。

(3) - 15 .

学校給食等での地元食材の利用

【現 状】

学校給食では、以前から地元産米を使用しています。また、野菜や他の農産物についても出来る限り地元産を購入しています。

平成15年度は、児童生徒の食育と地域農業に対する関心を高めるため、県の「農産物の旬を味わう長野モデル推進事業」により、地元産（県内産まで）の食材100%を使用した給食の日を設けています。

【課 題】

恒常的な地元農産物を給食食材として生産・供給するシステムの構築が必要となります。

【推進方策】

現存する直売組織を活用し、生産・供給システムの構築を検討していきます。



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

(4) - 1 .

防犯灯設置事業

【現 状】

都市化の進展や生活様式の多様化等により、子どもたちの夜間の外出等も多くなり、犯罪に遭わない安全・安心のまちづくりの推進のため、地域の防犯指導員による夜間パトロールや防犯灯の設置を進めています。

【課 題】

地域の区長を中心に、夜間の通学路の安全を確保するため、防犯灯の設置を進めてきていますが、今後もさらにその充実を図る必要があります。

【推進方策】

通学路・公園等を中心に、防犯灯の設置・整備を進めます。

(4) - 2 .

都市公園のバリアフリー化

【現 状】

現在、都市公園は市内で34公園あります。妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して利用できるよう、公園及び公園内トイレのバリアフリー整備を実施しており、内バリアフリー化された公園は9公園あります。

現在整備中の城山公園においては、平成14年度よりバリアフリーに対応した都市公園整備を実施しています。

また、整備計画中の佐久総合運動公園内は、豊かなスポーツ環境の創出をテーマに、親子で利用できる大型遊具やバリアフリー化が実施される予定です。

本格的な協議会、親子で利用できる施設等を計画しています。

【課 題】

公園の種類によって利用者の利用方法が違い、利用者の要望を把握していく必要があります。

【推進方策】

都市公園の利用状況をみながら、施設の充実を検討します。

(4) - 3 .

交通安全施設の整備事業

【現 状】

区長、小中学校等から提出される、信号機・横断歩道等の交通安全施設の設置要望をとりまとめたうえで、警察、建設事務所等の関係機関に設置を要望するとともに、信号機等の交通安全施設設置に必要な交差点改良等を推進しています。

【課 題】

信号機等の交通安全施設の設置権限は他機関にあることから、市独自では対応できない状況にあります。

【推進方策】

現在の推進方策を継続します。

(4) - 4 .

通学路等の歩道整備

【現 状】

国道・県道等、県管理道路も含め、歩道未整備の通学路があります。

【課 題】

せまい道路に接して家屋があるケースも多々あり、歩道整備を行うには家屋移転補償費が必要となるため、莫大な事業費がかかります。

個人の土地を取得して整備するため、地権者の協力が必要になります。

【推進方策】

国道・県道等、県管理道路の整備については、県に要望を伝え整備を促進してもらいます。市道に関しては、補助事業などを積極的に利用しながら、整備を促進します。

(4) - 5 .
公営住宅の整備

【現 状】

市内の公営住宅は、29団地721戸あります。このうちファミリー向け（同居親族が3人以上）の3DKが313戸あります。多くの住宅は老朽化が進んでいるため、順次建て替えを進めています。

【課 題】

老朽化した住宅が多く、入居者のニーズに合わない状況にあります。

【推進方策】

今後も公営住宅の建て替え等により、良質な住宅の供給を図っていきます。また、室内環境の安全性（シックハウス対策）に配慮した住宅の建設を推進します。



(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

(5) - 1 .

児童館運営事業 (1) - 6 参照

(5) - 2 .

児童館の日曜開館事業 (1) - 7 参照

(5) - 3 .

長時間保育事業 (1) - 13 参照

(5) - 4 .

乳児保育事業 (1) - 14 参照

(5) - 5 .

一時保育事業 (1) - 15 参照

(5) - 6 .

休日保育事業 (1) - 20 参照

(5) - 7 .

職業生活と家庭生活との両立の推進について

【現 状】

男は外へ出て働き、女は家にいて家庭を守るのが一般的であった時代は終わり、今や女性も職業人として、社会の重要な一翼を担うに至っています。

しかし、一般企業においては、子どもができると退職するのが慣習となっているところが多いため、仕事を続けるために子どもをつくらないという世帯も増え、社会問題化しています。

【課 題】

働きながら子どもを育てられる社会の実現を図る必要があります。

【推進方策】

「育児・介護休業法」は、平成13年に大幅に改正され、育児休業や介護休業の申し出や取得を理由とする不利益な取扱いを禁止するなど、仕事と家庭の両立支援対策が一層充実したものになりました。長野労働局や佐久公共職業安定所と綿密な連携をとりながら、男女労働者が育児のために退職することなく、その能力を発揮できるよう法の趣旨のPRに勤めます。

(6) 子ども等の安全の確保

(6) - 1 .

児童遊園補助事業

【現 状】

児童に健全な遊びを与え、児童の健康増進や情操を豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が所有する児童遊園の遊具設置や補修に対して補助を行っています。

【課 題】

さらに、事業の周知を図る必要があります。

【推進方策】

子どもの安全な遊び場を確保するため、区への支援を継続していきます。

(6) - 2 .

市民総ぐるみの防犯活動の推進

【現 状】

高速交通網・都市化の進展により、犯罪の多様化や広域化、また、地域における連帯感が薄れ、犯罪に対する抑止力が低下することが危惧されています。

【課 題】

犯罪や青少年の非行を未然に防ぐため、関係機関との連携をさらに密にし、市民の防犯意識の啓発や地域コミュニティ活動を促進し、防犯体制の強化を図る必要があります。

【推進方策】

家庭・地域・関係機関と連携し、市民総ぐるみの防犯活動を推進するとともに、地域コミュニティ活動を促進し、地域の連帯意識の高揚を図ります。

(6) - 3 .

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・ 保育園・小中学校に対する交通安全教室の開催

【現 状】

保育園・小・中学校等の要請を受け、警察と佐久市交通指導員とが連携して交通安全教室を開催し、園児・学童の交通安全意識の高揚を図っています。

【課 題】

開催回数について保育園や小中学校により格差があり、総じて開催回数が少ないために、交通安全教育が不十分になっています。

【推進方策】

保育園等と連携し、交通安全教室の開催回数を増やすことにより、子どもと保護者の交通安全意識の高揚を図ります。

- ・ わが家交通安全課長委嘱事業

【現 状】

市内10小学校の6年生全員を「わが家の交通安全課長」に委嘱（市長・警察署長連名）し、校内の交通安全意識を高めるとともに、家庭における交通安全の推進役となってもらい、広く佐久市民の交通安全意識の高揚を図っています。

主な事業としては

- ・ 「横断旗」を全小学校に配布するとともに、6年生とPTA等と一緒に通学路の安全点検を行い、その際に横断旗を補充する。
- ・ 高齢者等にあてた交通安全のハガキを作成してもらい配布する等を実施しています。

【課 題】

委嘱式を市内の小学校の持ち回りで実施しているため、委嘱式を開催する小学校は関心が高いものの、行わない小学校については関心が薄く、交通安全意識の高揚が十分に図れない面があります。

【推進方策】

全小学校において委嘱式が開催されるまでは、現状の方法で委嘱事業は継続実施します。すべての小学校がこの事業に関心を持ち、交通安全意識が高まる事業内容に改善して実施します。

・ 通園用ヘルメットの無償配布

【現 状】

園児・学童の交通安全意識を高めるとともに、事故発生時の傷害軽減を目的に、市内全保育（幼稚）園の新入園児に黄色のヘルメットを配布しています。

なお、子どもたちは小学校に入学しても、このヘルメットを使用して通学をしています。

【課 題】

新入園時に全員に1回のみ配布しているため、小学校に入学してからも使用している関係から、破損したり、頭に合わなくなったりして、6年生まで使用できないケースが多くなっています。

【推進方策】

ヘルメットの配布時期を変更するとともに、破損やサイズ変更に対しては、交換できる体制を検討していきます。

・ 交通安全ストップマーク事業

【現 状】

市内の全保育（幼稚）園に黄色ペンキを配布し、保護者と園児が一緒になって、園の周辺や各家庭の周辺の道路に「足跡マーク」を表示することにより、園児の交通事故防止を図っています。

【課 題】

本事業に対する園及び保護者にマンネリ化が認められます。

【推進方策】

園や保護者等の交通安全意識がさらに高まり、園児の交通事故防止に役立つよう事業内容を検討して実施します。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進**(7) - 1 .**

子育て専門相談員の設置 (1) - 3 参照

(7) - 2 .

家庭児童相談室運営事業

【現 状】

本市の児童課子ども特別対策推進員及び全児童館（館長が相談員を兼務）で、子どもに関する様々な相談に応じています。

相談室の増加、内容の拡大（障害のある児の受け入れ）などとともに、問題をかかえる子どもたちの増加、親たちの不安感が一層深刻化していることなどから、相談件数は増加しています。

相談日時（全児童館）...月～金曜日の午後1時～午後4時

年度別推移

年度	相談回数	継続回数 (内数)	相談件数 (人数)	備考
平成11年度	170	74	96	・相談室6 (課1、各児童相談室5)
平成12年度	273	162	111	・相談室7 (12年4月より中佐都)
平成13年度	333	190	143	・相談室9 (13年1月より平根、岸野)
平成14年度	753	423	330	・相談室11 (13年8月 高瀬) (14年3月 泉)

【課 題】

子どもの健全な成長を促す観点から、学校との連携のあり方と、保護者が抱える様々な悩みや問題に対して対応できるための子どもの見とりと相談への対応を考えていく必要があります。

【推進方策】

育児中の保護者が抱える不安や悩みには様々なものがあると考えられ、今後も子ども特別対策推進員との連携を図り気軽に相談できる家庭児童相談室の運営に努めます。

(7) - 3 .

母子通園訓練事業

【現 状】

心身障害児母子通園訓練施設「かしの実園」で、心身障害児とその保護者に対して、心身発達のための保育、訓練及び健全な母子関係の形成を援助するための指導を行っています。

【課 題】

保護者と子ども一人ひとりに添った療育を勧めるため、担当する保育士の資質の向上がより一層必要とされています。

【推進方策】

今後も保育士の資質の向上を図るなど、指導内容の充実に努めます。

(7) - 4 .

お兄さんと遊ぼう事業

【現 状】

日ごろ、親と関わりが少ないと思われる母子・父子家庭の児童を対象に、スポーツ・探検・キャンプ・ものづくり等の遊びを実施し、ボランティアのお兄さんやお姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的に、平成11年度から事業を始めました。

平成15年度は、スタッフ125人、ボランティア313人の体制で、378人の参加児童を得て実施されました。



平成15年度「お兄さんと遊ぼう事業」

回	月 日	活動内容
第1回	5月25日(日)	はじめましての会(バードウォッチング)
第2回	6月15日(日)	パラダスレチック...平尾山探検
第3回	7月13日(日)	カレーオリエンテーリング
第4回	8月24日(日)	千曲川で仲よし...千曲川探検
第5回	9月7日(日)	新しいスポーツで遊ぼう...秋の運動大会
第6回	10月5日(日)	秋を見つけに行こう
第7回	11月16日(日)	つくって遊ぼうパート
第8回	12月14日(日)	母と子・父と子のクリスマスパーティー
第9回	1月25日(日)	雪と一緒に遊ぼう
第10回	2月15日(日)	つくって遊ぼうパート
第11回	3月7日(日)	ありがとうの会(1年間のまとめ)

- ・対象者：母子・父子家庭等の小学生
- ・お兄さん(ボランティア)：主任児童委員・学生・一般市民・市職員・保育士

【課題】

多くの人達との関わりを通して、共に活動する楽しさと喜びを高め、一層社会性や自立心を育て、生きる力を身につけていく活動にしていく必要があります。

また、活動の内容や育つことの理解と協力を一層市民に広げ、参加者をより多くしていく必要があります。

【推進方策】

登録児童や参加する児童が年々増加するとともに、ボランティアの参加者も高校生や大学生という若いボランティアの自主的な参加が増えるなど、当事業は子育て支援事業の主要な事業として定着し、参加した児童やその保護者からも大変好評を得ています。

今後も、幅広い層のボランティアの協力を得て、事業の充実に努めます。

(7) - 5 .

児童館の養護学校児童・生徒受入 (1) - 8 参照

(7) - 6 .

障害児保育事業 (1) - 12 参照

(7) - 7 .
児童扶養手当

【現 状】

母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給しています。

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護している母親や、母にかわってその児童を養育している人です。

なお、児童が中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害の状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父母が不明である児童

手当を受けるには、住所地の市町村の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、県知事の認定を受けることにより支給されます。

手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日）の3回、支払月の前月までの分について受給者が指定した金融機関への口座振込により支払われます。

- ・平成14年度支給者数～420人（全部支給216人、一部支給204人）

【課 題】

児童扶養手当受給資格者の適正な把握に努める必要があります。

【推進方策】

今後も、児童福祉の増進を図るため適正な支給を実施していきます。

(7) - 8 .

母子寡婦福祉資金貸付事業

【現 状】

母子寡婦福祉資金貸付事業は、県の制度で母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸付けるもので、貸付の対象は、以下のものとされています。

事業を開始し、または継続するのに必要な資金

扶養している児童（寡婦の場合、20歳以上の子）の修学に必要な資金

配偶者のない女子（寡婦）またはその者が扶養している児童（寡婦の場合、20歳以上の子）が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子（寡婦）及びその者が扶養している児童（寡婦の場合、20歳以上の子）の福祉のために必要な資金であって政令で定めるもの

市では、県の貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担っています。

【課 題】

滞納者への償還指導、訪問指導等を充実させ、返済を促進するためのアドバイスを行っていく必要があります。

【推進方策】

県と連携し、制度の周知を図るとともに、訪問指導等を行い滞納者の減少に務めます。

(7) - 9 .

母子小口貸付事業

【現 状】

母子家庭の母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子小口貸付事業を実施しています。

佐久市母子寡婦福祉会の貸付事業として実施しており、資金貸付の概要は、以下のとおりです。

貸付限度額：100,000円

返済期間：15か月以内

【課 題】

貸付けた資金の滞納分について、償還指導、訪問指導等を行い、資金の回収に努める必要があります。

【推進方策】

今後も母子寡婦家庭への生活基盤を安定させるため、必要な援助指導を行っていきます。

(7) - 10 .

母子家庭等日常生活支援事業

【現 状】

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、就学等の自立を促進するために必要な事項や疾病などの理由により、一時的に生活援助サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しています。

【課 題】

利用すべき対象者が、必要な時に利用できるよう相談体制の充実を図り、また広報等で事業の周知を行う必要があります。

【推進方策】

今後も母子家庭等への支援として、家庭生活支援員の拡充を図り、事業を推進していきます。

(7) - 11 .

母子家庭自立支援給付事業

【現 状】

母子家庭の母親及び母親を雇用する事業主に対して、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費、常用雇用転換奨励金の支給を、平成15年度から実施しています。

【課 題】

この事業を利用する方々に対し、自立する意識の高揚を図るとともに、分かり易く知らせていく必要があります。

【推進方策】

今後も母子家庭の自立支援施策として、事業の周知に努めるなど事業を推進していきます。

(7) - 12 .

交通・災害遺児等給付金支給事業

【現 状】

児童福祉の増進を図るため、交通事故または災害事故により父または母を失った遺児等に交通・災害遺児等給付金を支給しています。

支給対象者

- ・交通事故または災害事故により、市内に住所を有していた父または母が死亡または重度の障害者となった満18歳（1月1日現在年齢）に満たない児童。
- ・遺児等で給付金を支給する月の初日前6月から引き続いて市内に住所を有する者。

給付金額等

遺児1人につき年額7,000円を、毎年8月に支給

【課 題】

交通・災害遺児等への支援として継続していく必要があります。

【推進方策】

今後も、交通・災害遺児等の健やかな発育と発達に資するため、事業を推進していきます。

(7) - 13 .

小学校入学激励金

【現 状】

母子家庭等の小学校入学児童を対象に、市1,000円、社協1,000円分の図書券を配布しています。

【課 題】

給付から事業支援へ事業を見直す必要があります。

【推進方策】

今後は、記念品の贈呈ではなく、母子福祉の支援策で対応するよう検討していきます。

(7) - 14 .

中学校卒業激励金

【現 状】

母子家庭等の中学校卒業児童を対象に、市2,500円、社協1,000円分の図書券を配布しています。

【課 題】

給付から事業支援へ事業を見直す必要があります。

【推進方策】

今後は、記念品の贈呈ではなく、母子福祉の支援策で対応するよう検討していきます。

(7) - 15 .

母子生活支援施設入所制度

【現 状】

配偶者のいない女子等の監護する児童が、福祉に欠ける場合に、施設で保護しています。

【課 題】

入所母子への相談の充実や施設との連携を密にする必要があります。

【推進方策】

入所母子のかかえている問題の解決にむけて援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を行っていきます。

(7) - 16 .

特別児童扶養手当

【現 状】

精神または身体に障害のある、満20歳未満の児童に対する福祉の増進を図ることを目的に、特別児童扶養手当を支給しています。

手当を受けることができる人は、重度もしくは中度の知的障害児・身体障害児及び精神障害児を監護する父もしくは母（所得の多い方）、または父母にかわって児童を養育している人です。

手当を受けるには、本市の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、県知事の認定を受けることにより支給されます。

手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日ただし、12月期は11月11日）の3回、支払月の前月までの分について受給者が指定した郵便局で支払われます。

【課 題】

医療機関、児童相談所等と連携をとり、手当の支給をよりスムーズに行っていく必要があります。

【推進方策】

今後も、県と連携し障害のある児童に対する福祉の増進を図るため、相談体制を整えとともに広報等で事業の周知を一層進めていきます。

(7) - 17 .

障害児福祉手当

【現 状】

この制度は国の制度であり、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の障害児（20歳未満）に対して、障害児福祉手当を支給しています。受給資格者は次のとおりです。

知的障害は、おおむねIQ20以下

身体障害は、おおむね1級と2級の一部

障害児福祉手当給付状況

年 度	対象人数	支給総額	1人当たり額
平成9年度	19人	3,210千円	168,947円
平成10年度	19人	3,272千円	172,210円
平成11年度	19人	3,079千円	162,052円
平成12年度	19人	3,229千円	169,947円
平成13年度	20人	3,346千円	167,300円
平成14年度	20人	3,287千円	164,350円

資料：佐久市児童課

【課 題】

医療機関、児童相談所等と連携をとり、手当の支給がよりスムーズにしていく必要があります。

【推進方策】

今後も、対象児童に対する福祉の増進を図るため、障害児福祉手当を支給していきます。

(7) - 18 .

児童補装具給付事業

【現 状】

身体障害者手帳を所持している児童に対して、障害の内容や程度によって、身体上の障害を補い日常生活を容易にするために必要な、車椅子など国及び県の補助基準に定めがある補装具を給付しています。

【課 題】

心身の発育過程にある身体障害児の身体の状態、性別、年齢、教育、生活環境等の諸条件を考慮して補装具の適切な給付を行うことが必要です。

【推進方策】

今後も、身体障害児の日常生活の自立促進に資するため、補装具給付事業を継続していきます。

(7) - 19 .

佐久市心身障害児（者）タイムケア事業

【現 状】

心身障害児(者)の介護者が一時的に家庭において介護できない時、当該障害児（者）を民間団体または近隣等に介護を委託しています。（年間200時間以内）

県事業に準じて年間1人200時間まで、介護にかかる経費の助成を行っています。

【課題】

障害がある人の地域生活を支援するために、障害がある人への理解はもちろん、家庭における介護者への理解も必要です。

また、障害のある人が地域で生活したいというニーズに応えるため、さらに在宅福祉サービスの充実を考えていく必要があります。

【推進方策】

今後も、障害がある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障害児（者）の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

(7) - 20 .

児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

【現状】

国が実施している支援費制度に基づき、18歳未満の対象児に対し、居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行っています。

【課題】

障害のある人の地域生活を支援するために、情報提供や各種相談、サービス利用援助等の体制の整備が必要です。

また、障害のある人が地域で生活したいというニーズに応えるため、さらに福祉サービスの充実が必要です。

【推進方策】

平成15年度からの新規事業であり、今後においても、事業の周知・推進を図ります。

(7) - 21 .

児童デイサービス事業

【現状】

国が実施している支援費制度に基づき、18歳未満の対象児に対し、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行っています。

【課題】

障害のある人の地域生活を支援するために、情報提供や各種相談、サービス利用援助等の体制の整備が必要です。

また、障害のある人が地域で生活したいというニーズに応えるため、さらに福祉サービスの充実が必要です。

【推進方策】

平成15年度からの新規事業であり、今後、事業の周知を推進し、サービス提供体制の充実を図ります。

(7) - 22 .

児童短期入所事業（ショートステイ）

【現 状】

18歳未満の対象児が、保護者の病気その他の理由により在宅での支援を受けられない時に、児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行っています。

【課 題】

障害のある人の地域生活を支援するために、情報提供や各種相談、サービス利用援助等の体制の整備が必要です。

また、障害のある人が地域で生活したいというニーズに応えるためには、緊急時の受入れ体制が重要となります。

【推進方策】

障害をもつ児童の保護者が、病気等により一定期間居宅での介護ができなくなった場合に、児童の日常生活を保障・支援する事業として重要であり、今後も事業の拡充を働きかけます。

(7) - 23 .

かしの実園（心身障害児母子通園訓練施設）健康相談

【現 状】

かしの実園の通所児童の保護者を対象に、担当保健師による健康相談と衛生教育を実施しています。

【課 題】

障害のある児童と母への関わりを図っていく必要があります。

【推進方策】

障害のある児童と母への支援のため、今後も継続して実施していくことが必要です。

(7) - 24 .

ダウン症児をもつ親の会への支援

【現 状】

ダウン症児をもつ親の会への助言と支援を行っています。

【課 題】

障害を持つ保護者同士の交流と支援の充実化を図っていく必要があります。

【推進方策】

今後も、助言・支援の充実を図るとともに、地域団体等との連携のもとに、支援体制の確立を図ります。

(7) - 25 .

母子生活支援施設整備事業 (1) - 42 参照

(7) - 26 .

病後児保育

【現 状】

保育園に通園している児童で、病気回復期において集団保育が困難な期間、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、その児童を病院等の専用スペースで一時的に保育する制度ですが、佐久市ではまだ実施していません。

【課 題】

病後児保育は、保育しようとする児童が、協力医療機関の医師の判断より、保育の対象として差し支えない旨の確認が必要であることや、受け入れ側として、他の児童への感染を防止する配慮が必要なことなど、保育を実施する際条件を整える必要があります。

【推進方法】

女性の社会進出に対応した、病後児保育の充実を図るため、専用スペースを確保し、「施設型の乳幼児健康支援一時預かり事業」を実施していきます。

(7) - 27 .
児童虐待の防止

【現 状】

近年の都市化や核家族化を背景に、地域の連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の養育機能が低下し、子育てをめぐる環境が大きく変化している中で、児童に関わる問題も複雑かつ多様化してきています。このような中で、身近で相談できる相手を持たず、育児に悩む親が増え、これが原因で虐待に繋がる場合があります。

本市においては、佐久児童相談所を核とする佐久地域児童虐待予防ネットワークと、佐久市社会福祉協議会が設置している児童虐待防止連絡協議会があり、それぞれの組織において研修等の充実を図り、児童虐待に関する問題を解決するため、互いに協力・連携を強化しています。

【課 題】

児童虐待に関する情報は、民生児童委員や乳幼児健診の際、保健師などから寄せられる場合が多くなっていますが、プライバシーに関係することであり、また、虐待の確認など様々な問題があります。

関係者がお互いに連絡を密にし、虐待を未然に防止したり早期のうちに発見するなど、問題の解決を図る必要があります。

【推進方策】

虐待には複雑な問題が絡んでいることから、関係者や関係機関が連携協力し、ネットワークを組んで対応していくことが重要であり、佐久地域児童虐待予防ネットワークや児童虐待防止連絡協議会との連携をさらに強化し、児童虐待の調査や防止に対応していきます。

また、子ども特別対策推進員や家庭児童相談などの相談機能や、子どもと関わる様々な機関を活用し、虐待されている（疑いのある）児童の早期発見に努めていきます。

第4章 定量的目標事業量

次世代育成行動計画は、地域の子育て支援全般にわたる行動計画となりますが、このうち「保育等サービスの目標」については、国から定量的目標事業量の策定が求められています。

1. 定量的目標事業量の対象事業

国から示された定量的目標事業量の対象事業は、以下の14事業となっています。

通常保育事業

延長保育事業

休日保育事業

夜間保育事業

放課後児童健全育成事業（佐久市では「児童館」）

乳幼児健康支援一時預り事業（病後児保育（派遣型））

乳幼児健康支援一時預り事業（病後児保育（施設型））

一時保育事業

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

特定保育事業

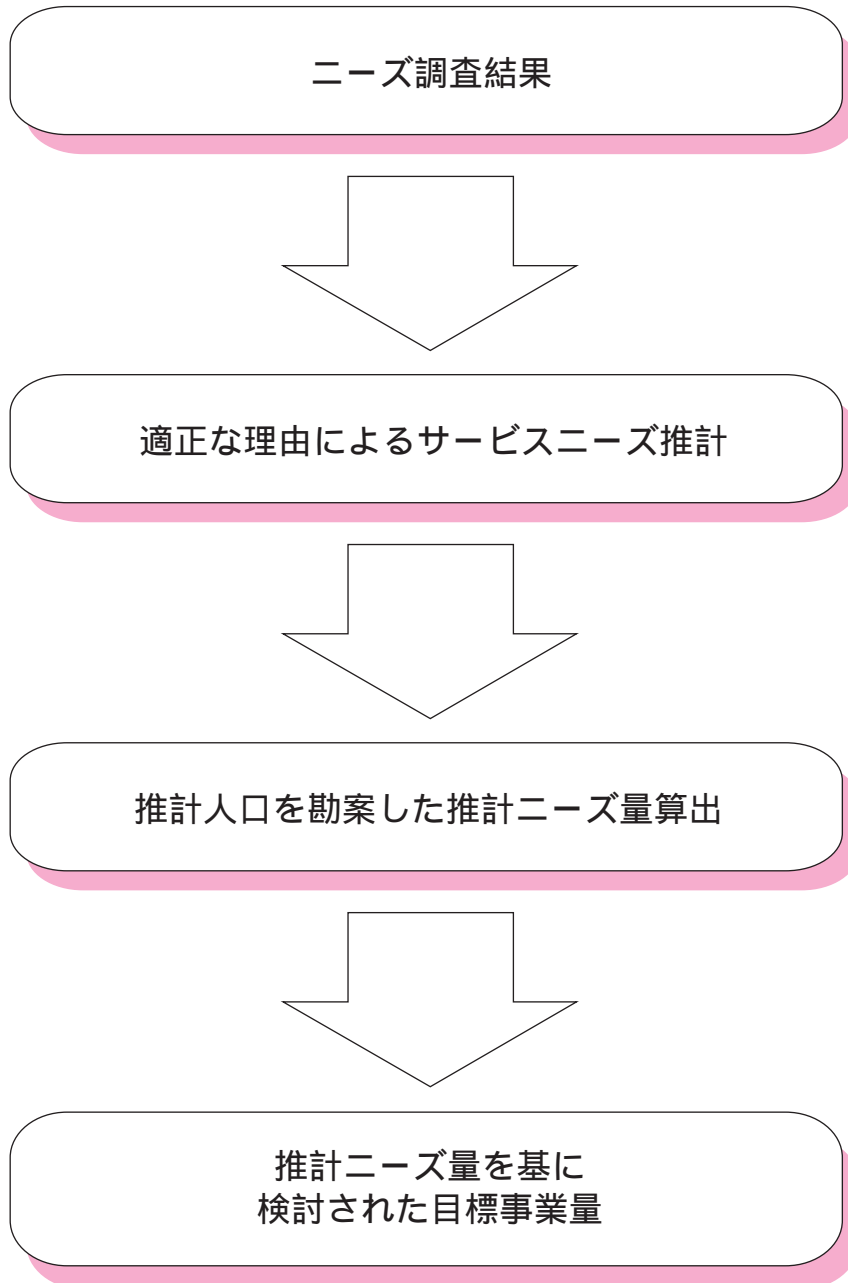
ファミリー・サポート・センター事業

地域子育て支援センター事業

つどいの広場事業（佐久市では「子育てサロン事業」）

2 定量的目標事業量の設定方法

定量的目標事業量の設定方法は、以下のとおりとなっています。



3 推計児童人口

昭和60年から平成12年の国勢調査結果(性別・各歳別)を基に、コーホート変化率法を用いて推計した結果、事業の対象となる0～11歳及び12～17歳の児童の、平成17～21年度における年齢別推計人口は次のとおりとなっています。

年度齢	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	人口	総人口比	人口	総人口比	人口	総人口比	人口	総人口比	人口	総人口比
合計	13,766人	100.0%	13,763人	100.0%	13,734人	100.0%	13,709人	100.0%	13,675人	100.0%
0歳	728	5.3	727	5.3	713	5.2	700	5.1	687	5.0
1歳	764	5.5	759	5.5	745	5.4	731	5.3	717	5.2
2歳	771	5.6	771	5.6	757	5.5	743	5.4	729	5.3
3歳	785	5.7	784	5.7	770	5.6	757	5.5	742	5.4
4歳	792	5.8	791	5.7	777	5.7	763	5.6	749	5.5
5歳	711	5.2	716	5.2	726	5.3	736	5.4	746	5.5
小計	4,551	33.1	4,548	33.0	4,488	32.7	4,430	32.3	4,370	32.0
6歳	722	5.2	731	5.3	741	5.4	752	5.5	762	5.6
7歳	738	5.4	744	5.4	754	5.5	765	5.6	775	5.7
8歳	722	5.2	735	5.3	745	5.4	756	5.5	766	5.6
9歳	767	5.6	775	5.6	785	5.7	797	5.8	807	5.9
10歳	705	5.1	702	5.1	707	5.1	712	5.2	717	5.2
11歳	711	5.2	716	5.2	721	5.2	726	5.3	731	5.3
小計	4,365	31.7	4,403	32.0	4,453	32.4	4,508	32.9	4,558	33.3
12歳	766	5.6	762	5.5	768	5.6	773	5.6	778	5.7
13歳	747	5.4	741	5.4	747	5.4	753	5.5	758	5.5
14歳	746	5.4	740	5.4	745	5.4	751	5.5	756	5.5
15歳	818	5.9	813	5.9	801	5.8	789	5.8	777	5.7
16歳	900	6.5	894	6.5	882	6.4	868	6.3	854	6.2
17歳	873	6.3	862	6.3	850	6.2	837	6.1	824	6.0
小計	4,850	35.2	4,812	35.0	4,793	34.9	4,771	34.8	4,747	34.7

4 . 定量的目標事業量

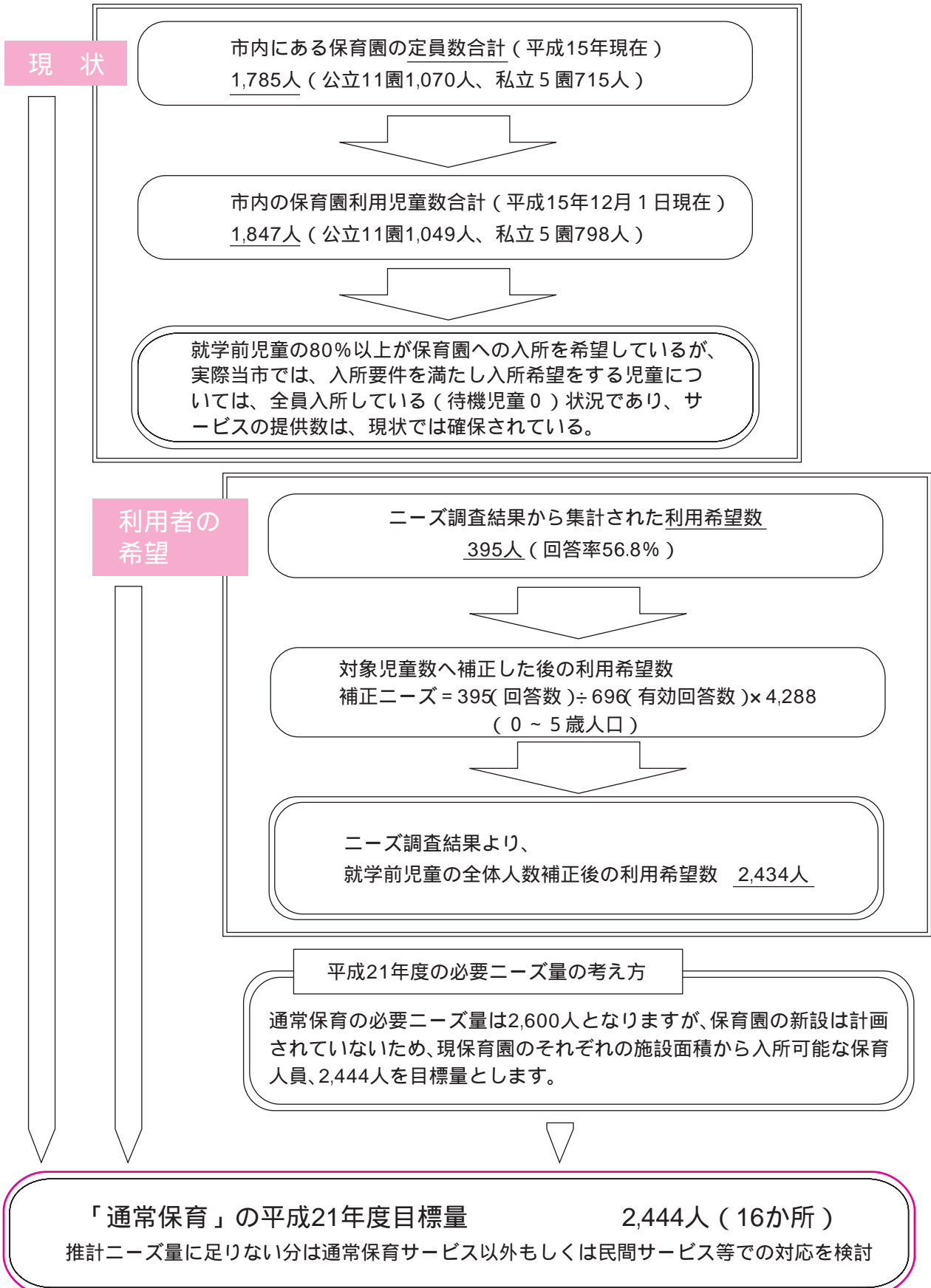
平成21年度の目標事業量

平日保育事業（年間入所児童数）	
通常保育	2,444人（16か所）
延長保育	
延長30分	1,558人（16か所）
延長1時間	1,411人（16か所）
延長2時間	763人（16か所）
延長3時間	227人（16か所）
延長4時間以上	32人（1か所）
前延長30分	414人（16か所）
前延長 1時間以上	104人（4か所）
休日保育事業（年間入所児童数）	
	1,870人（16か所）
児童館（1日当りの利用児童数）	
	1,158人（13か所）
一時預かり型事業（年間入所児童数）	
病後児保育事業	
（施設型）	12人（1か所）
（派遣型）	実施に向けた検討
一時保育事業	2,668人（5か所）
子育て短期支援事業	
（ショートステイ）	8人（1か所）
特定保育事業	
	996人（5か所）
ファミリーサポートセンター事業	
	1か所
地域子育て支援センター事業	
	4か所
子育てサロン事業	
	13か所

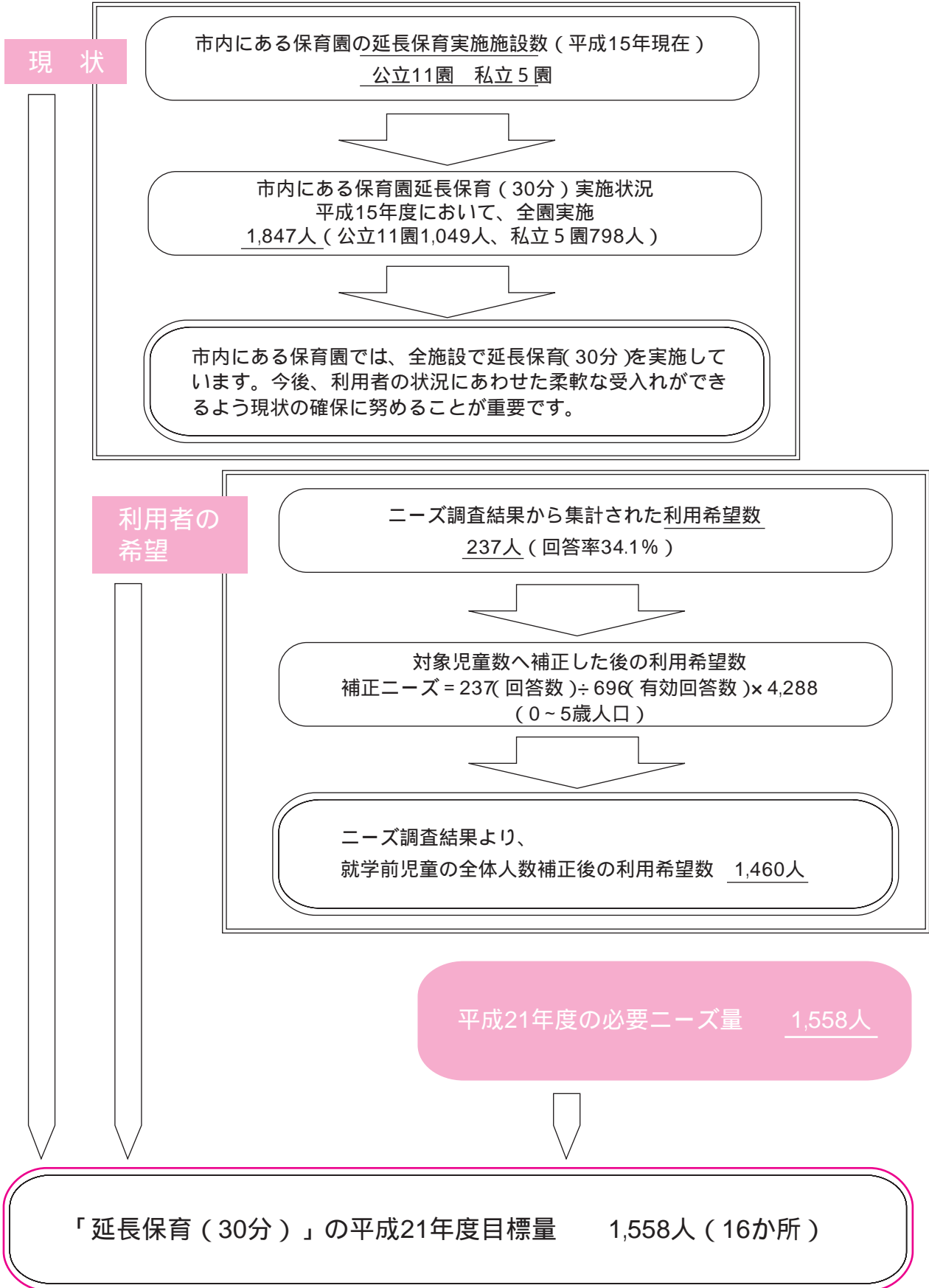
5. 各種事業量目標

(1) 平日保育事業

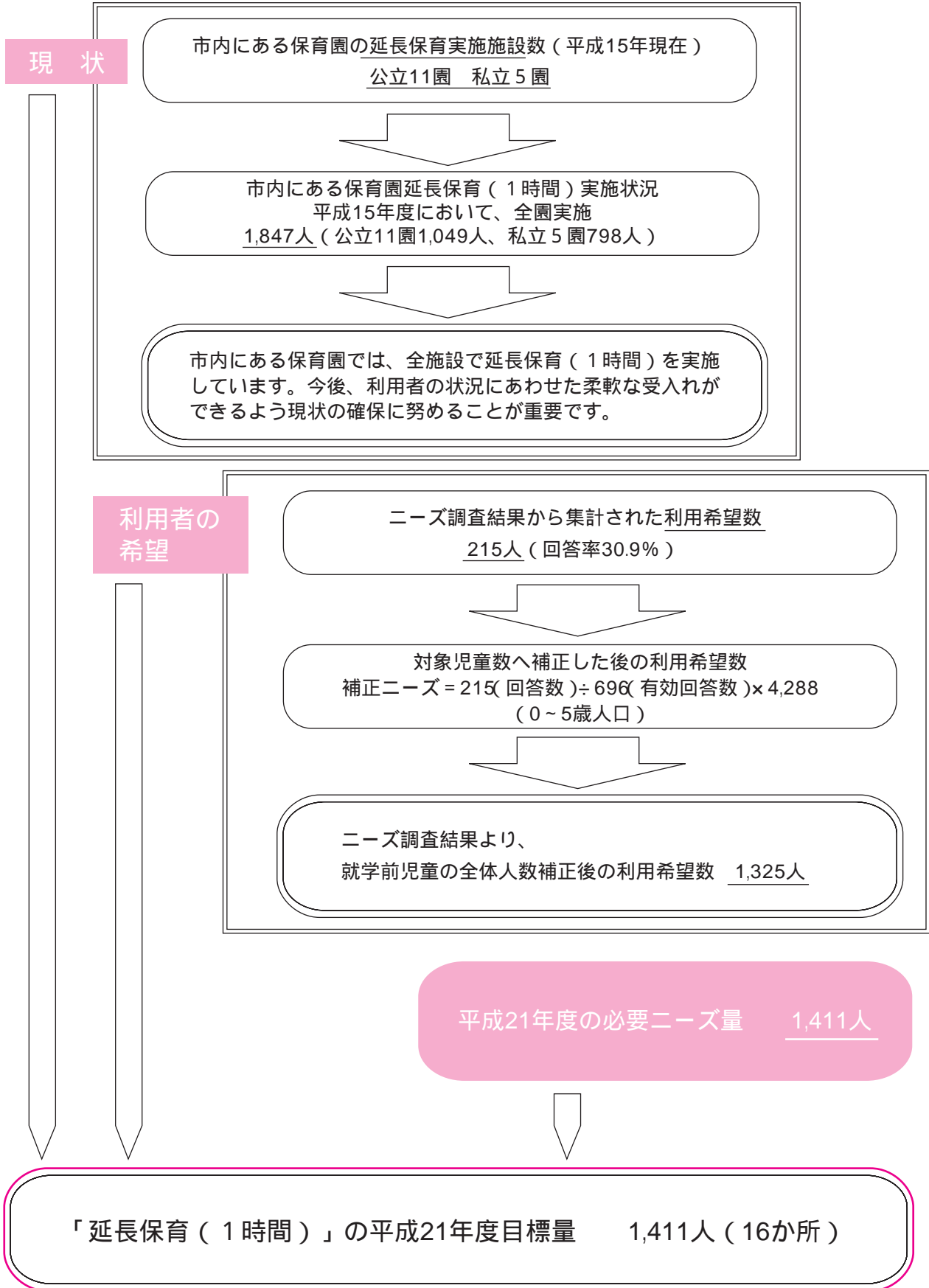
通常保育



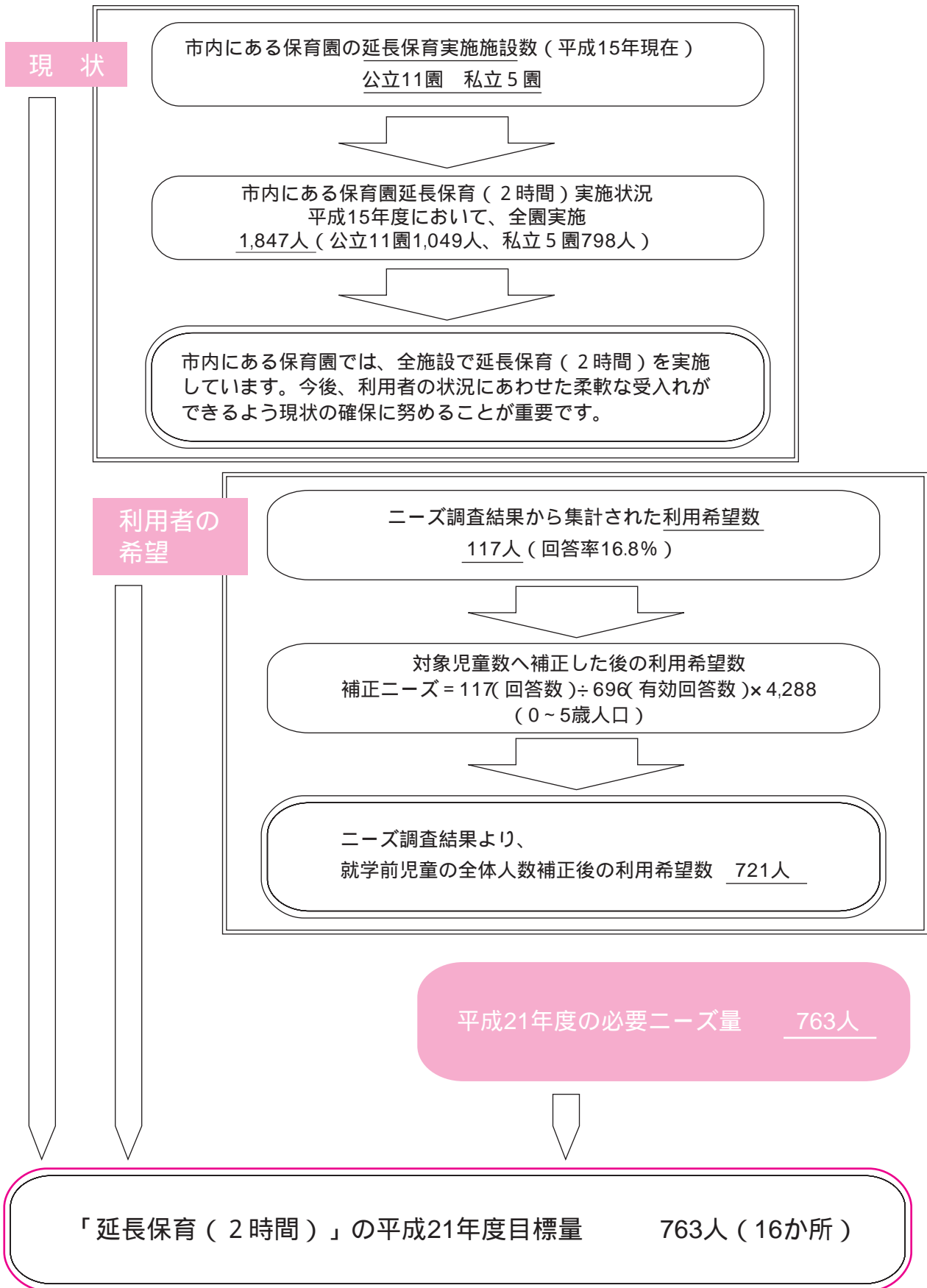
延長保育（30分）



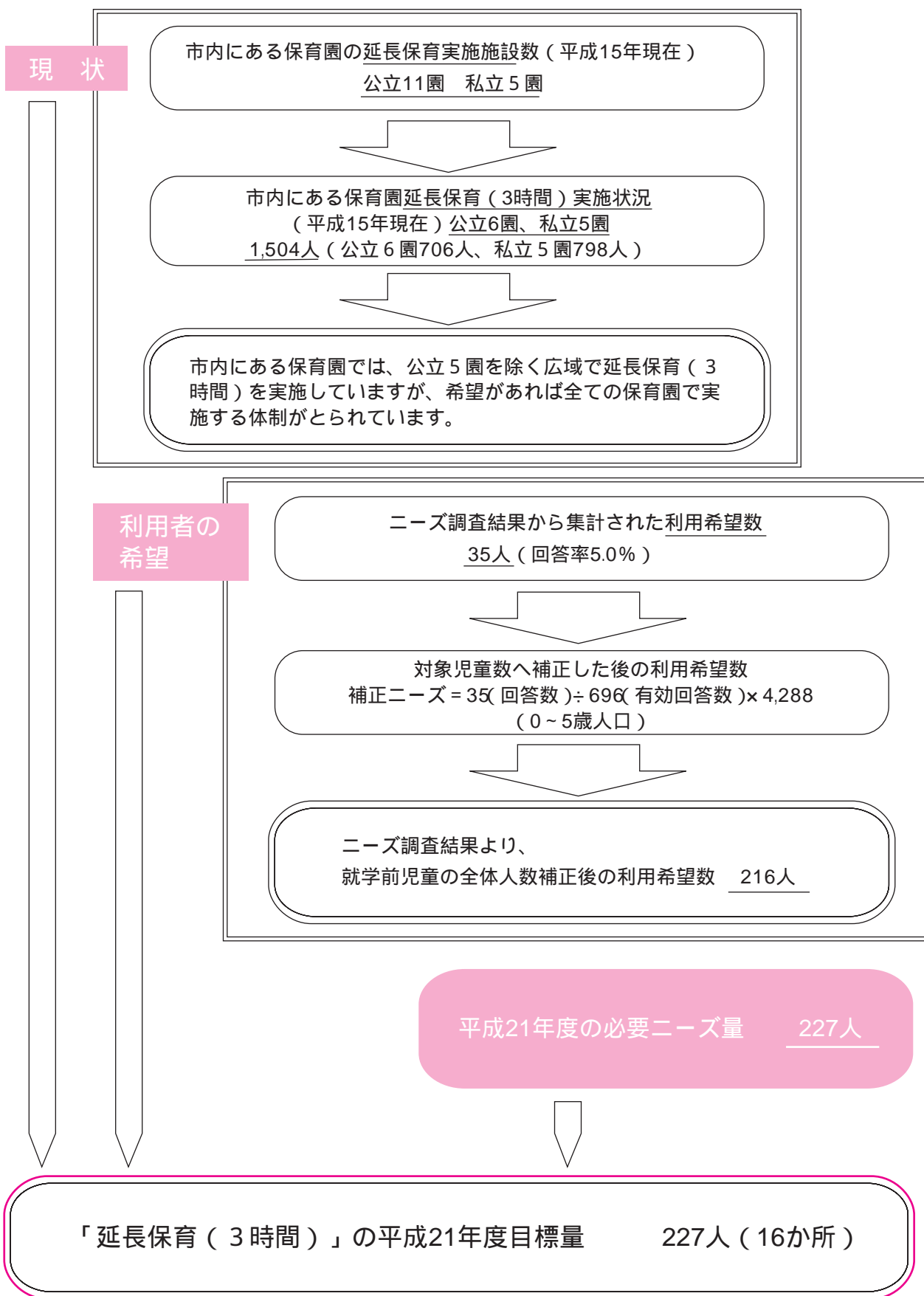
延長保育（1時間）



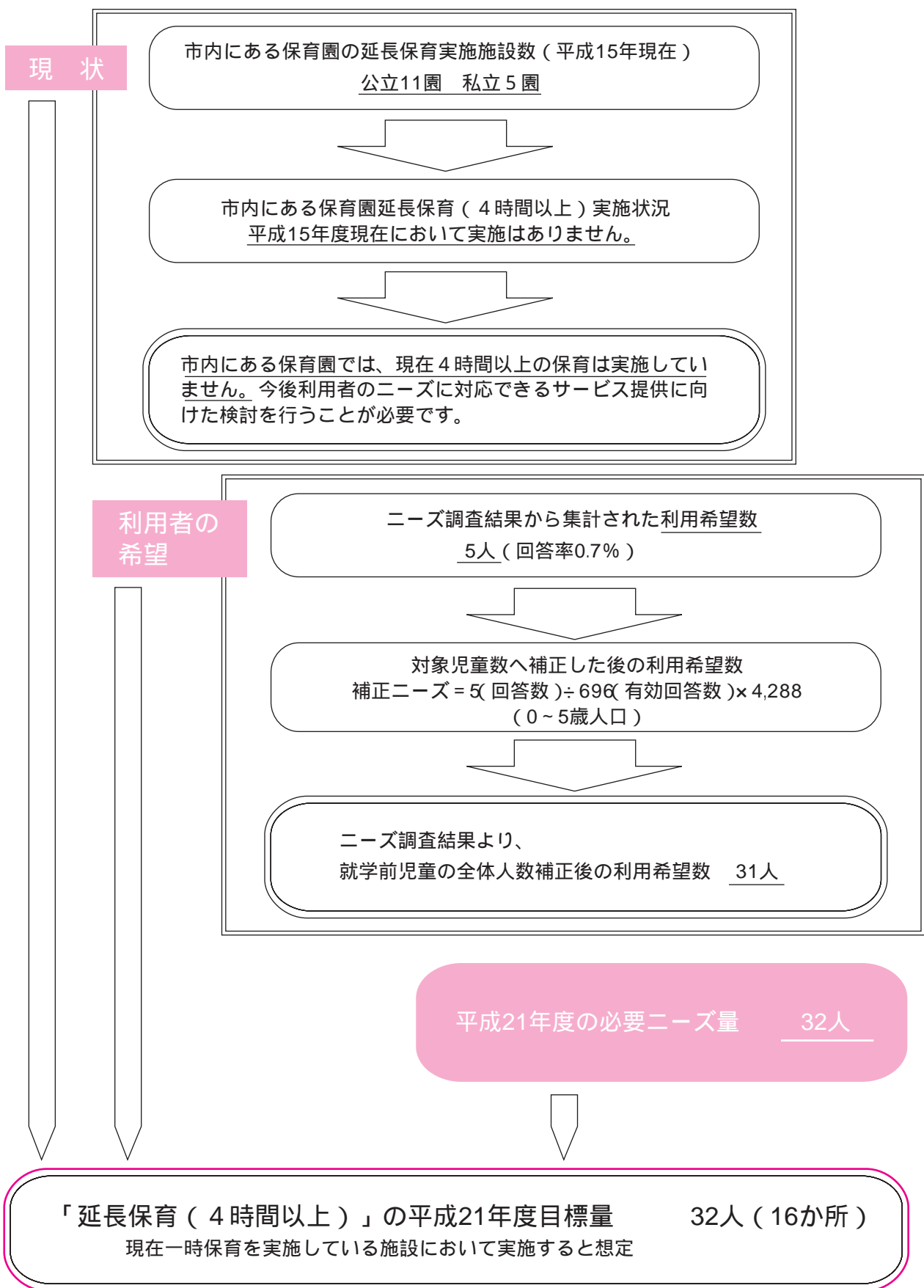
延長保育（2時間）



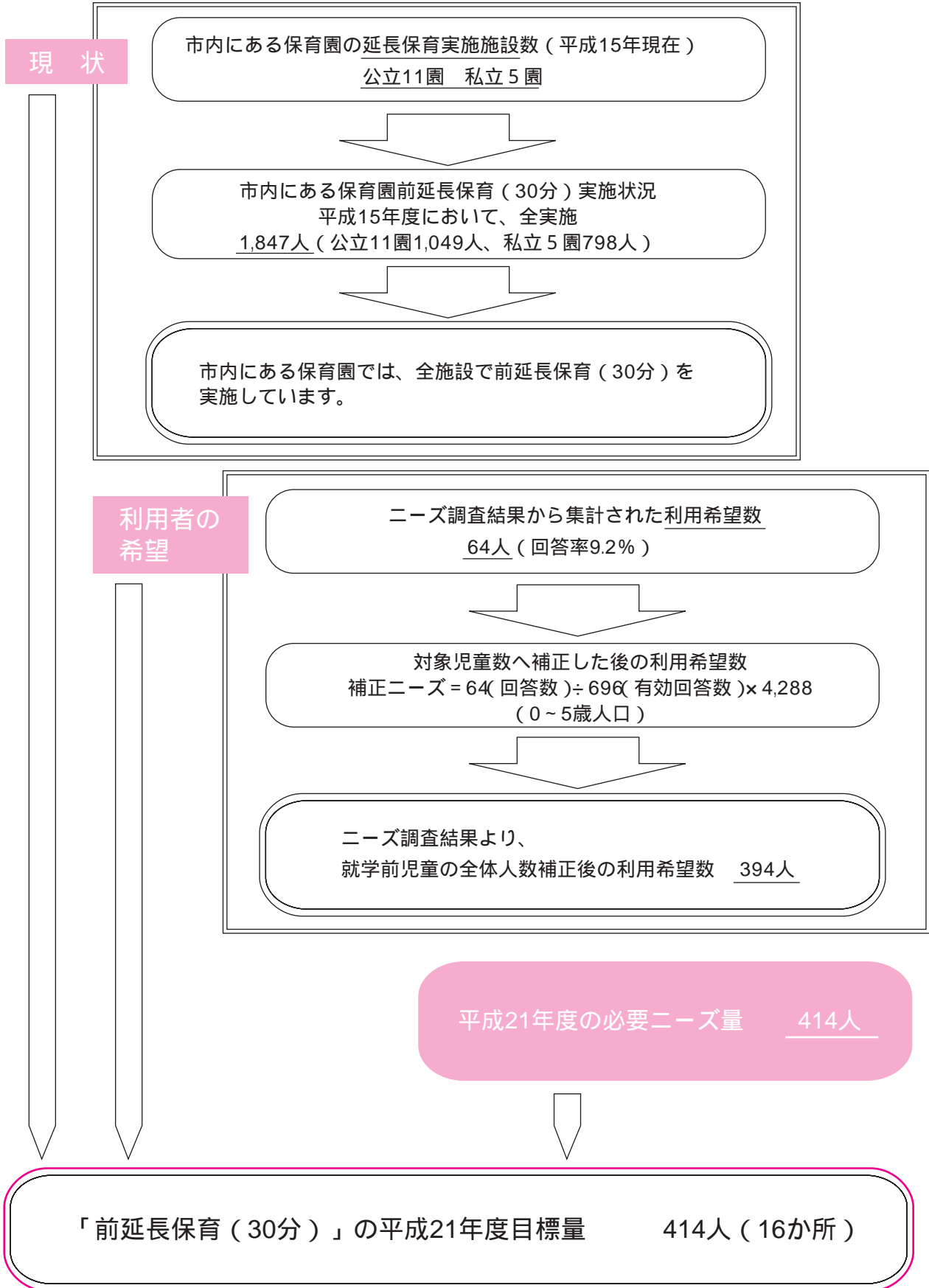
延長保育（3時間）



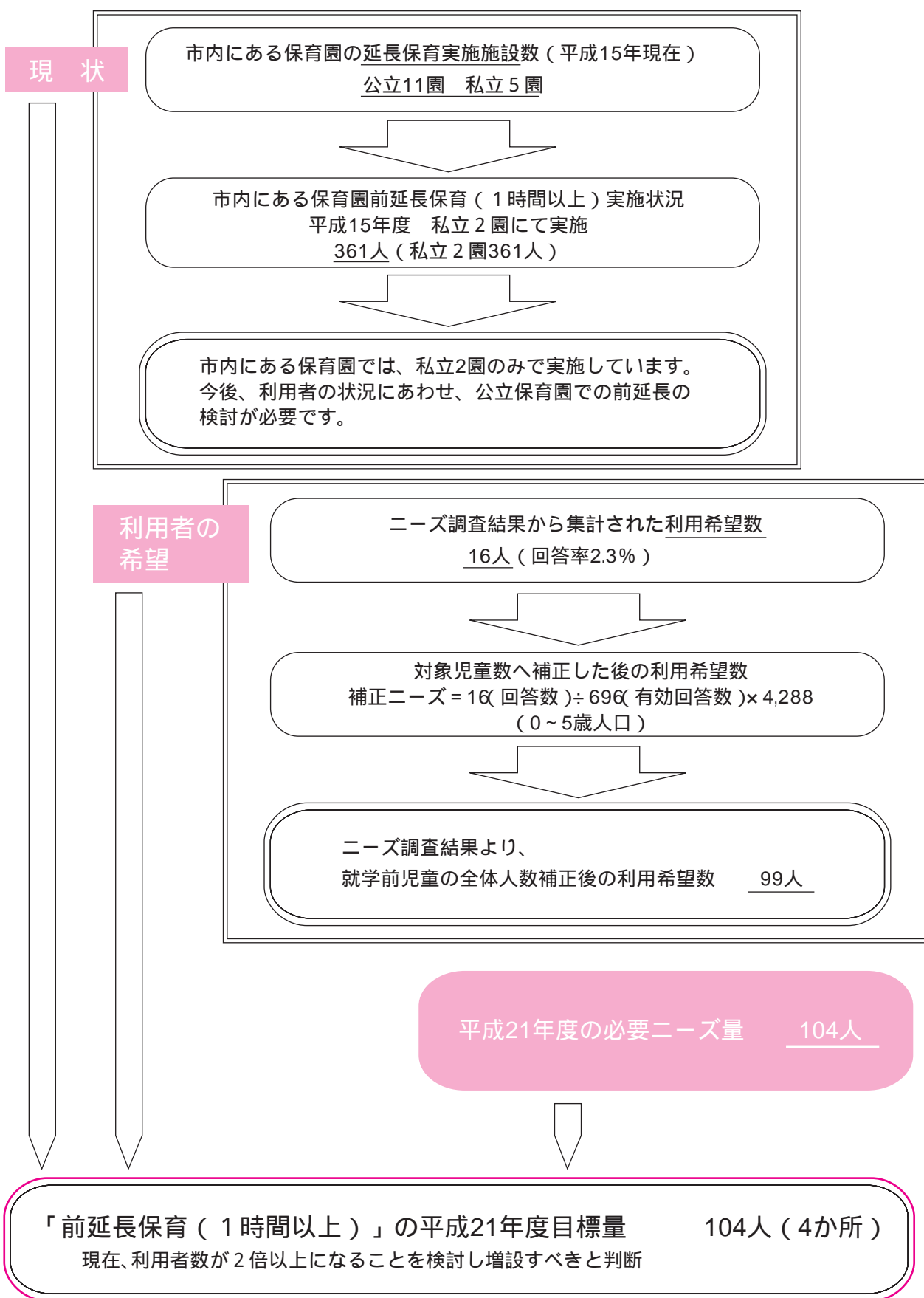
延長保育（4時間以上）



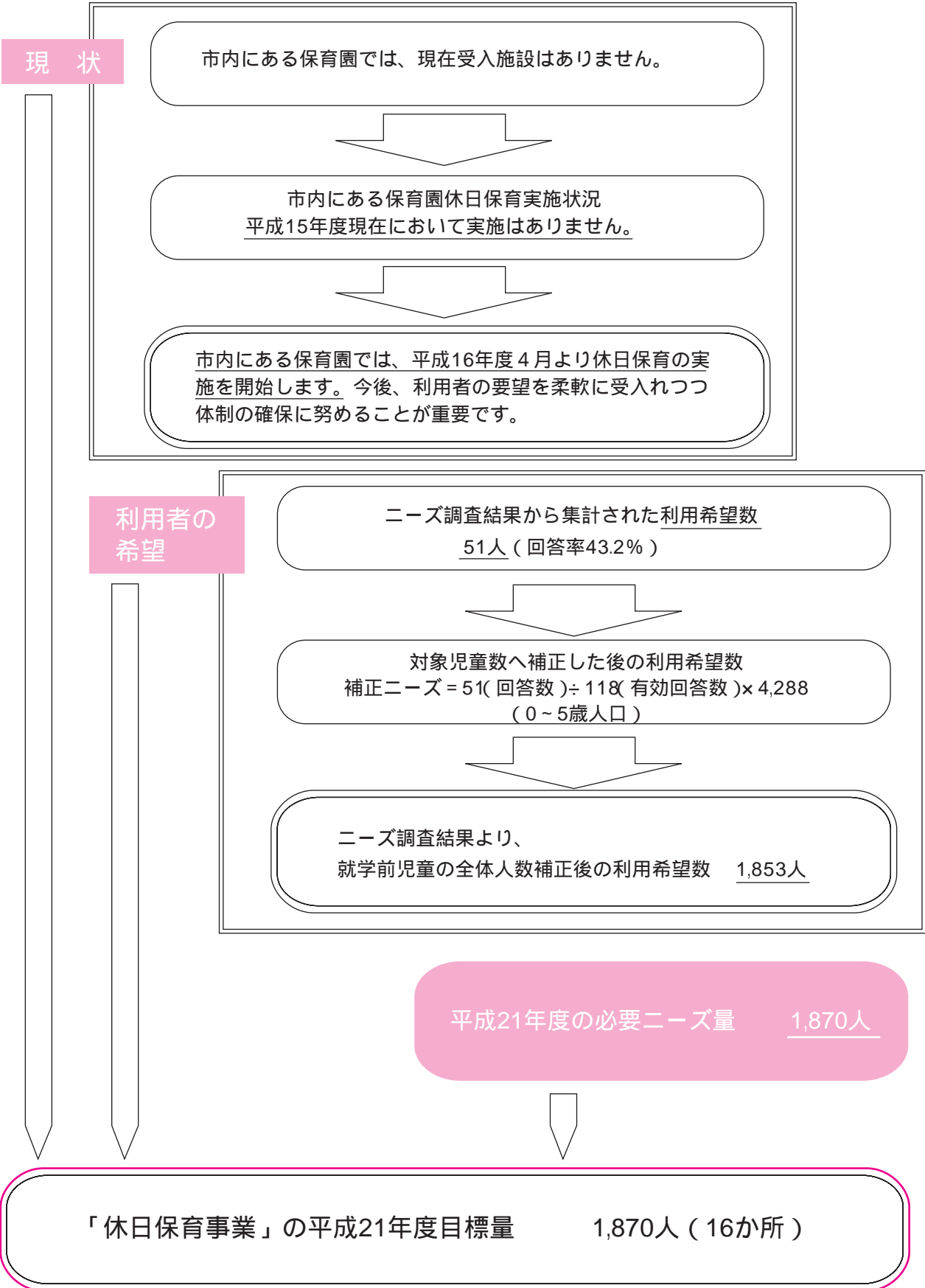
前延長（30分）



前延長（1時間以上）



(2) 休日保育事業

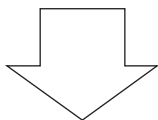


(3) 児童館

ニーズ調査の結果から、「児童館」の利用要件を満たす利用希望者数を集計しました。

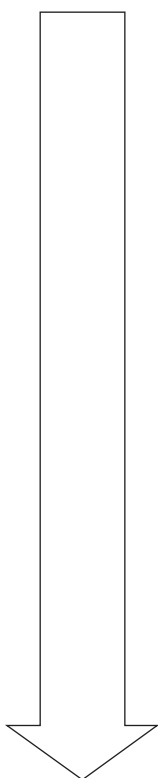
ニーズ調査から集計された「児童館」の利用希望 251.5人

ニーズ調査で「週1～3日」の利用希望は0.5人として集計されるため、0.5人という数値があらわれています。



集計された希望者数がニーズ調査の有効回答数に占める割合を求め、これを目標年次である平成21年度の推計人口に乗じて、平成21年度の必要ニーズ量を推計しました。

推計された「児童館」の必要ニーズ量 1,158人

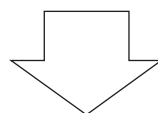


児童館の利用状況

単位：延べ人

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
小学生	117,011	155,969	187,733
就学前児童	1,829	5,165	5,040
保護者	1,470	3,944	4,165
合計	120,310	165,078	196,938
1日平均利用者数	414.9	687.6	655.9

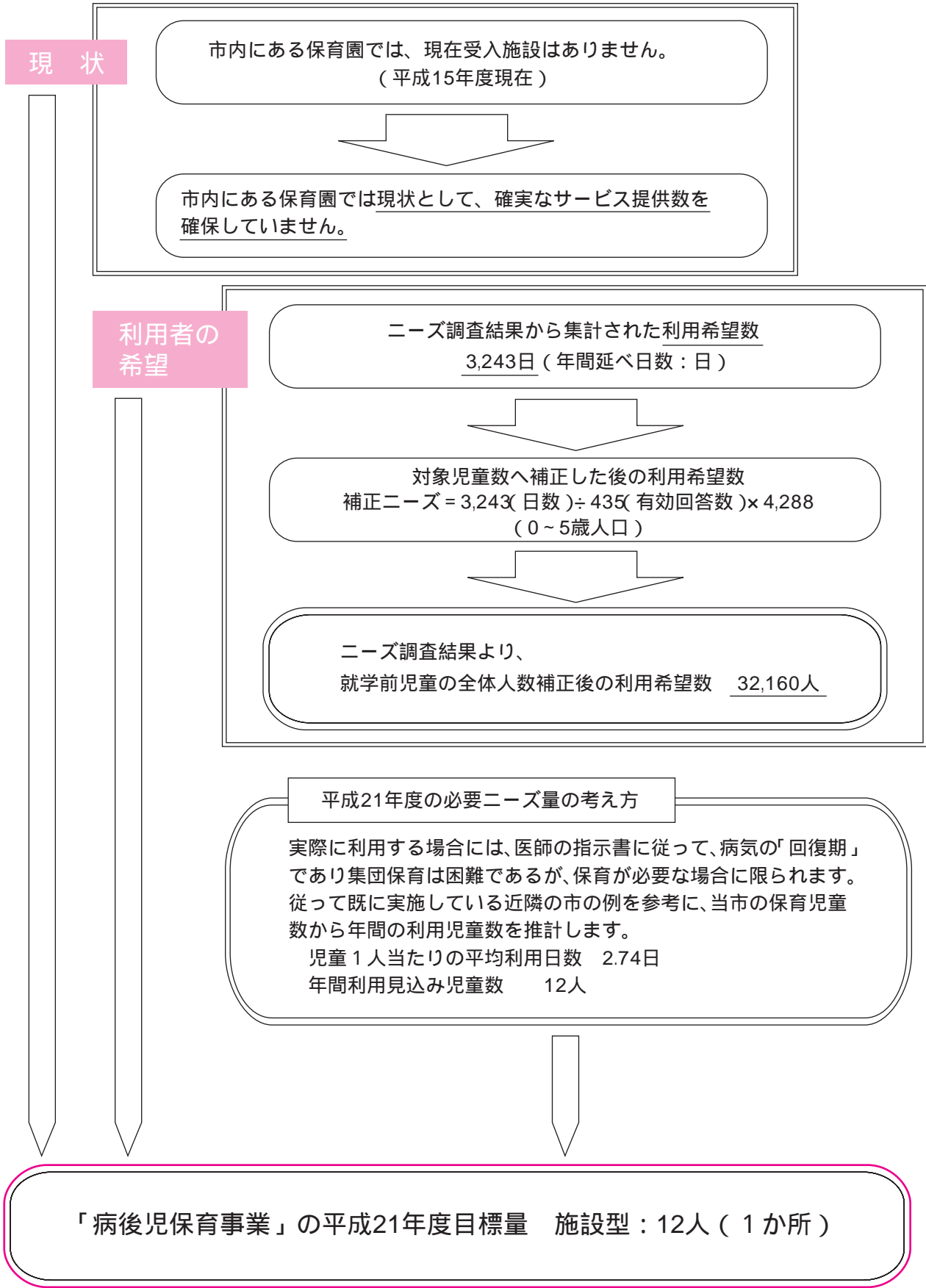
資料：佐久市児童課



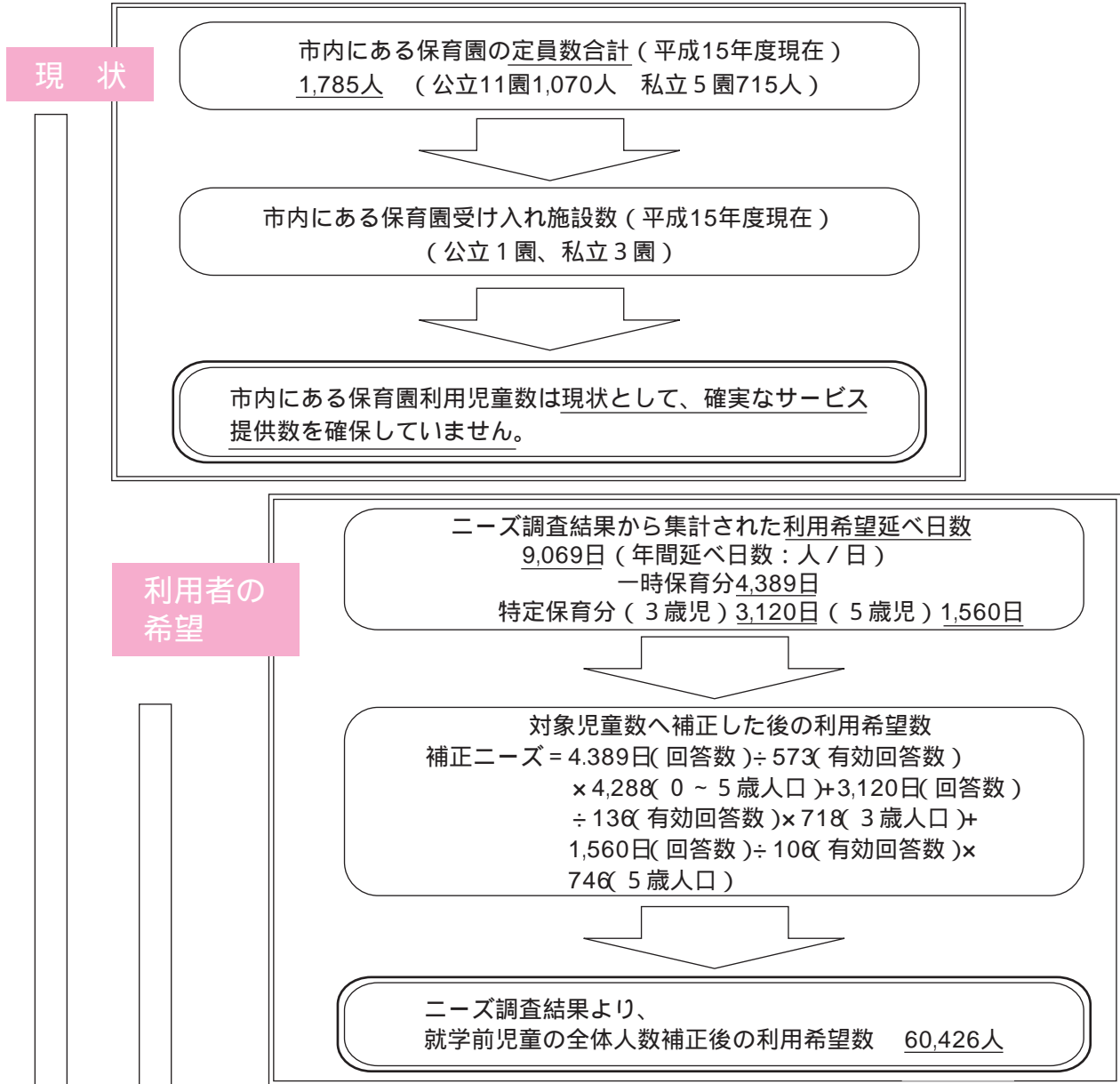
「児童館」の平成21年度目標量 1,158人（13か所）

(4) 一時預かり型事業

病後児保育事業



一時保育事業



平成21年度の必要ニーズ量の考え方

就学前児童の全体人数補正後の利用希望数は60,426人となりますが、現在本市で実施している一時保育事業の実績から推計すると、本市の実際の利用推計人員は2,443人となります。

佐久市一時保育事業利用実績（平成12年度から現在の4園体制となります）
平成12年度 利用人員3,416人 平成13年度 利用人員3,936人
平成14年度 利用人員3,542人 平成15年度 利用人員3,760人（見込み数）
平均3,664人（A）

ただし現在の一時保育利用者の保護者のうち、仕事を理由にしている保護者は、4年間の平均で32.53%あり、これらの保護者は、特定保育事業の対象者に該当すると判断されることから、一時保育利用者から分離されます。また特定保育事業対象が3歳未満児とされており、一時保育児童のうち平均すると83.83%が3歳未満児であることから、下記で算出した児童数は、一時保育から特定保育へ移行すると推定されます。

$3,664人 \times 0.3253 \times 0.8383 = 995.59 \rightarrow 996人$ （B）
従って一時保育の利用児童数は、 $(A) - (B) = 2,668人$ と推計されます。

「一時保育事業」の平成21年度目標量 **延べ2,668人（5か所）**

子育て短期支援事業(ショートステイ)

現 状

市内では現在受入施設はありません。
(平成15年度現在)

市内では現状として、確実なサービス提供数を確保していません。

利用者の
希望

ニーズ調査結果から集計された利用希望泊数
822泊(年間延べ泊数)
修学前児童600泊 小学生222泊

対象児童数へ補正した後の利用希望数
補正ニーズ = $600(\text{泊数}) \div 593(\text{有効回答数}) \times 4,288$
(0~5歳人口) + $222(\text{泊数}) \div 890$
(有効回答数) $\times 4,324(\text{小学生児童数})$

ニーズ調査結果より、
就学前児童の全体人数補正後の利用希望泊数 5,417泊

平成21年度の必要ニーズ量の考え方

ニーズ調査結果より、就学前児童及び小学校児童の全体人数補正後の利用希望数は5,417泊となります。しかし佐久市内で保護者の病気や、母子が夫の暴力などにより一時的に母子寮や児童相談所で保護している児童は、平成14年度、15年度ともに4名であり、本市の実際の利用人員は4人程度と推計されますが、今後設置する計画の母子生活支援施設(定員10世帯)に入所可能となることや、保護を要する児童の増加が予測されることから、推計の2倍の8人を設定します。

「子育て短期支援事業(ショートステイ)」の平成21年度目標量
8人(1施設)

特定保育事業

現 状

市内にある保育園では現在受入実施はありません。
(平成15年度現在)

市内にある保育園では現状として、確実なサービス提供数を確保していません。

利用者の
希望

ニーズ調査結果から集計された利用希望日数
11,544日(年間延べ日数)
0歳 3,120日 1歳 1,248日 2歳 7,176日

対象児童数へ補正した後の利用希望数
補正ニーズ = $3,120 \text{日} \div 113 \text{(有効回答数)} \times 673 \text{(0歳人口)}$
 $+ 1,248 \text{日} \div 116 \text{(有効回答数)} \times 694 \text{(1歳人口)}$
 $+ 7,176 \text{日} \div 180 \text{(有効回答数)} \times 715 \text{(2歳人口)}$

ニーズ調査結果より、
就学前児童の全体人数補正後の利用希望日数 65,583日

平成21年度の必要ニーズ量の考え方

平成12年度からの公立保育園の一時保育希望登録者の中で、仕事を理由としている保護者の割合を見ると、平均して32.53%であり、これらの保護者は、経常的ではなく臨時的な仕事のために保育を希望しており、特定保育事業の対象者となり得ることから、一時保育の必要ニーズ量を使って推計します。

「特定保育事業」の平成21年度目標量 996人(5か所)

(5) ファミリーサポートセンター事業

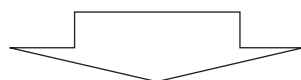
「ファミリーサポートセンター事業」における、国の示した指針は以下のとおりとなっています。

国が示した「ファミリーサポートセンター事業」の指針

人口規模、援助を受けたい者と援助を行いたい者の合計数などを踏まえ、実施の必要性を検討し、目標事業量を設定することが望ましい。



安心して子育てができるように、地域でも子育てを支援する体制づくりを推進するために、現在佐久市社会福祉協議会で設置している「ファミリーサポートセンター」を充実させ、多くの人々が互いに、気軽に支え合える体制をつくります。



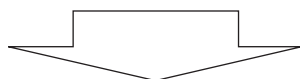
「ファミリーサポートセンター事業」の平成21年度目標量 1か所

(6) 地域子育て支援センター事業

「地域子育て支援センター事業」における、国の示した指針は以下のとおりとなっています。

国が示した「地域子育て支援センター事業」の指針

保護者の身近な相談窓口や交流の場としての機能に鑑み、利用希望状況も踏まえつつ、地域子育て支援センター及びつどいの広場のいずれかを例えば中学校区単位に整備する等、住民の利用し易さを十分配慮して目標事業量を設定することが望ましい。



保育園の子育て機能を生かし、子育て家庭に対して、育児不安等への相談指導、子育てサークルへの支援、障害児のための音楽遊び、料理講習会、講演会などを開催し、地域全体で子育て支援体制を構築していきます。



「地域子育て支援センター事業」の平成21年度目標量 4か所

(7) 子育てサロン事業(つどいの広場事業)

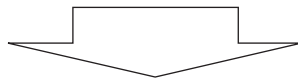
「つどいの広場事業」における、国の示した指針は以下のとおりとなっています。

国が示した「つどいの広場事業」の指針

保護者の身近な相談窓口や交流の場としての機能に鑑み、利用希望状況も踏まえつつ、地域子育て支援センター及びつどいの広場のいずれかを例えば中学校区単位に整備する等、住民の利用し易さを十分配慮して目標事業量を設定することが望ましい。



現在、小学校通学区単位に整備されている児童館で実施しています。今後も児童館を子育て支援の拠点施設として位置づけている観点から、平成21年度における児童館の目標事業量と同じ設定をしました。



「子育てサロン事業」の平成21年度目標量

13か所

次世代育成支援対策佐久市行動計画策定協議会 内規

(設置)

第1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定により策定する次世代育成支援対策佐久市行動計画(以下「行動計画」という。)について調査協議するため、次世代育成支援対策佐久市行動計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2 協議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の計画内容について調査協議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3 協議会は委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、行動計画に係る協議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長、副会長は委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は必要に応じ会長が召集する。

2 協議会は、会長が議会の議長となる。

(庶務)

第7 協議会に関する事務は、保健福祉部児童課において行う。

(委任)

第8 この内規に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この内規は平成15年8月28日から適応する

次世代育成支援対策 佐久市行動計画策定協議会委員名簿

任期～委嘱日から行動計画に係る協議が終了するまでの間

会長 増田 友厚	佐久市教育委員（学識経験者）
副会長 原田 岸子	佐久市スポーツ振興審議会 委員
吉田 昌義	信州短期大学 学長補佐 ライフマネジメント学科長(学識経験者)
柳澤 陽	佐久市区長会 副会長
佐藤 邦彦	佐久医師会 監事
糊澤 今朝三	佐久浅間農業協同組合 常務理事
寺澤 新治	佐久警察署 生活安全刑事課長
小林 則夫	佐久公共職業安定所 統括職業指導官
藤田 敏彦	佐久児童相談所 所長
箕輪 孝子	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員
森山 隆夫	佐久市学事職員会 理事 佐久城山小学校長
持田 実	佐久市青少年育成推進協議会 会長
鷹野 禮子	佐久市保育協会 会長
臼田 徹	佐久市PTA連合会 副会長
西川 喜代志	長野県小諸養護学校 PTA会長
篠原 誠次	佐久市保育園保護者会連合会 会長
中村 美登里	(社)長野県栄養士会佐久支部 支部長
臼田 早人	佐久市身体障害者福祉協会 会長
原 敦子	佐久市母子寡婦福祉会 会長
片岡 啓子	日本助産師会長野県支部佐久地区 地区長
柳沢 芳子	佐久市立図書館協議会 委員
辻 茂代	佐久市岩村田児童館 館長
黒岩 肇	佐久市子ども特別対策推進員

次世代育成支援対策 佐久市行動計画

平成16年3月

発行 佐久市
〒385-8501 佐久市大字中込3056番地
編集 佐久市保健福祉部 児童課 保健課
佐久市教育委員会 学校教育課 生涯学習課 公民館
編集協力 財団法人 全国保健福祉情報システム開発協会